



# 品川区環境基本計画

みんなで創り育てる環境都市

平成30(2018)年度～平成39(2027)年度



平成30(2018)年3月 品川区



## はじめに

品川区では、平成 25（2013）年に「第二次品川区環境計画」を策定し、「みんなで創る環境都市しながわ」を将来像として、生活環境の向上や地球環境の保全に寄与する様々な取り組みを区民・事業者の皆さまと手を取り合いながら着実に取り組んでまいりました。

その結果、区内の大気や水質は改善され、魅力的な水辺空間やみどりが増え、区の基本構想で掲げる「次代につなぐ環境都市」の実現に向かって着実に前進しています。

一方で、地球全体の環境に目を向けると、地球温暖化は進行し、その影響は集中豪雨や夏の暑さ等の形で、私たちの生活にも影響しています。平成 27（2015）年には、フランスのパリにおいて京都議定書以来 18 年ぶりとなる、法的拘束力のある「パリ協定」が採択され、世界の国々が連携し、地球温暖化への取り組みを強化していくことが決まっています。

品川区においては、このような背景を踏まえ、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、今までの計画を全面的に見直し、新たに「品川区環境基本計画」を策定しました。

本計画では、区内の様々な場所で芽生えた取り組みや想いを大きく育て、やがて地球全体の環境を守り支える大樹となることを目指し、これまでより一歩進んだ「みんなで創り育てる環境都市しながわ」を将来像としました。区民の方々・事業者の方々・区が一体となって、省エネルギーや省資源等の取り組みを行えるよう、区は率先して行動していく所存です。そして多くの区民の方々がこれからも住み続けたいと思えるよう、持続可能な環境施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました品川区環境計画等改訂協議会の各委員をはじめ、パブリックコメントへのご意見等、計画の策定にご協力いただいた多くの区民の皆さまに心からお礼を申し上げます。



平成 30 年 3 月

品川区長 濱野 健

# 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 品川区環境基本計画の策定にあたって.....	1
(1) 策定の背景.....	1
(2) 計画の目的.....	2
2 第二次環境計画の振り返り.....	3
(1) 施策・事業の実施状況.....	3
(2) 重点プロジェクトの実施状況.....	5
3 計画の方針.....	7
4 計画の位置付け.....	8
5 計画期間.....	9
6 計画の対象範囲.....	9
(1) 計画の対象地域.....	9
(2) 対象とする計画の範囲.....	9
第2章 地球環境に関する近年の状況.....	10
1 関連計画等.....	10
(1) 国の環境基本計画.....	10
(2) 東京都の環境基本計画.....	11
(3) 国連の持続可能な開発目標（SDGs）.....	12
(4) 基礎自治体としての区の役割.....	13
2 品川区の現状と課題.....	14
(1) 地球温暖化.....	14
(2) 資源循環.....	28
(3) 自然環境.....	31
(4) 生活環境.....	36
(5) 文化環境.....	40
(6) 環境に関するアンケート.....	43
第3章 計画の目標.....	52
1 目指す将来像.....	52
2 基本目標・共通目標.....	53
(1) 基本目標.....	53
(2) 全ての基本目標の土台となる共通目標.....	54
第4章 取り組みの内容.....	55
1 施策体系.....	55
2 指標・目標.....	57
3 施策と取り組み.....	58

基本目標 1 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）	58
(1) 指標・目標値	58
(2) 目指す方向性	59
(3) 温室効果ガスの削減目標	60
(4) 施策と取り組み	62
基本目標 2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）	71
(1) 指標・目標値	71
(2) 目指す方向性	71
(3) 施策と取り組み	73
基本目標 3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）	80
(1) 指標・目標値	80
(2) 目指す方向性	80
(3) 施策と取り組み	82
基本目標 4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）	90
(1) 指標・目標値	90
(2) 目指す方向性	90
(3) 施策と取り組み	92
基本目標 5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）	97
(1) 指標・目標値	97
(2) 目指す方向性	97
(3) 施策と取り組み	98
共通目標 「日常的に実践する人」を育てる （環境教育・環境コミュニケーション）	100
(1) 指標・目標値	100
(2) 目指す方向性	100
(3) 施策と取り組み	102
第5章 区の重点取り組み内容	107
1 重点プロジェクトの選び方	107
2 重点プロジェクト	108
第6章 環境保全行動指針	119
1 区民の行動	119
2 事業者の行動	129
第7章 計画の推進体制・進行管理	138
1 推進体制	138
2 進行管理	139

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 品川区環境基本計画の策定にあたって

### (1) 策定の背景

区では、平成15（2003）年度に環境施策の基本方針を定めた「品川区環境計画」を策定し、平成25（2013）年度には「第二次品川区環境計画〔平成25（2013）年度～平成34（2022）年度〕」（以下、「第二次環境計画」とする）を策定しました。

第二次環境計画は、中間年〔平成29（2017）年度〕に見直しを図ることが定められていましたが、下記の背景1～3に示すとおり、社会的な変化に対応しながら、更に環境保全を促進するためには、計画全体の刷新が必要と判断しました。

そのため、第二次環境計画の中間見直しではなく、「品川区環境基本計画」として新たな計画を策定することとしました。

#### 背景1 地球温暖化対策の重要度の高まりに対応することが必要

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、地球温暖化対策は世界共通の切迫した課題として更なる対策の強化が求められています。

区においても、地球温暖化対策を環境計画の基本目標の一つに位置付けるとともに、平成22（2010）年度に「品川区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区内の温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

しかし、人口・世帯数の増加、事業所の床面積の増加等により、日々の生活や仕事の中で排出される温室効果ガスを削減しにくい特性も相まって、一層の削減努力が必要となっています。このため、地球温暖化対策をこれまで以上に充実させ、区民一人ひとりの実践を促し、実効的な対策の展開が必要となっています。

また、わが国全体のエネルギー政策の転換も踏まえた、新たな温室効果ガスの削減目標を掲げ、区内の現状に応じた進行管理への見直しも必要となっています。

#### 背景2 国・東京都の環境施策の動向への対応が必要

東京都は、「東京都環境基本計画」を平成28（2016）年3月に策定しました。また、国は「地球温暖化対策計画」を平成28（2016）年5月に策定しました。

区の環境施策は、国・都の施策や方向性と緊密に連携しながら進めることでより効果が発揮されるため、それぞれの新たな計画と整合を図り、一体的に環境保全対策を推進することが必要です。

#### 背景3 区民・事業者の実践を促す機運の醸成が必要

環境保全の取り組みは、区民一人ひとりの実践が必要不可欠です。環境基本計画は、区民・事業者・区が取り組むべき施策・事業を明らかにするとともに、区民や事業者と将来像・目標を共有し、日々の取り組みの指針を示すものでもあります。

そこで、より区民・事業者にわかりやすい計画への刷新が必要であり、そのために「第二次環境計画」と「品川区地球温暖化対策地域推進計画」を一体化し「品川区環境基本計画」とすることとしました。

新たに生まれ変わった「品川区環境基本計画」を中心に、これまで以上に区内の環境保全に対する取り組みの機運を高めていきます。

## (2) 計画の目的

「品川区環境基本計画」とは、区の環境行政に関わる基本方針を定める計画として、環境の視点から目指す将来像と指針を示すものです。

また、各取り組みの方向性や具体的な内容を示し、区民・事業者・区が一体となって取り組むための手引きとしても位置付けられるものです。

更に、優先的に取り組む重点プロジェクトを設定し、より具体的で効果的な取り組みを推進していきます。

## 2 第二次環境計画の振り返り

平成 25（2013）年度に策定した第二次環境計画は、平成 29（2017）年度が計画期間の中間年であり、計画策定からの 5 年間で、各種の環境保全施策を推進してきました。ほとんどの施策・事業について計画に準じて取り組みを進め、多くの指標・目標を達成できましたが、地球温暖化対策を中心に、取り組む余地を残した分野もありました。

### (1) 施策・事業の実施状況

第二次環境計画では、環境の分野ごとに 5 つの基本目標を定め、各種の施策・事業を遂行するとともに、代表的な事業を対象に指標・目標を設定して、その進捗管理を行ってきました。

以下に、第二次環境計画の基本目標ごとに、施策・事業の実施状況を以下に示します。

#### 基本目標 1 持続可能な地域社会を実現する(地球環境)

##### 低炭素社会を実現する

##### ■ 区民・事業者に対する地球温暖化対策の重要性は浸透・定着

環境学習講座による意識啓発や、区による区施設への太陽光発電の率先導入等により、地球温暖化対策の重要性は区民・事業者に浸透・定着しつつあります。また、東日本大震災直後の緊急節電等を通して、エネルギー問題がより切実なものとなり、多くの区民・事業者が省エネ行動を心がけています。

##### ■ 区内からの温室効果ガス排出量は、大幅な削減には至らず

人口や世帯数、事業所の床面積の増加に代表されるまちの発展や、東日本大震災以降の発電所の稼働状況の変化等により、地球温暖化の原因となる温室効果ガス<sup>注)</sup>の大幅な削減には至っていません。

また、エネルギー消費量は平成 23（2011）年の東日本大震災を機に減少傾向が続いています。

注) 温室効果ガスの 9 割以上を占める二酸化炭素（以下 CO<sub>2</sub> という）を指標としています。

##### 【第二次環境計画の CO<sub>2</sub> に関する目標】

区の CO<sub>2</sub> 排出量：目標 1,324 千 t-CO<sub>2</sub>

実績〔平成 26（2014）年〕 2,084 千 t-CO<sub>2</sub>

一世帯当たりの区の家庭部門 CO<sub>2</sub> 排出量：

目標 1.7 t-CO<sub>2</sub>/世帯

実績〔平成 26（2014）年〕 2.7t-CO<sub>2</sub>/世帯

##### ■ 周辺自治体や事業者との連携による効果的な対策の実施が必要

第二次環境計画で掲げた 42 事業のうち、他自治体・事業者と連携を要する事業を除いて概ね実施しています。

事業者の技術・資金等を活用しながら、他自治体との連携に基づく区外での取り組みも視野に入れ、区内の温室効果ガス排出量の削減に寄与する施策・事業に引き続き取り組んでいく必要があります。



### 循環型社会を実現する

#### ■ 環境学習等の効果によりごみ量は毎年減少し、資源化の取り組みも定着

ごみ量の毎年の減少や資源化率の維持、スケルトン車両を使った環境学習の継続実施等、事業の実施による効果は認められます。ただし、第二次環境計画は計画期間を2022年度までとしており、平成29(2017)年度時点では設定した目標には至っていないことから、分別や適切な排出の取り組みを強化し、引き続き発生抑制・資源リサイクル・適正処理の取り組みを推進していく必要があります。

#### ■ 「きれいなまち」を目指した美化促進の強化が必要

第二次環境計画では、まちの清潔さに対する区民満足度の向上を指標として、美化活動等に取り組んでいましたが、アンケート(p43~参照)による満足度は横ばいとなっており、更なる取り組みの強化が必要です。

### 基本目標2 水とみどりがつなぐまちを実現する(自然環境)

#### ■ 水辺の環境保全や親しめる空間づくりは計画どおりに進行中

目黒川と立会川の水質の環境基準は達成されており、今後も継続して水質の向上に努めていきます。また、水辺に親しむことができる空間整備も計画どおりに進められており、より魅力的な空間となりつつあります。

#### ■ 区内のみどりは増えており、長期的な視点で今後も継続

区内の緑化が進んでみどり率は徐々に増加しており、今後も長期的な視点に立って継続的に取り組みます。

### 基本目標3 健全でやすらぎのある生活環境を実現する(生活環境)

#### ■ 各施策・事業は着実に実施

大気・騒音・振動・悪臭等、すこやかな生活環境を保全するために必要な施策・事業については、計画どおりに実施してきました。

#### ■ 更なる改善を目指した継続的な取り組みが必要

大気汚染や道路騒音等、区だけでは改善が困難なものについては、引き続き、国・都と連携して改善に取り組むことが必要です。

### 基本目標4 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境)

#### ■ 人にやさしい地域づくりが着実に進行中

放置自転車が年々減少傾向にある等、だれもが安心して生活できる、人にやさしい地域を目指した施策・事業を実施しています。

#### ■ 魅力ある街並みづくりが着実に進行中

歴史・文化を伝える景観の保全・形成を計画的に進めており、品川の歴史・文化を伝える街並みづくりに取り組んでいます。

## 共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する(共通)

### ■ 環境学習の機会が充実

区では、拠点施設等を最大限活用しながら、体験型の環境学習の機会を新たに設ける等、機会づくりに取り組んでおり、第二次環境計画で予定した事業について着実に遂行してきました。今後も、更なる参加拡大を目指して、継続して充実させるよう取り組むことが必要です。

### ■ 環境保全活動に取り組む事業者は年々増加

第二次環境計画に基づき、エコパワーカンパニー（区の環境認証制度 平成28（2016）年度終了）やSHINAGAWA “もったいない” 推進店の認定等、事業者との連携による活動を実施してきました。認定事業者数は年々増加しており、環境保全活動に参加する事業者のすそ野が広がりつつあります。

今後も、事業者との連携を深めながら、主体的な取り組みを促していくことが必要です。

## (2) 重点プロジェクトの実施状況

第二次環境計画では、5つの重点プロジェクトを定め、優先して取り組んできました。いずれのプロジェクトも概ね計画どおりに取り組むことができ、一定の成果が得られました。

各プロジェクトの実施状況を以下に示します。

### 重点1 民間活力を活用した再生可能エネルギー<sup>※1</sup>の導入推進プロジェクト

家庭・事業者を対象とした太陽光発電設備の設置助成により、区内の太陽光発電の導入を着実に進めることができました。

また、民間事業者による区内小学校等への太陽光発電設備の設置（10kW）を実施し、民間活力導入の新たな実例となりました。

### 重点2 水質改善による水辺の魅力アッププロジェクト

勝島運河の水質改善のため、雨水貯留施設の整備等を行い、運河の水質改善を図りました。

### 重点3 電気自動車等の有効活用プロジェクト

地域センター等の区内の拠点施設において、庁用車としての電気自動車の導入に取り組まれました。この電気自動車は、非常時のエネルギー源とし活用することも想定しています。

※1 エネルギー源として持続的に利用できるものと認められているもので、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・その他自然界に存在する熱・バイオマスが規定されている。

**重点4** 身近にある「大切な環境」発見プロジェクト

区民による「身近な大切な環境」の発見を支援する取り組みとして、エコライフ・アイデアコンテスト等の事業を行い、区民への意識啓発を図りました。

また、環境記者による提供記事をホームページ等で発信することにより、環境情報の共有化を図っています。

**重点5** 体験型環境学習の充実プロジェクト

小・中学生や地域を対象に、環境に関する「現場」を体感できる体験型環境学習を実施し、区民の環境に関する理解の向上を図りました。



環境学習

### 3 計画の方針

本計画の策定方針は、以下の4点とします。

#### 方針1 品川区基本構想と品川区長期基本計画で掲げた「5つの都市像」の実現に環境の側面から寄与する

環境は分野横断的な取り組みであり、区が掲げる5つの都市像の全ての実現に寄与します。

特に「4.次代につなぐ環境都市」は関係が深く、環境基本計画がけん引すべき都市像となっています。

なお、新たな品川区長期基本計画は平成32(2020)年度に向けて策定中であり、本計画もその内容に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

##### <都市像>

- |                 |
|-----------------|
| 1.だれもが輝くにぎわい都市  |
| 2.未来を創る子育て・教育都市 |
| 3.みんなで築く健康・福祉都市 |
| 4.次代につなぐ環境都市    |
| 5.暮らしを守る安全・安心都市 |

#### 方針2 新たな社会的動向や技術的動向を踏まえて、時勢に見合った計画とする

環境に対する社会の認識は年々変化しており、それに合わせて、技術や市場の動向も変化しています。気候変動問題では、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、途上国も含めた全ての国が温室効果ガスの排出削減に参加する新たな枠組みの「パリ協定」が採択されました。これらの最新の動向と今後の見通しを踏まえた、時勢に見合った計画とします。(詳細はp25へ)

#### 方針3 国・都の新たな計画との整合を図り、基礎自治体に期待される役割を果たす

国は平成28(2016)年5月に新たな「地球温暖化対策計画」を策定し、平成25(2013)年度比で平成42(2030)年度までに温室効果ガス26%削減という目標を掲げています。

東京都においても、平成28(2016)年3月に「東京都環境基本計画」が策定され、温室効果ガスを平成12(2000)年度比で平成42(2030)年度までに30%削減、平成25(2013)年度比で38%削減という目標を掲げています。

これらの計画との整合を図るとともに、区は基礎自治体としての役割を果たしていきます。(詳細はp61へ)

#### 方針4 区内外の協働を強め、より着実に効果的なネットワークを構築する

高度に都市化された区における環境に関する取り組みは、区内だけでは制約条件が厳しく、実施できない取り組みも多くあります。そこで、区外とも協働を強め、取り組みの幅・質を高めていきます。

## 4 計画の位置付け

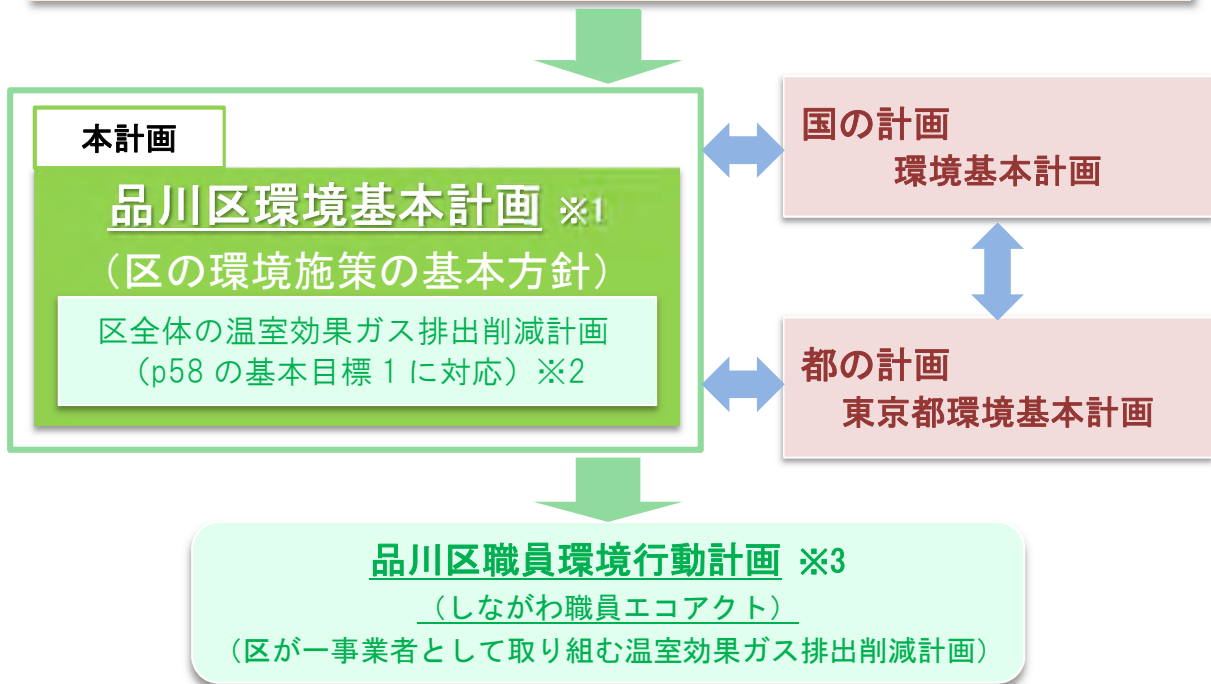
本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「まちづくりマスタープラン」、「水とみどりの基本計画・行動計画」、「一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、環境保全・創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区が掲げる将来像を環境の側面から実現を目指すものです。また、国の環境基本計画法に倣って作成しています。

### 品川区基本構想 [平成 20 (2008) 年 4 月]

- <将来像> 輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ
- <基本理念>
- ・ 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
  - ・ 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
  - ・ 区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる

### 品川区長期基本計画 [平成 21 (2009) 年 4 月]

- <計画期間> 平成 21 (2009) 年度～平成 30 (2018) 年度
- <都市像>
- 1.だれもが輝くにぎわい都市
  - 2.未来を創る子育て・教育都市
  - 3.みんなで築く健康・福祉都市
  - 4.次代につなぐ環境都市
  - 5.暮らしを守る安全・安心都市



[計画の策定根拠]

- ※1 「環境基本法」に倣って策定
- ※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（地域施策編）」として策定
- ※3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定

図 1-1 計画の位置付け

## 5 計画期間

平成 30 (2018) 年度から平成 39 (2027) 年度とします。(原則として中間年、または必要に応じて見直しを行います。)

## 6 計画の対象範囲

### (1) 計画の対象地域

本計画の対象は、区全域とします。

### (2) 対象とする計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、以下のとおりとします。

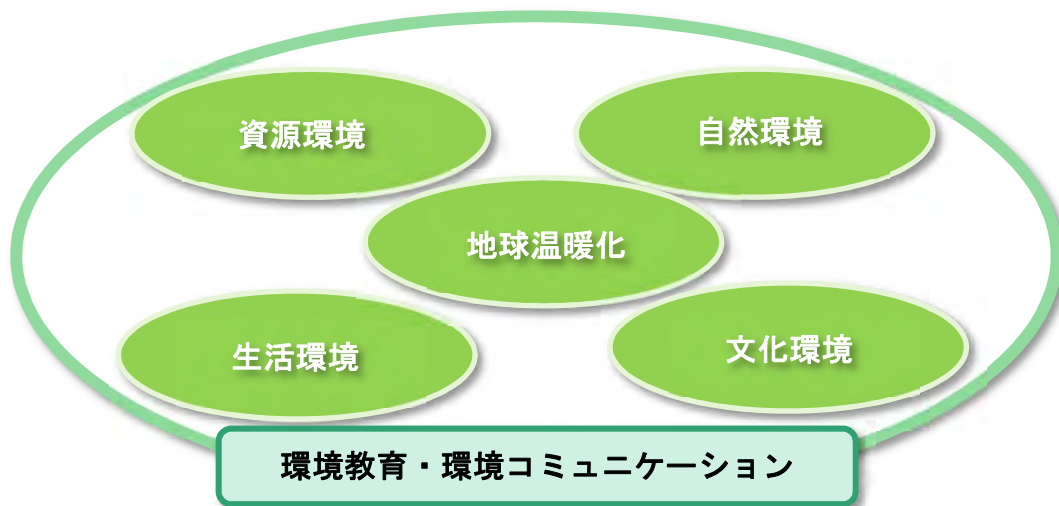


図 1-2 本計画の対象範囲のイメージ

表 1-1 本計画の対象範囲

地球温暖化	地球温暖化対策、気候変動への適応、エネルギー等
資源環境	資源の循環利用、廃棄物減量等
自然環境	植物・動物等からなる生態系保全、河川・運河・公園等の水やみどりの保全・活用等
生活環境	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・悪臭・騒音・振動・地盤沈下・化学物質による汚染の防止、建築物の環境配慮、人にやさしい地域づくり等
文化環境	地域の歴史・文化等の特性を活かしたまちづくりと、良好な景観の保全等
環境教育・ 環境コミュニケーション	区内で暮らし学び働く全ての人を対象とした環境教育・環境学習と、区民・事業者・区の連携による環境活動や情報発信等

## 第2章 地球環境に関する近年の状況

### 1 関連計画等

#### (1) 国の環境基本計画

国は、平成 24（2012）年 4 月に「第四次環境基本計画」を策定しました。この計画は、「目指すべき持続可能な社会の姿」に向けて、今後の環境政策の基本的な方針を示す「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」と、方針に基づく具体的な展開である「9つの優先的に取り組む重点分野」等によって構成されています。

なお、平成 30（2018）年 2 月には「第五次環境基本計画（案）」が公表され、環境・経済・社会それぞれが抱える課題の同時解決に取り組む方針を維持しつつ、より具体的な行動につなげていく内容となっています。また、同じく平成 30（2018）年 2 月には「気候変動適応法案」が閣議決定され、気候変動による被害への対応が強化される見通しです。



図 2-1 第四次環境基本計画の「目指すべき持続可能な社会の姿」

表 2-1 持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向

1	政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上、環境政策分野間の連携）
2	国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化（国益と地球益の双方の視点）
3	持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
4	地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

出典：「第四次環境基本計画」（環境省、平成 24 年度）をもとに作成

表 2-2 9つの優先的に取り組む重点分野

1	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2	国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進
3	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4	地球温暖化に関する取り組み
5	生物多様性の保全および持続可能な利用に関する取り組み
6	物質循環の確保と循環型社会の構築
7	水環境保全に関する取り組み
8	大気環境保全に関する取り組み
9	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み

出典：「第四次環境基本計画」（環境省、平成24年度）をもとに作成

## (2) 東京都の環境基本計画

東京都は、平成26（2014）年12月に「東京都長期ビジョン～『世界一の都市・東京』の実現を目指して～」を策定し、東京都の将来像や、環境分野を含む幅広い政策の展開を示しています。

平成28（2016）年3月に新たに策定した「東京都環境基本計画2016」では、この長期ビジョンの考え方や政策展開を踏まえながら、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、「最高水準の都市環境の実現」・「サステナビリティ」・「連携とリーダーシップ」の視点を踏まえ、5つの政策を展開しています。

政策展開の視点		目標年次
◆最高水準の都市環境の実現 ◆サステナビリティ ◆連携とリーダーシップ		2020年／2030年
「世界一の環境先進都市・東京」の実現 政策の柱	<b>政策1 スマートエネルギー都市の実現</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減（2000年比）</li> <li>●2030年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合30%程度</li> <li>●2030年までに燃料電池自動車20万台、水素ステーション150か所</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶中小規模事業所等への取組支援</li> <li>▶住宅の省エネ性能向上</li> <li>▶地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大</li> <li>▶水素エネルギーの普及・拡大</li> </ul>
	<b>政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2030年度の一般廃棄物リサイクル率37%</li> <li>●2030年度に最終処分量を25%削減（2012年度比）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶食品ロス削減の促進</li> <li>▶事業系廃棄物のリサイクルの促進</li> <li>▶先進企業等と共同したモデル事業の実施</li> <li>▶新たなスタイルによる公共空間の美化</li> </ul>
	<b>政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人</li> <li>●自然公園の潜在的な魅力の掘り起し</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶花と緑による都市環境の向上</li> <li>▶生物多様性に配慮した緑化の推進</li> <li>▶多様な主体の参画による自然環境の保全</li> <li>▶新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討</li> </ul>
	<b>政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2030年度までに全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下</li> <li>●真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の普及拡大</li> <li>▶暮らしに身近な低VOC商品の選択促進</li> <li>▶クールスポットなど暑熱環境の改善</li> </ul>
	<b>政策5 環境施策の横断的・総合的な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進</li> <li>●環境学習、環境広報の充実強化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶世界の諸都市との政策連携・技術協力</li> <li>▶都民、NGO/NPO、企業等との連携</li> <li>▶次世代の人材育成等の充実・強化</li> <li>▶東京都環境科学研究所の機能強化</li> </ul>

図 2-2 東京都環境基本計画2016の将来像

出典：東京都環境基本計画より作成



### (3) 国連の持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、平成27（2015）年の国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた、平成28（2016）年から2030年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。SDGsでは、発展途上国への開発協力だけでなく、先進国も自らの国内における課題への取り組みを強化し、国際社会全体として、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、取り組んでいくことが必要とされています。



図 2-3 持続可能な開発目標(SDGs)17ゴール

出典：「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）

日本の現状を踏まえ、国は、SDGsの実施指針を平成28（2016）年12月に決定し、2030アジェンダに掲げられている5つのP〔People（人間）・Planet（地球）・Prosperity（繁栄）・Peace（平和）・Partnership（パートナーシップ）〕に対応する日本の8つの優先課題を掲げました。

環境面においては、省エネルギー・再生可能エネルギー・気候変動対策・循環型社会・生物多様性・森林・海洋等の環境の保全が優先課題となっており、区においても優先して取り組むべき課題といえます。

表 2-3 日本の8つの優先課題

People	1 あらゆる人々の活躍の推進 2 健康・長寿の達成
Prosperity	3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet	5 省エネルギー・再生可能エネルギー・気候変動対策・循環型社会 6 生物多様性・森林・海洋等の環境の保全
Peace	7 平和と安全・安心社会の実現
Partnership	8 SDGs 実施推進の体制と手段

#### (4) 基礎自治体としての区役割

環境保全に関する取り組みは、幅広い分野において、様々な主体がそれぞれの立場に応じて取り組みを展開しています。

その中で、基礎自治体が果たすべき役割<sup>注)</sup>、期待される役割<sup>注)</sup>については、以下のように整理することができます。

- 区民や事業者にもっとも近い基礎自治体として、一人ひとりへのきめ細やかなアプローチを通じて、環境保全の取り組み意識を高め、区全体としての取り組み機運を醸成する。
- 区民や事業者のニーズに合わせて、情報提供や取り組み支援、教育講座やイベント等の開催により、正しい知識や効果的な取り組み方法の周知に努め、自発的な実践を促す。
- 区民・事業者の取り組みをけん引する立場として、率先した環境保全に取り組み、その効果等を発信・共有する。
- 各種の申請や規制の窓口として、事業者等に関係法令を遵守させ、公害等を未然に防ぐとともに、より快適で魅力的なまちづくりを促す。
- 生活の中で生じる環境に関する問題の解決に向けた支援や指導を行う。
- 国や都が示している環境保全に関連する事業方針の中で、地域と一体的に取り組みむ必要がある事業の実現において、地域の巻き込みや取りまとめを担い、国・都と連携して事業の実現に取り組む。

注) 上記の役割は、国の環境基本計画や地球温暖化対策推進計画、東京都の環境基本計画で示された地方公共団体の役割を集約したものです。

これを踏まえ、区・国・都の具体的な役割分担のイメージを下図に示します。

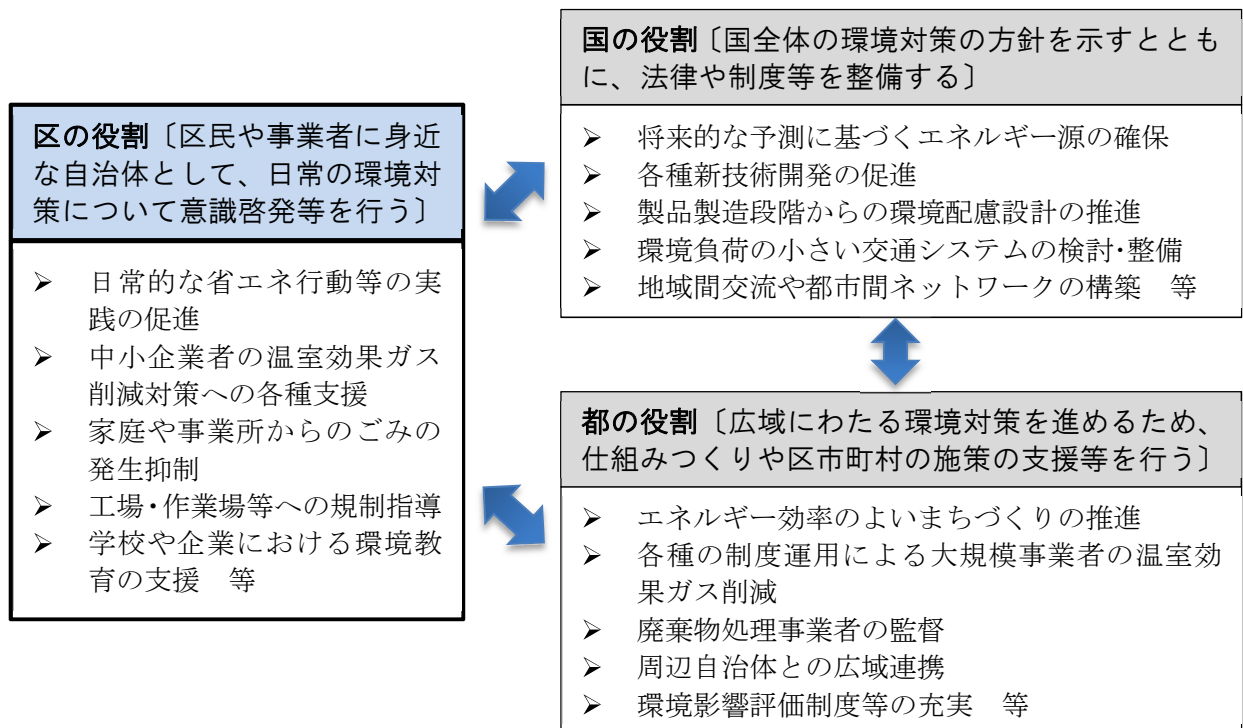


図 2-4 区・国・都の主な役割分担(イメージ)

## 2 品川区の現状と課題

### (1) 地球温暖化

#### 1) 気象

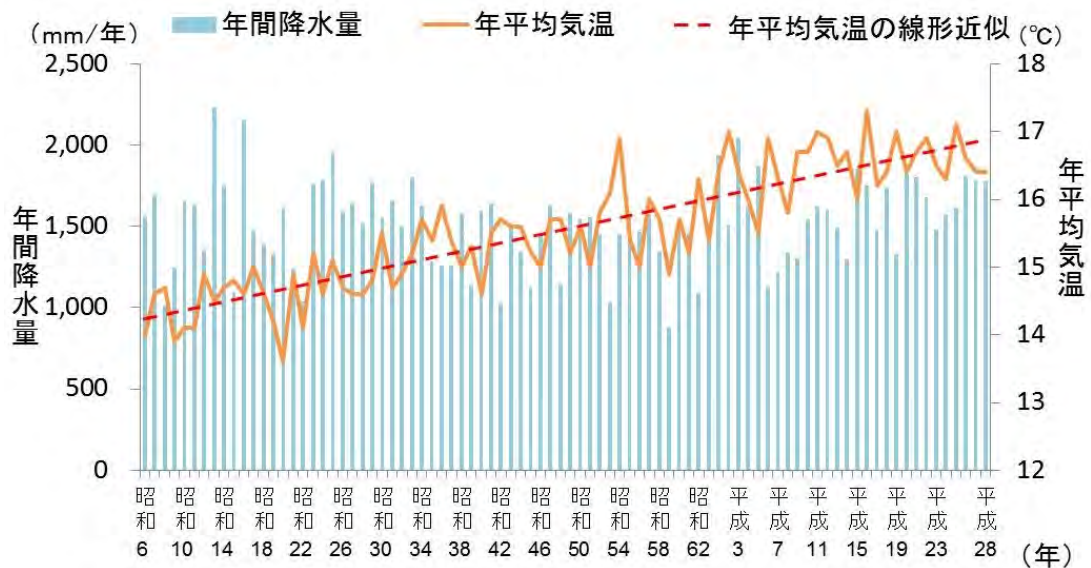
##### 現状

- 東京管区気象台のデータ<sup>注)</sup>によると、昭和初期に約14℃であった年平均気温は上昇傾向にあり、最近では16℃を超えるようになっています。
- 年間降水量は年によって変動がありますが、明確な増減傾向はみられません。一方で、短時間で強い雨が降る等の極端な気象現象は年々増加の傾向があります。

##### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p68～p69)

- 気候の変動により、熱中症の発症や台風の大型化等による浸水の発生等への対策の重要性が増しています。暑さ対策の強化や健全な水循環の確保等の取り組みを引き続き推進していく必要があります。



注) 観測地点：東京（東京都） 緯度：北緯35度41.4分／経度：東経139度45.0分

図 2-5 年平均気温と年間降水量の推移(東京管区気象台)(昭和6年～平成28年)

出典：気象庁 HP「気象統計情報」より作成

#### コラム

#### 地球温暖化と温室効果ガス

地球温暖化は、温室効果ガスと呼ばれるCO<sub>2</sub>や窒素等のガスが、太陽から地球に届く熱を吸収することによって起こります。

温室効果ガスは地球の気温を保つために必要なものですが、産業革命以降の大量の温室効果ガスの排出により、気温が上昇を続けており、問題になっています。

⇒詳しくは p25 へ

## 2) 温室効果ガス排出量

### 現状

- 平成 26 (2014) 年度の区の温室効果ガス排出量は約 2,232 千 t-CO<sub>2</sub> (トン・CO<sub>2</sub>/CO<sub>2</sub> 換算した排出量) で、20 年前の平成 7 (1995) 年度と比較すると約 18% 増加しています。近年の傾向では、平成 24 (2012) 年度をピークに直近 2 年間は減少傾向にあります。(排出量の算出方法は下の参考 1 を参照)
- 温室効果ガス排出量の約 9 割を占める CO<sub>2</sub> の部門別割合では、平成 26 (2014) 年度で事業所・官公庁等の業務部門が最も大きく約 48%、次いで家庭部門が約 27% を占めています。(部門は下の参考 2 を参照)

### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70)

- 地球温暖化の進行を防ぐためには、温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要です。
- 温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの消費量を減らすことと、再生可能エネルギー等 CO<sub>2</sub> 排出量のより少ないエネルギーに転換することが重要です。

#### 【参考 1】 温室効果ガス排出量の算出方法

温室効果ガス排出量は以下の式で算出します。

$$\text{排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{エネルギー種別の排出係数}$$

エネルギー消費量 : 電気、ガス、燃料等の消費量

エネルギー種別の排出係数: 電気やガス等のエネルギーを使用した際に排出される温室効果ガス量

(例) 家庭部門の電力使用による温室効果ガス排出量(t-CO<sub>2</sub>)

$$= \text{家庭部門の電力消費量 (kWh)} \times \text{電力の温室効果ガス排出係数 (t-CO}_2\text{/kWh)}$$

#### 【参考 2】 CO<sub>2</sub> の部門別排出量とは

CO<sub>2</sub> は以下の 5 部門に分けられています。

家庭部門	家庭内で消費したエネルギーを CO <sub>2</sub> に換算したもの
業務部門	事業所・官公庁等・第三次産業に属する企業・個人が事業所内で消費したエネルギーを CO <sub>2</sub> に換算したもの
産業部門	第一次・第二次産業に属する工場・事業所内で消費したエネルギーを CO <sub>2</sub> に換算したもの
運輸部門	人・ものの輸送・運搬で消費したエネルギーを CO <sub>2</sub> に換算したもの
廃棄物部門	ごみ等の廃棄物の燃焼により発生した CO <sub>2</sub>

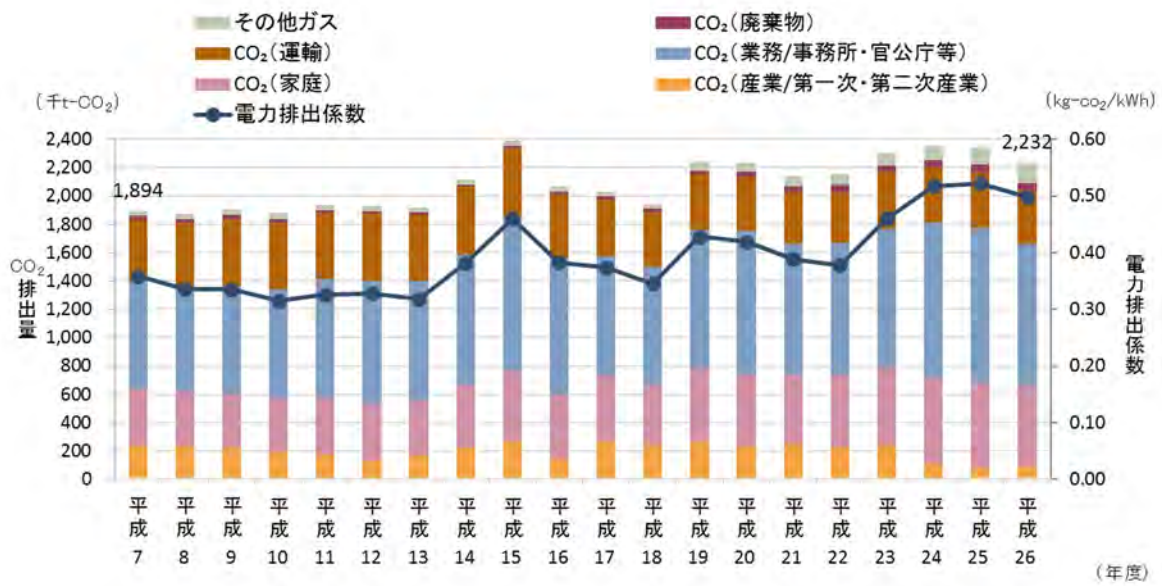


図 2-6 区における温室効果ガス排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

### 3) エネルギー消費量

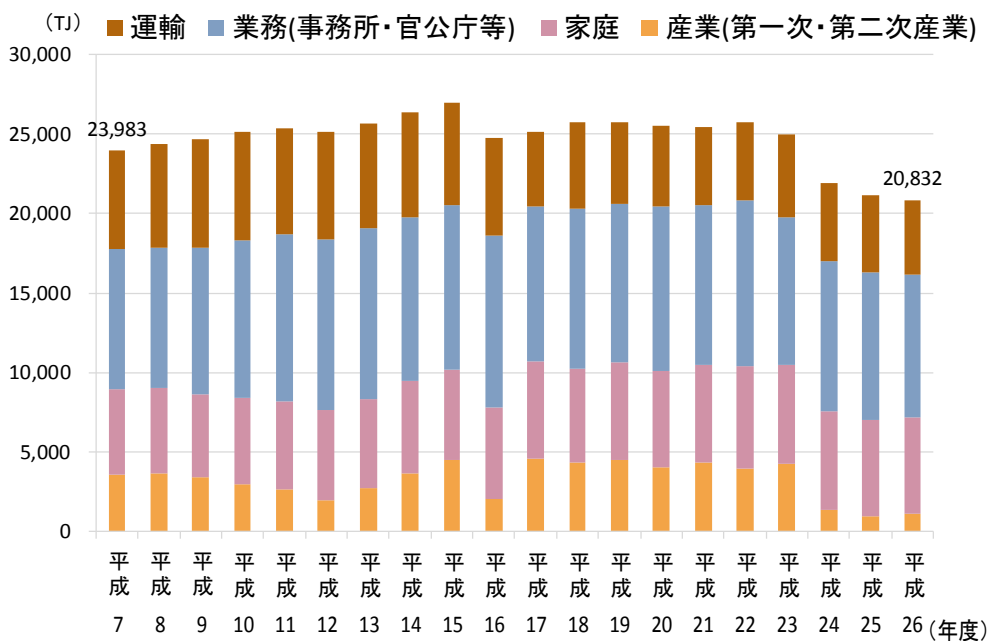
#### 現状

- 区のエネルギー消費量<sup>注)</sup>は約 20,832TJ(テラジュール/熱量換算した単位)で、平成7(1995)年度と比較すると約13%減少しています。近年の傾向では、平成23(2011)年度の東日本大震災を機に減少傾向が続いています。
- 部門別では、平成26(2014)年度で事業所・官公庁等の業務部門が最も大きく約43%、次いで家庭部門が約29%を占めています。

#### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70)

- 家庭・業務部門のエネルギー消費量が特に多いため、削減する必要があります。
- エネルギー消費量の削減は、地球温暖化対策だけでなく、国のエネルギーの自給率の向上や、光熱水費の削減による家計や経営の安定等の面でも重要です。
- 区内で暮らし働く全ての人が省エネ型の行動(節電、公共交通機関の利用等)を実践するとともに、再生可能エネルギーを増やすことが必要となります。



注) エネルギー消費量には、電気、ガス、灯油、車両燃料等が含まれます。

図 2-7 区におけるエネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

#### 一口メモ

##### ▼区におけるエネルギー消費量の原油換算

区内で消費されているエネルギー量を「原油」に換算すると、平成26(2014)年度の実績で、537,466klとなります。

これは、2リットルのペットボトル約2億6,873万本に相当し、このペットボトルを並べると、地球約2周分の長さに相当します。



× 約2億6,873万本  
(地球約2周分に相当)



《家庭》

現状

- 家庭部門のエネルギー消費量の増減の要因である、区の人口・世帯数<sup>注1)</sup>は増加傾向にあり、平成29(2017)年は平成7(1995)年比でそれぞれ約20%、約41%の増加となっています。1世帯当たり人員<sup>注2)</sup>は減少傾向にあり、平成29(2017)年は、1.8人/世帯と、2人/世帯を下回っています。
- 品川区人口ビジョンによると総人口は今後も緩やかに増加していくことが予想され、平成39(2027)年から平成45(2033)年頃にピークに達すると予測されます。長期的には人口は減少傾向に転じると予測されます。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70)

- 人口・世帯数の増加により生産・消費活動も増加することから、引き続き、区民一人ひとりにエネルギー消費量の排出抑制等、環境に配慮した生活を促すことが重要です。
- 長期的には外国人の増加や世帯の高齢化等、居住者の多様化も進むことが想定されることから、全ての区民が取り組むことができるよう、具体的な取り組みや行動の手法等に関する情報提供や啓発を図っていくことが重要です。



注1) 人口、世帯数の統計は各年1月1日現在の数字。  
 注2) 「1世帯当たり人員」は「人口」を「世帯数」で除した値。

図 2-8 区の人口・世帯数の推移(平成7～29年)

出典：区HP「品川区の統計」より 作成

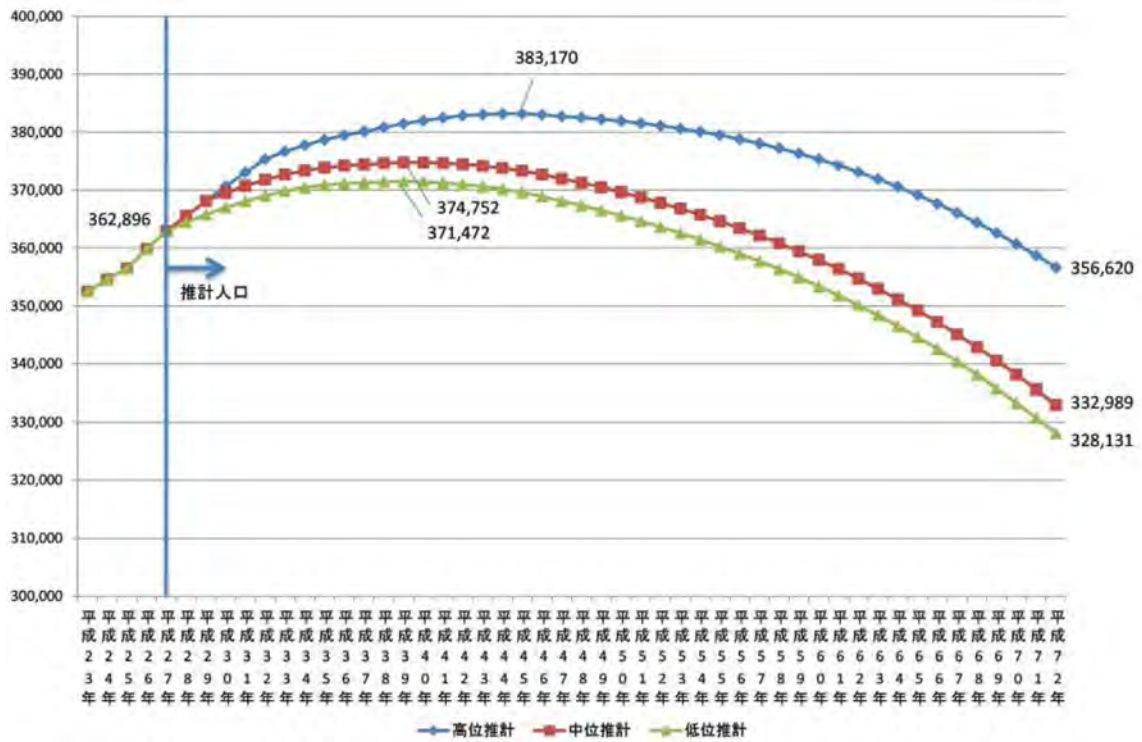


図 2-9 区の人口総数の将来推計値(日本人)

出典：「品川区人口ビジョン」（平成 28 年 3 月）



《業務・産業》

現状

- 区の主な産業は、卸売・小売業・情報通信業・サービス業等、業務部門（事務所・官公庁等）に当たる業種が大きな割合を占めています。
- 区内の事業所数は減少傾向にある一方で、従業員数<sup>注）</sup>は増加傾向にあります。
- 産業部門のエネルギー消費量と関係の深い製造品出荷額は、産業構造の変化に伴い、平成26（2014）年時点では、平成7（1995）年比の約17%と著しく減少しています。

課題と今後の方針

（対応する施策ページ：p62～p70）

- 製造業等の産業部門は縮小傾向にあります。一方、区内で働く人口は増加傾向にあり、事業活動による温室効果ガス排出等の環境への影響を引き続き注視していく必要があります。
- 事業者による適切な環境管理や環境配慮の促進等により、環境負荷を低減する取り組みを行いつつ、区内産業の活性化を図っていきます。

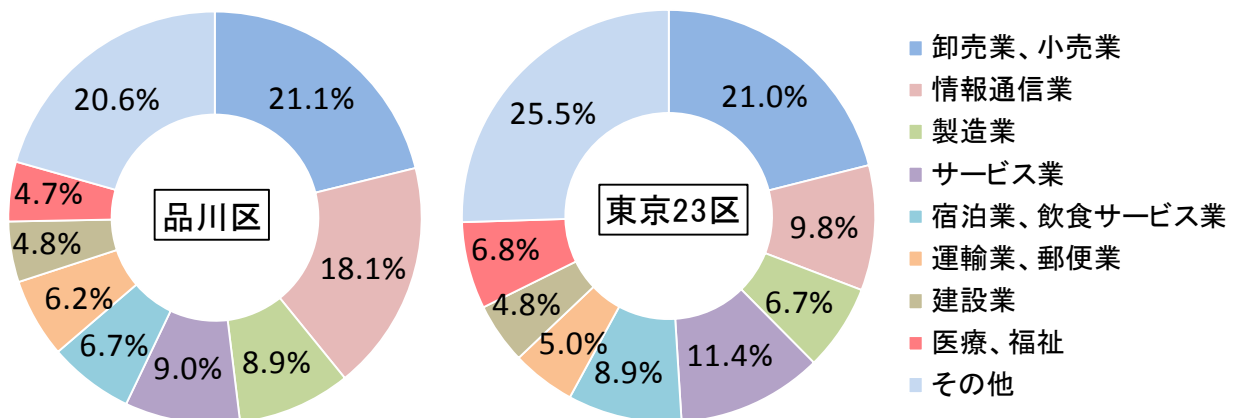


図 2-10 産業分類別就業者割合(平成26年)

出典：「経済センサス - 基礎調査」(平成26年)より作成



注) 平成 18 年までは「事業所・企業統計調査」、平成 21 年からは「経済センサス」として実施されており、調査方法が異なるため、データの比較には留意が必要。

図 2-11 産業に係る事業所数および従業員数の推移(平成 3~26 年)

出典:「事業所・企業統計調査」「経済センサス-基礎調査」より作成

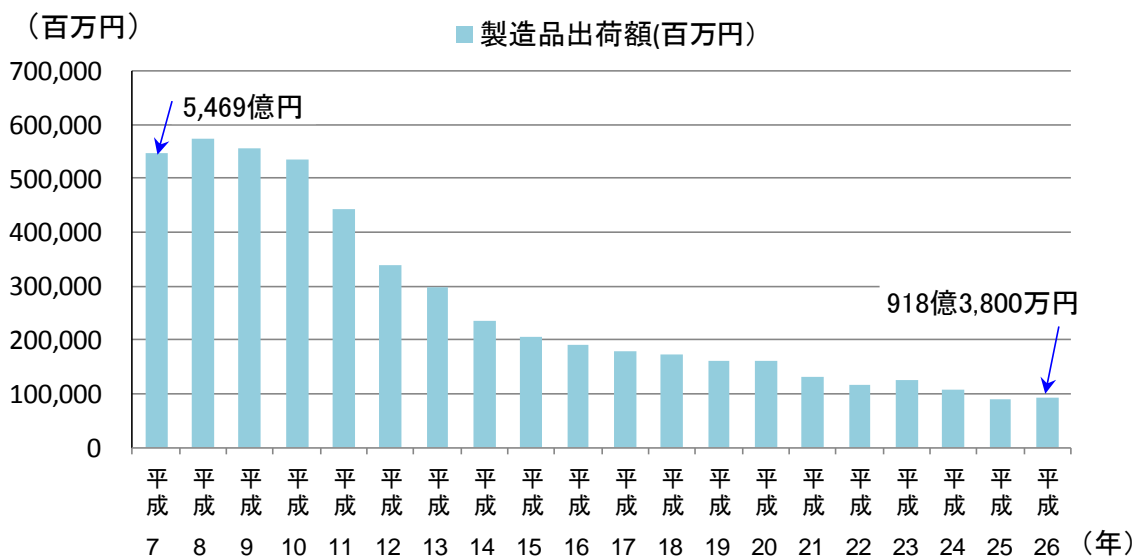


図 2-12 製造品出荷額(平成 7~26 年)

出典: 経済産業省「工業統計調査」より作成

《運輸》

現状

- 区内の自動車保有台数は減少しており、そのうち大部分を占める乗用車数も減少傾向にあります。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70,p92)

- 自動車交通の利用による騒音・振動・大気汚染等の減少の観点から、今後も自動車交通への過度な依存を軽減していくと同時に、環境に配慮した車両の選択や運転を推進することが必要です。

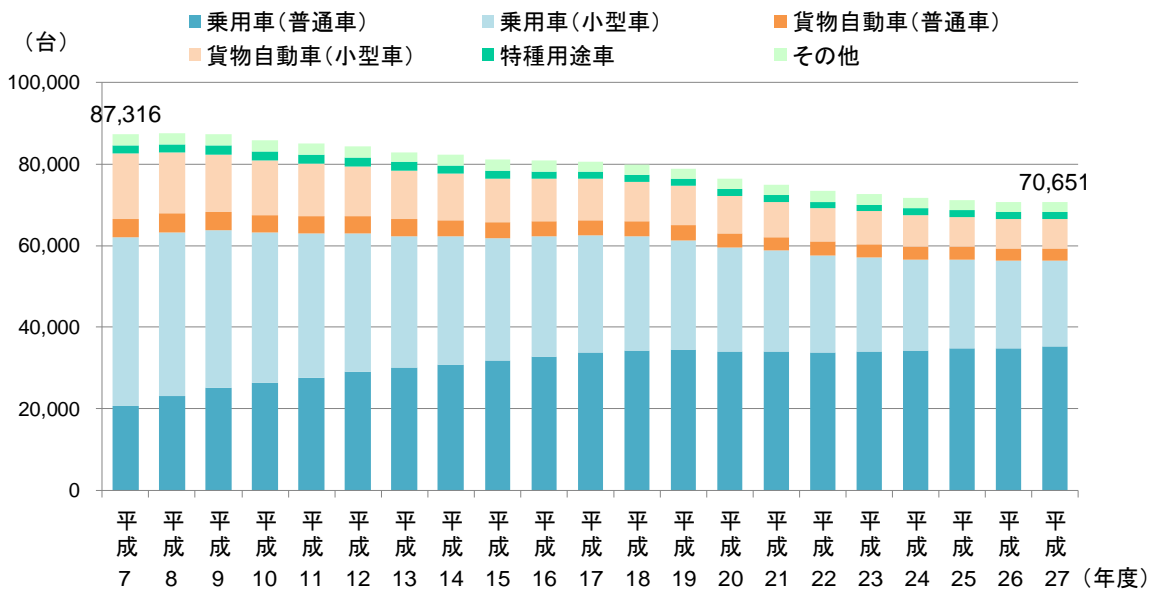


図 2-13 自動車保有台数の推移(平成7～27年度)

出典：「東京都統計年鑑」より作成

コラム

エコドライブ 10 のすすめ

環境省では環境にやさしい運転「エコドライブ」を推進しています。  
今日からでもはじめられる、エコドライブ 10 のすすめを紹介します。

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| ① ふんわりアクセル「eスタート」          | ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう |
| ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 | ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備 |
| ③ 減速時は早めにアクセルを離そう          | ⑧ 不要な荷物はおろそう        |
| ④ エアコンの使用は適切に              | ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう   |
| ⑤ ムダなアイドリングはやめよう           | ⑩ 自分の燃費を把握しよう       |

また、区では中小事業者に対して「低公害車買換え支援事業」・「品川区融資あつ旋制度 環境対策資金」として低公害車の導入を支援しています。

#### 4) 再生可能エネルギー

##### 現状

- 区内に導入されている再生可能エネルギーは、導入件数の約95%、導入容量の約33%が10kW未満の小規模な太陽光発電で占められています。
- バイオマス発電<sup>※1</sup>には、品川清掃工場でごみを燃やす発電が該当しています。

##### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p65～p67)

- 区内では、再生可能エネルギーの導入場所は限られており、利用可能なエネルギーにも偏りがあるため、今後の量的な拡大には限界があります。これまで同様、小型の太陽光発電を中心とした量的な拡大に取り組みつつ、都市部の再生可能エネルギーの導入可能性についても検討が必要です。

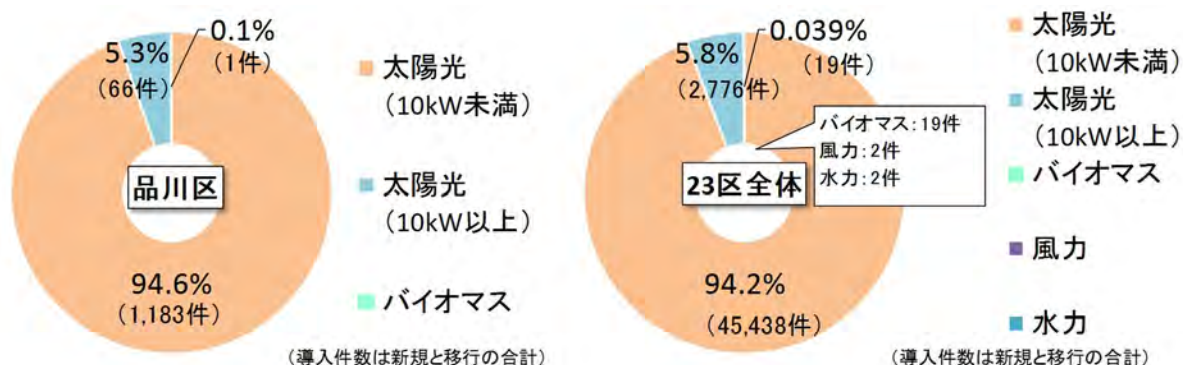
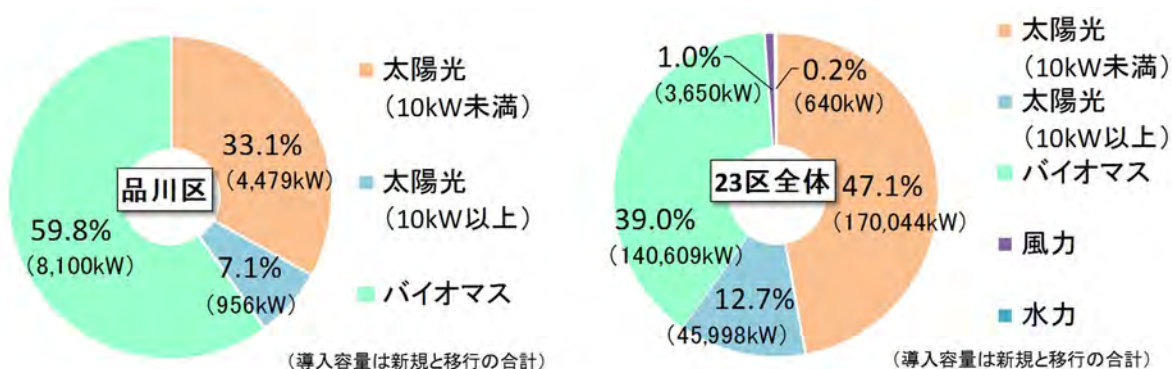


図 2-14 再生可能エネルギー導入件数(平成 29 年 3 月末時点)

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成



注) バイオマス発電の容量は「バイオマス比率考慮あり」の数値を採用。

図 2-15 再生可能エネルギーの種別導入容量<sup>注)</sup>(平成 29 年 3 月末時点)

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

※1 動植物等から生まれた生物由来の資源を「直接燃焼」や「ガス化して燃焼」する発電のこと。



区内に導入されている再生可能エネルギー施設

コラム

固定価格買取制度

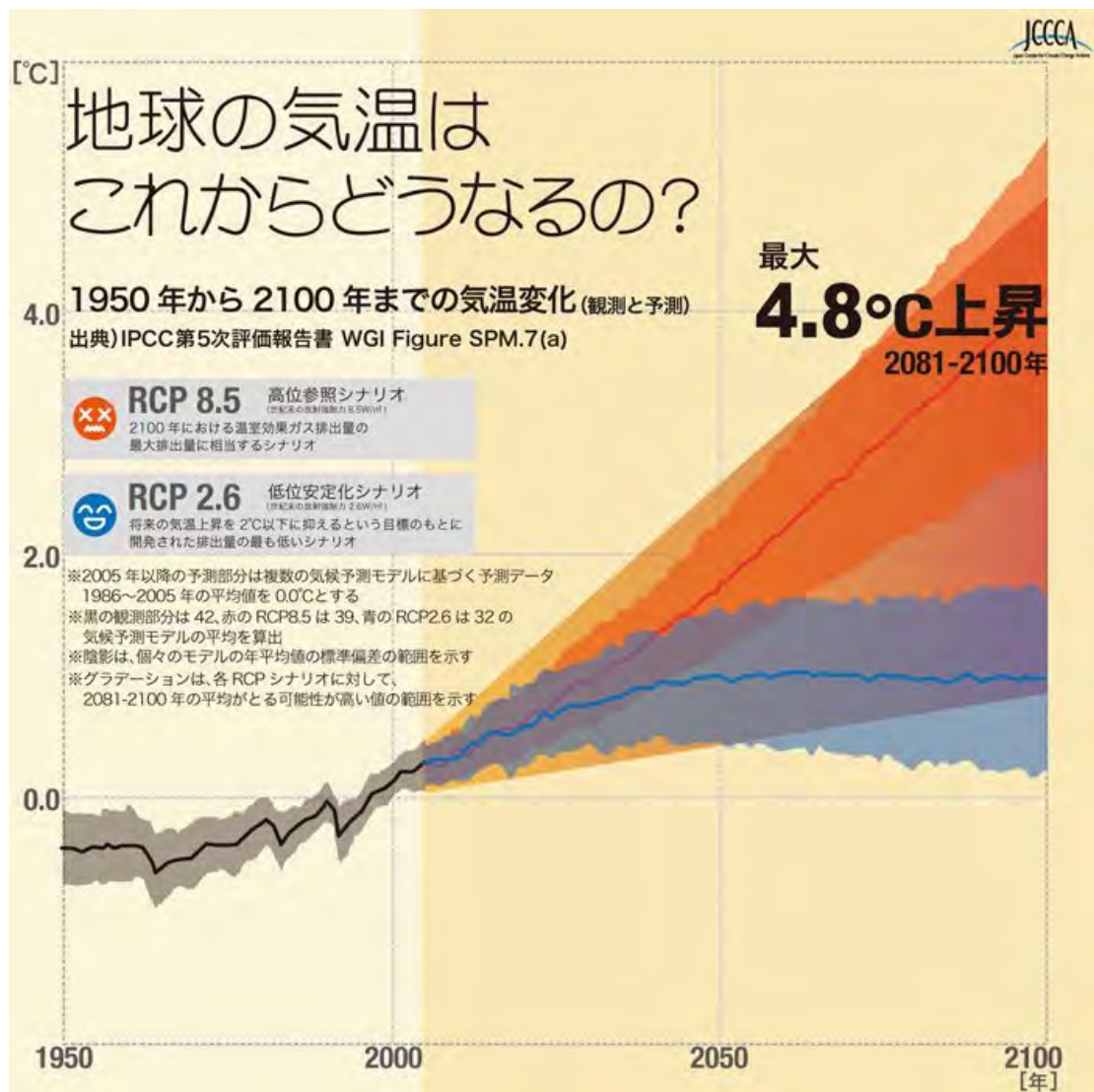
「固定価格買取制度」とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。

電力会社が買い取る費用の一部を、「再エネ賦課金」として電気利用者から集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。

対象となるエネルギーは「太陽光」・「風力」・「水力」・「地熱」・「バイオマス」の5つです。



【参考】地球温暖化に関わる動向



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

■世界の動向

2100年の世界の平均気温は、現在と比較して0.3~4.8°C上昇すると予測されており、地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇・雪氷の融解・海面水位の上昇等が観測されており、熱帯・亜熱帯にある島国への高潮による浸水被害や、農業・牧畜への影響による食糧難、生態系への深刻な影響等が予想されています。

このような背景から、平成27(2015)年にフランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定は、55か国かつ世界の温室効果ガス排出量の55%以上の批准という二つ

の要件を満たし、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効し、日本も同年 11 月 8 日に批准しました。平成 29 (2017) 年 11 月に、ドイツのボンにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議 (COP23) では、平成 32 (2020) 年からのパリ協定の実施指針を前に、平成 30 (2018) 年から開始されるタラノア対話 (各国に世界全体の排出削減の状況を把握し意欲を向上させるための促進的対話) を実施すること等が提示されました。一部途上国で、先進国との排出削減に対する責任の差異を強く主張する動きがありましたが、平成 30 (2018) 年に開催予定の国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議 (COP24) でのパリ協定の指針採択に向けて議論が引き続き行われています。

#### 〈パリ協定の主な内容〉

- ◇世界の平均気温上昇を、産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することについても言及
- ◇主要排出国を含む全ての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受ける
- ◇森林等の CO<sub>2</sub> 吸収源の保全・強化の重要性について言及
- ◇途上国における森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組みを構築する
- ◇先進国が引き続き資金を提供し、途上国も自主的に資金を提供する
- ◇5 年ごとに世界全体の状況を把握する仕組みを構築する

## ■国・都の動向

日本では、地球温暖化の傾向を把握するため、気象庁が長期間に渡って均質なデータを確保でき、都市化の影響が比較的少ないとみられる 15 観測地点において、気温の変化傾向を調べています。それによると、日本の年平均気温は、100 年あたり 1.16℃の割合で上昇しており、地球全体の傾向を上回っています。東京はこの 15 観測地点には含まれていませんが、ヒートアイランド現象の影響も加わり 100 年あたり 2.4℃の割合で上昇しています (気候変化レポート 2015—関東甲信・北陸・東海地方—)。平成 27 (2015) 年 3 月の環境省の中央環境審議会では、今後社会に与える影響が特に大きく、緊急性・確信度も高いと評価された事項として「水稻」・「果樹」・「病虫害・雑草」・「洪水」・「高潮・高波」・「熱中症」等の 9 項目が挙げられました。

このような評価を背景に、国は平成 27 (2015) 年 11 月、「気候変動の影響への適応計画」をまとめました。この計画では、適応策を推進することで、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。この計画には、農林水産業、水環境・水資源、自然災害、生態系、健康等の分野での施策が盛り込まれています。

また、国は、平成 27 (2015) 年 7 月、国連気候変動枠組条約事務局に「日本の約

東草案」を提出しており、パリ協定に基づく日本の削減目標として、温室効果ガスを平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標を定めています。

この流れを受け、国は平成 28（2016）年 5 月に、日本で唯一の地球温暖化に関する総合的な計画となる「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画は、温室効果ガスの排出抑制および吸収量の目標や、国・地方公共団体・事業者および国民が取り組むべき基本的事項や施策を示すものとなっています。

また、東京都では平成 28（2016）年に策定された「東京都環境基本計画」において、平成 42（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成 12（2000）年比で 30%削減・平成 25（2013）年比で 38%削減する目標を定めています。

### 〈気候変動による影響への適応とは〉

気候変動の影響に対し自然・人間社会を調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用することです。

具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築・改善、水資源の効率的な利用や、農作物の高温障害への対応としての高温に強い品種への転換、熱中症等への対応としての高齢者見守りや救急搬送体制強化等が挙げられます。



## (2) 資源循環

### 1) ごみ収集・資源回収

#### 現状

- 3R<sup>※1</sup>（リデュース・リユース・リサイクル）の推進等により、ごみ減量の取り組みが進められており、ごみ収集量は総量・区民一人当たりのごみ収集量<sup>注1)</sup>ともに減少傾向にあります。
- 資源収集量は総量・区民一人当たりの資源収集量<sup>注2)</sup>も減少傾向で推移しています。

#### 課題と今後の方針

（対応する施策ページ：p73～p79）

- 今後、人口<sup>注3)</sup>・一人世帯の増加等が、ごみ量増加の原因となることが予想されます。
- 人口増加や世帯構成の変化等に対応しつつ、更なるごみの減量に取り組んでいくため、家庭・事業所に対するごみ減量・分別の情報提供・啓発を続けていくことが必要です。
- 食品ロスの削減や使用済携帯電話・パソコン等に使用されているレアメタル（希少金属）の回収等、現代社会が抱えるごみの課題へ積極的な対策を講じていくことが必要です。

注1) 「一人当たりのごみ収集量」は「ごみ収集量」を「人口」で除した値。

注2) 「一人当たりの資源収集量」は「資源収集量」を「人口」で除した値。

注3) 「人口」は区「住民基本台帳」（各年1月1日時点）より参照。

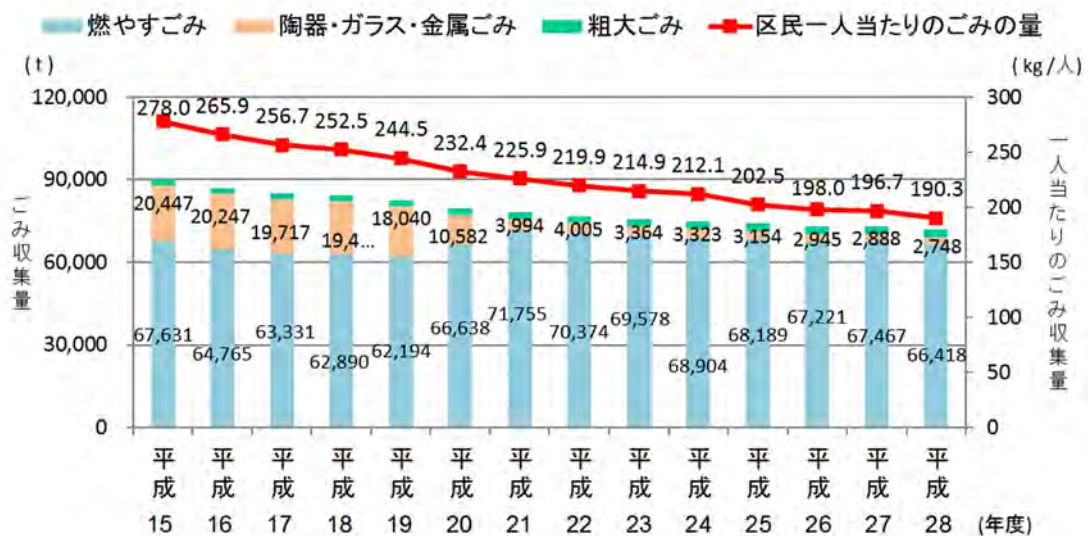


図 2-16 ごみ収集量・一人当たりのごみ収集量の推移(平成15～28年度)

出典：区HP「品川区資源・ごみ量推移」より作成

※1 発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の英語の頭文字をとったもの。

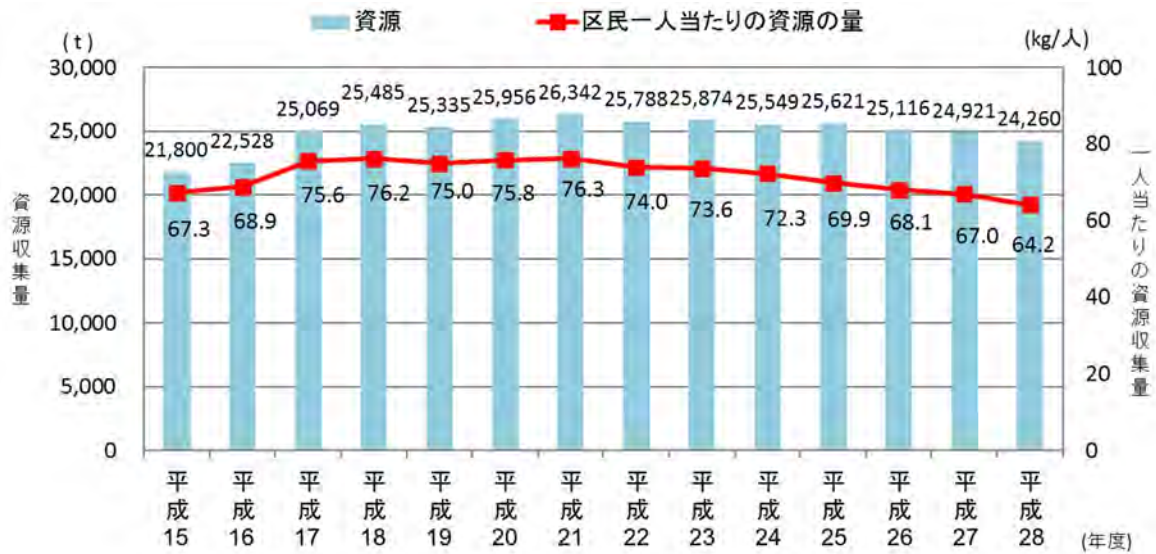


図 2-17 資源収集量・一人当たりの資源収集量の推移(平成15～28年度)

出典：区HP「品川区資源・ごみ量推移」より作成

コラム

もったいない！  
「食品ロス」を減らそう

日本のごみ収集量では、燃やすごみの割合が最も多くを占めています。燃やすごみの中には、まだ食べられるのに捨てられている食べもの、いわゆる「食品ロス」が含まれています。

食品ロスは、食品メーカー・小売店・飲食店等様々な場所で発生しますが、平成26(2014)年度では約621万トン(環境省資料より)の食品ロスに対し、家庭ではその半数の年間約282万トンが捨てられています。

食材を「買い過ぎず」・「使い切る」・「食べ切る」、残った食材は別の料理に活用する等して工夫することで環境にも家計にもプラスになるよう工夫しましょう。

また、区では食品ロスの削減に向けて取り組む区内店舗を、『SHINAGAWA “もったいない” 推進店』として、ホームページで紹介しています。推進店となった店舗にはステッカーを配布し食品ロス削減の意識向上を促しています。



## 【参考】資源循環に関わる国・都の動向

経済成長と人口増加に伴い、世界における廃棄物の発生量は増大しており、2050年には平成22(2010)年の2倍以上になる見通しとされています(平成28年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」)。このような資源の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムの構築によって、天然資源の枯渇、資源採取に伴う自然破壊、埋立処分場の問題等、環境に対する様々な悪影響が生じており、今後経済活動への制約や規模縮小の要因になりかねない状況にあります。

このような現状から脱却し持続的に発展していくためには、3Rの適切な推進を図り、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成していくことが求められています。

このような背景から、国は、平成15(2003)年に、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として「循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

平成25(2013)年に策定された「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、最終処分場の削減等、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化や、「都市鉱山」といわれる使用済み小型家電に含まれる有用金属の回収等を、新たな政策の柱としています。

東京都では、平成28(2016)年に策定された「東京都環境基本計画」で掲げている「世界一の環境先進都市・東京」の理念を踏まえ、同年に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。

計画では、今後東京が直面する超高齢化・人口減社会の到来によるごみの分別・排出の困難や、首都直下地震等の災害廃棄物の処理の課題を受け、下記5つの基本目標を定めています。

＜東京都資源循環・廃棄物処理計画の5つの基本目標＞

- 基本目標1 資源ロスの削減
- 基本目標2 「持続可能な調達」の普及
- 基本目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減
- 基本目標4 適正かつ効率的な処理の推進
- 基本目標5 災害廃棄物の処理

### (3) 自然環境

#### 1) 地形

##### 現状

- 区の地形は、東京都の約 1/3 を占める武蔵野台地の東南部の一部と、その東側に位置する低地および埋立地からなっています。
- 区は目黒川をはさんで、芝白金台と荏原目黒台に二分され、更に立会川によって、一部が目黒台と荏原台に分かれています。
- 低地は目黒川に沿った大崎や五反田、海岸に近い品川や大井あたりに広がっています。

##### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p95～p96)

- 区の特徴の一つである地形を活かしつつ、区民にとって利便性が高まるような区施設や駅のバリアフリー化や、がけに隣接する地域の安全を確保し、まちづくりに継続して取り組んでいくことが重要です。

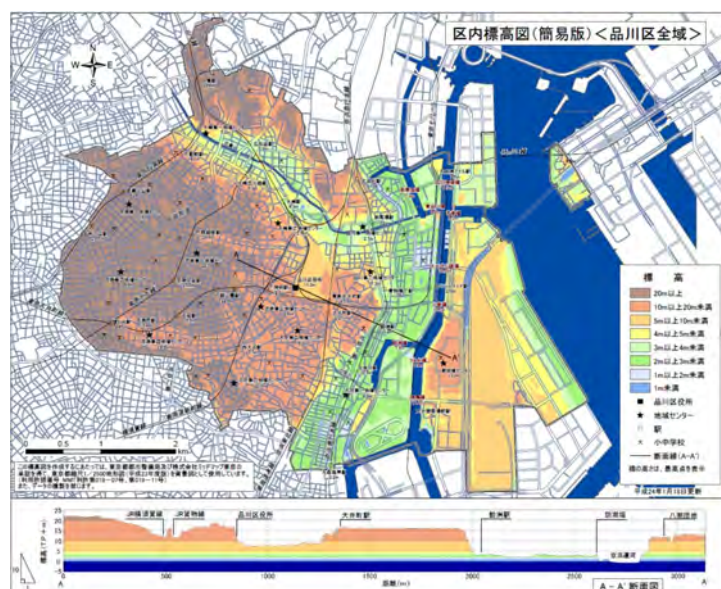


図 2-18 区内標高図

出典：区 HP

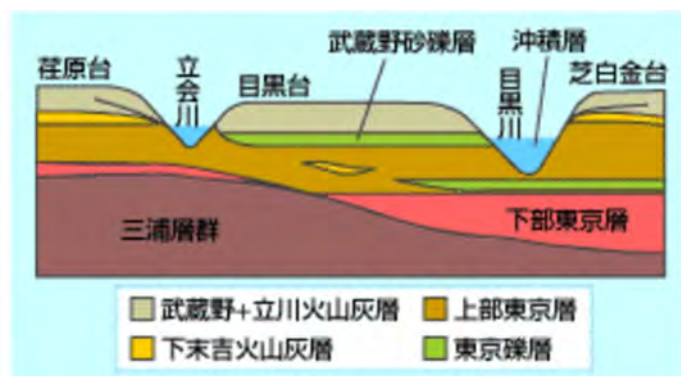


図 2-19 区の地質層の模式断面図

出典：区 HP

## 2) 水辺(河川・運河)

### 現状

- 区には、目黒川・立会川のほか、京浜運河・勝島運河・天王洲運河等の運河が存在し、更に東京湾に接しています。
- 立会川は下水道幹線として、河口付近を除き蓋架けされ、上部は道路・緑道や児童遊園等に姿を変えています。

### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p82～p89)

- 区内の水辺には、親水空間としてだけでなくヒートアイランド現象の緩和や災害時のライフラインとしての防災機能等多くの機能が存在しているため、その活用や保全に継続して取り組む必要があります。
- 水辺は、区民や来訪者のレクリエーション空間として貴重であり、区を特徴づける空間でもあることから、区民が親しめる水辺を適切に活用・保全していくことが必要です。



しながわ区民公園



五反田ふれあい水辺広場



立会道路

### 3) 動物・植物

#### 現状

- 公園緑地や河川・運河の一部では貴重な生き物（環境省レッドリスト<sup>※1</sup>や東京都レッドデータブック<sup>※2</sup>等に記載されている生き物：アズマヒキガエル、ニホントカゲ、メダカ、エビネ、カワセミ等）の生息・成育が確認されており、都市化が進んだ区においては、貴重な自然とのふれあいの場となっています。
- 都立大井ふ頭中央海浜公園には干潟保全地区があり、水辺に集まる鳥たちを観察できます。冬にはシベリア等から渡ってきたカモ類等の渡り鳥の姿も観察されます。
- 外来生物の侵入等による生態系の変化が顕在化しており、区では、アライグマ・ハクビシンの捕獲、およびアルゼンチンアリの防除を実施しています。
- 区内では新たにヒアリ・アカカミアリ等の外来種が確認されており、人体への危害等が懸念されています。

#### 課題と今後の方針

（対応する施策ページ：p82～p89,p92）

- 公園等は、区内における生き物の重要な生息空間となっており、引き続き保全していく必要があります。
- 人体への危害等が懸念される危険な外来生物には駆除や区民への情報提供・啓発の取り組みを拡大し注意していく必要があります。
- 都市生活の潤いとなる水やみどりの保全の取り組み方について、国内外の動向を踏まえた取り組みの展開が必要となっています。

※1 環境省が公表している絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。

※2 東京都を対象範囲とした絶滅のおそれのある野生生物のリストのことで、より地域の実情に応じた保全対策の実施を後押ししている。



**【 凡 例 】**

**生態系の拠点となっている公園・緑地**

公園内で確認された種数 (H23 年度)

目黒川・運河を代表する区間で確認された種数 (H23 年度)

※カッコ内は「重要種」に位置づけられた種  
 「重要種」は、「種の保存法」や環境省レッドリスト、東京都レッドデータブックに記載されている種

**特徴的な生物の生息・生育場所 (多様な生物とのふれあいの場)**

● 陸域 ※カッコ内は代表的な生き物の名前  
 ● 水域

★ 生き物に関するイベント・NPOの活動場所

図 2-20 区内の生き物の生息環境の状況

出典：品川区生物多様性基礎調査報告書 (平成 24 年)

4) みどり

現状

- 区では、公園の整備、建物の壁面や屋上の緑化、民有地の緑化等を推進してきました。その結果、身近なみどりが着実に増え続けています。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p82～p89)

- 都市環境の維持、防災・減災、レクリエーション、観光・交流・景観等、様々な観点から、公園・緑地の整備と保全が求められています。
- 今後も公園や区施設をはじめ、街中の街路樹や民有地のみどりの保全や創出のほか、区民一人ひとりによるみどりづくり等にも取り組んでいくことが必要です。

表 2-4 区内のみどり率、緑被率の変化

	平成 16 (2004) 年度	平成 21 (2009) 年度	平成 26 (2014) 年度	増減 〔平成 16 (2004) 年度 からの変化〕
みどり面積 (みどり率※1)	458.4ha (19.6%)	497.1ha (21.2%)	502.9ha (21.4%)	約 1.8%増加
緑被地 (緑被率※2)	316.3ha (13.9%)	357.9ha (15.8%)	358.8ha (15.8%)	約 1.9%増加

出典：「品川区みどりの実態調査報告書」(平成 27 年 3 月) より作成

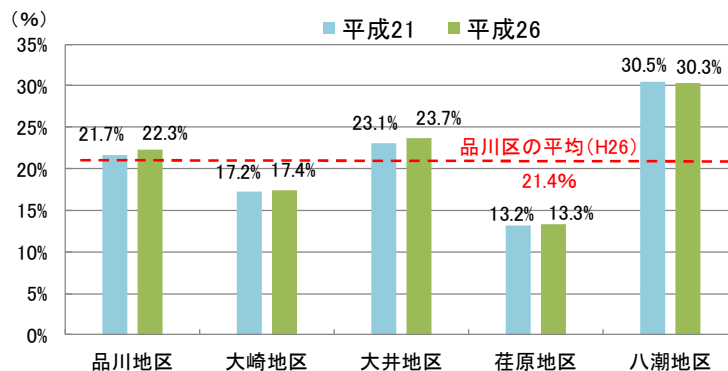


図 2-21 区の地区別みどり率の比較(平成 26 年度)

出典：品川区みどりの実態調査報告書」(平成 27 年 3 月) より作成



戸越公園

※1 ある地域の「緑被地」に「公園内のみどりで覆われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えた面積が、その地域全体の面積に占める割合。

※2 ある地域の緑被地(樹林地、草地、宅地内のみどり、街路樹)の面積が、その地域全体の面積に占める割合。



## (4) 生活環境

### 1) 大気汚染

#### 現状

- 大気環境については、環境基準を達成している測定局が増え、改善が進んでいます。
- 二酸化窒素<sup>※1</sup>等一部の物質では、3つの測定局のうち、環境基準を超えているのは残り1局となっています。

#### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p92)

- 自動車の走行による大気汚染への対策として、大気汚染物質の排出が少ない電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車への転換が効果的です。
- 大気汚染は区内のみの対策では対応が難しいため、国や東京都、周辺他区や道路管理者と連携した広域的な視点での対策を、継続して実施することが重要です。

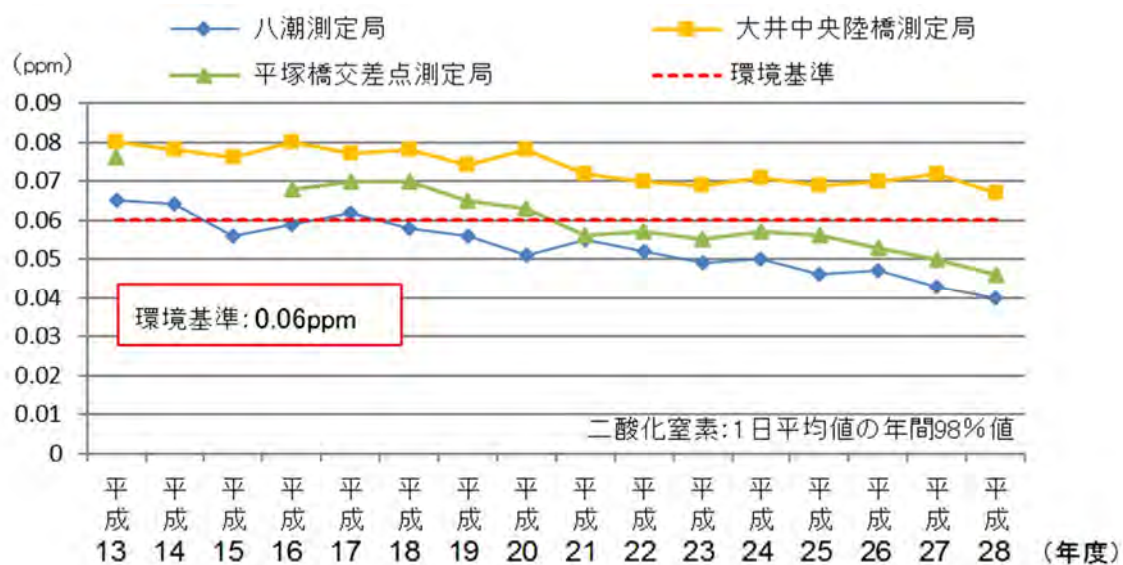


図 2-22 二酸化窒素の測定結果(達成状況)推移(平成13~28年度)

出典：区HP「環境調査」より作成

※1 工場・事業場、自動車、家庭等における燃料の燃焼によって生じる窒素酸化物の一種で、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。



平塚橋交差点測定局

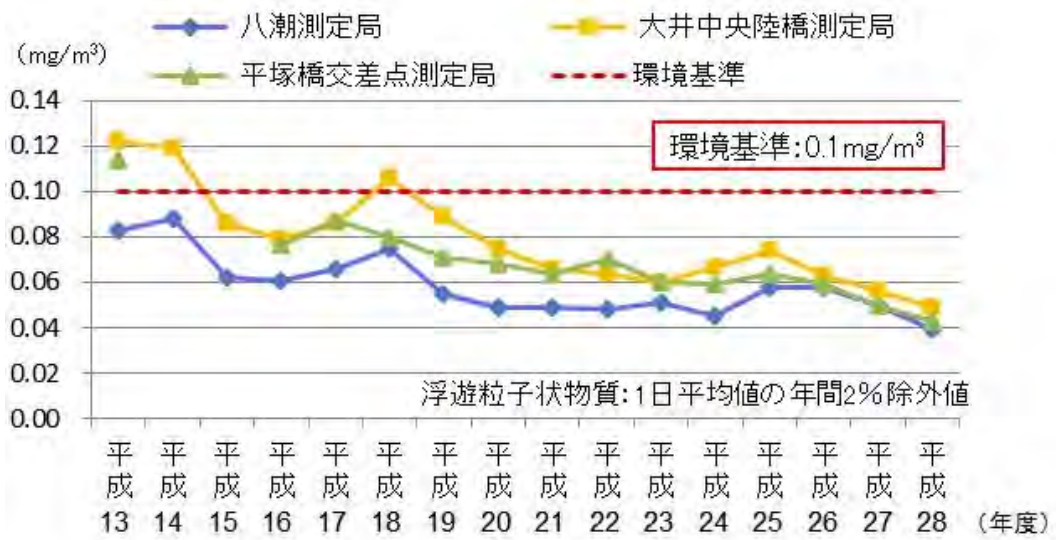


図 2-23 浮遊粒子状物質<sup>※1</sup>の測定結果(達成状況)推移(平成13~28年度)

出典: 区HP「環境調査」より作成

※1 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のものをいう。

## 2) 水質汚濁

### 現状

- 河川水質については、平成13(2001)年度から継続してBOD<sup>※1</sup>の環境基準を達成しています。
- 河川水質について、環境基準を達成している一方で、白濁化やスカム<sup>※2</sup>・臭気の発生等水質が一時的に悪化することがあります。
- 運河・海域では、COD<sup>※3</sup>は改善傾向にあります。

### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p82～p89,p92)

- 水質汚濁は区内のみの対策では対応が難しいため、国や東京都の関係各局と連携した広域的な視点での対策を、継続して実施することが重要です。
- 立会川・勝島運河等での清掃活動に積極的に参加することや、事業所での排水基準の遵守に努める必要があります。

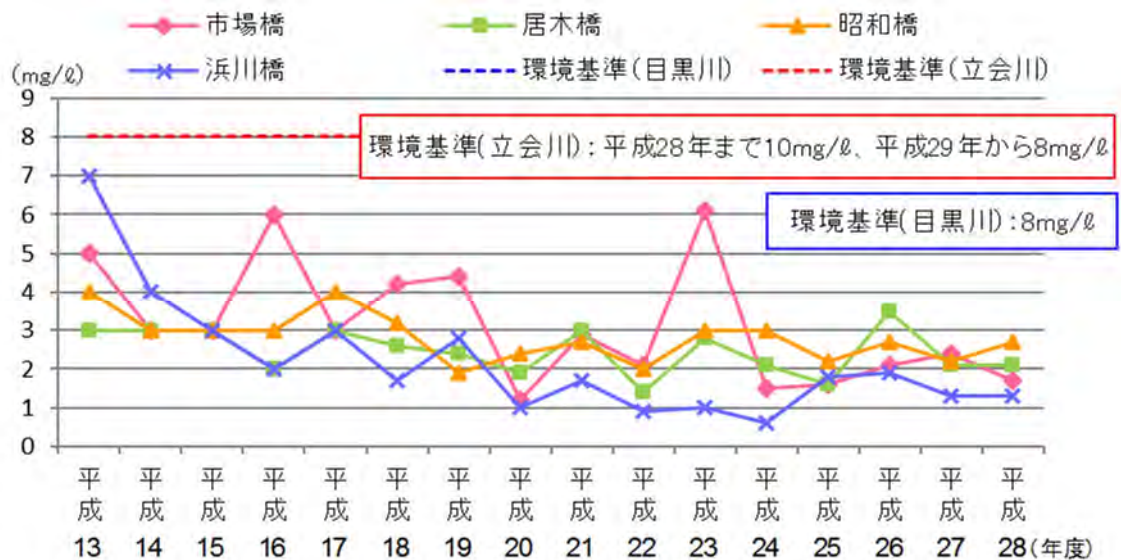


図 2-24 河川のBODの測定結果(達成状況)推移(平成13～28年度)

出典：区HP「環境調査」より作成

※1 BOD(生物化学的酸素要求量)水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。  
 ※2 排水口または排水溝にできた汚水の汚泥等が厚い層状になったものをいう。  
 ※3 COD(化学的酸素要求量)水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

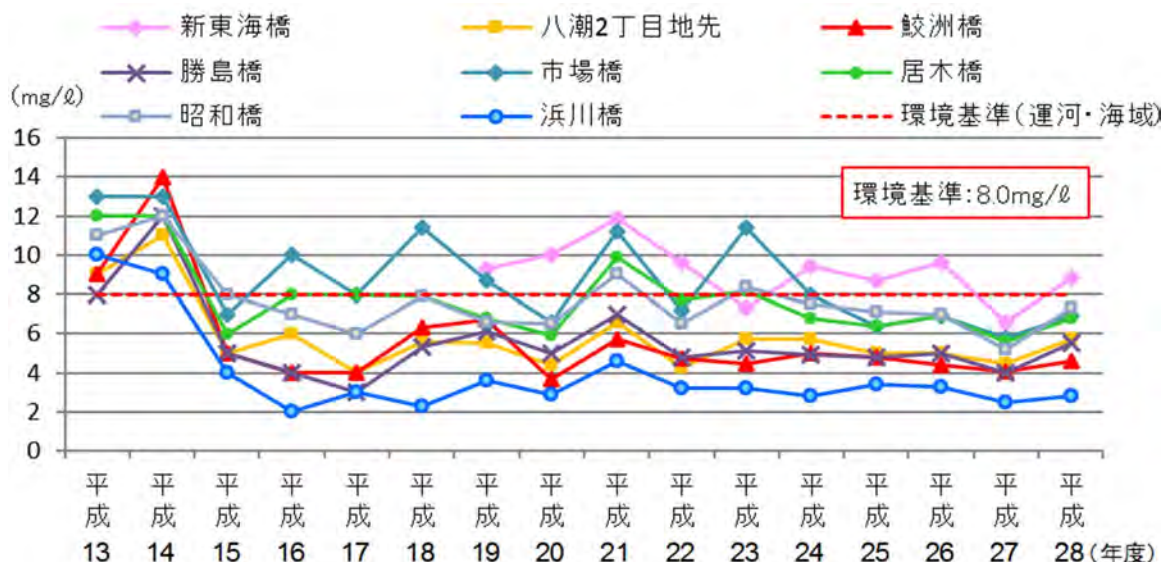


図 2-25 運河・海域の COD の測定結果(達成状況)推移(平成13～28年度)  
出典：区 HP「環境調査」より作成

### 3) 防災

#### 現状

- 区では、災害時に避難所とする学校施設等を示す防災地図を作成し、公表しています。浸水や津波対策としては、河川等の水があふれた場合の浸水予測結果に基づいた浸水ハザードマップや津波自主避難マップを作成し、公表しています。
- 非常時の電源として、自家発電設備や電気自動車の導入を進めています。

#### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p65～p67)

- 首都直下地震等の大規模な災害に備え、家庭・事業所・区施設等における緊急時のエネルギー確保の在り方について、再生可能エネルギーや蓄電池（電気自動車や燃料電池車も含む）、自立分散型エネルギーの導入推進も含めて検討する必要があります。

#### コラム

### 津波自主避難マップの作成

#### 津波自主避難マップを作成しましょう！

区では、東日本大震災を教訓とし想定外に対応することを目的に、独自の津波ハザードマップ「津波自主避難マップ」の取り組みを進めています。

ホームページに掲載している区内 17 地域に分けられた地図に、自分で考え書き込んで作成するマイマップになっています。ぜひご活用ください。



## (5) 文化環境

### 1) 歴史的・文化的資源

#### 現状

- 区の歴史は縄文時代早期にさかのぼり、区内には考古学発祥の地として全国的に知られる大森貝塚をはじめ、多くの遺跡が存在しています。
- 江戸時代には品川宿が東海道第一番目の宿場として栄え、明治時代にはいち早く鉄道が敷設され、官営品川硝子製造所が設立される等、近代工業の先駆けとして発展を遂げました。
- 各地域のまつりは長い歴史を持ち、神社・仏閣では、季節の移り変わりごとに多彩な行事が行われ、昔からの伝統が今でも息づいています。
- 長い歴史の中で継承されてきた旧東海道品川宿の街並みや、神社・仏閣・品川浦の水辺空間等の伝統・歴史が残っているほか、国および東京都の指定文化財・国登録文化財等、貴重な史跡や資料等も保存されています。

#### 課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p98～p99)

- 地域の文化や歴史等も、水やみどりの形成等の自然環境と同様に重要な要素となっています。
- 歴史的・文化的資源の保全を通じて、歴史的な位置付けや受け継がれてきた伝統への理解を深め、特徴を活かした環境保全の取り組みにつなげていくことが必要です。



品川歴史館(桁船模型)



大森貝塚

写真提供：しながわ WEB 写真館 (品川区)

2) 景観

現状

- 区は、平成 22 (2010) 年に景観行政団体になり、平成 23 (2011) 年より「品川区景観計画」が運用開始されました。これにより一定規模以上の建築工事等を行う場合は、景観法の規定により事前に届出が必要となり、その開発計画に関しても「自然」・「生活」・「歴史・文化」・「新たなまちづくり」の 4 つの視点が求められるようになりました。
- 区政 70 周年を機に、区民投票による「しながわ百景」をリニューアルする等、まちの「生活」・「歴史」・「風土」を伝えていく取り組みが行われています。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p98～p99)

- 景観の保全を進めるためには、区民が身近な生活空間において「大切」と思える環境を発見・創造し、愛着を深めるための取り組みが必要です。
- 景観の保全は、まちの魅力を高めるとともに、区民や観光客の快適性を高めることにもつながります。今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えた優れた景観の保全・創出・活用が必要です。



図 2-26 主な景観資源の分布

出典：「品川区景観計画」(平成 23 年 1 月)



しながわ宿場まつり(しながわ百景)



目黒川の桜(しながわ百景)

出典：区HP

## (6) 環境に関するアンケート

### 1) 実施の目的

品川区環境基本計画の策定にあたり、前計画である第二次品川区環境計画の進捗状況や効果を確認し、今後の将来像の実現や具体的な施策の検討に役立てるため、平成28(2016)年度に区民・事業者の意識意向等を把握する区民・事業者アンケート調査を実施しました。

結果の分析にあたり、平成24(2012)年度の第二次環境計画策定時に同様のアンケートを行った項目に対しては、今回の結果と比較分析を行いました。

### 2) 実施の概要

実施の概要を以下に示します。

表 2-5 区民・事業者アンケート調査概要

	区民アンケート	事業者アンケート
対象	住民基本台帳登録者 1,500名 (住民基本台帳から無作為抽出)	事業所 500社
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 属性</li> <li>・ 環境保全に関する考え方</li> <li>・ 環境の現状認識</li> <li>・ 保全活動の状況</li> <li>・ 「品川らしさ」について</li> <li>・ 品川に残したい環境</li> <li>・ 区の環境行政に対する意見等</li> <li>・ 区の環境についての意見・要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所について</li> <li>・ 環境保全対策の取り組み状況</li> <li>・ 廃棄物の減量・リサイクルの取り組み</li> <li>・ 環境管理の取り組み状況</li> <li>・ 地球温暖化対策への取り組み状況</li> <li>・ 環境の保全・創造のための仕組みづくり</li> <li>・ 区に望む環境保全に関する施策</li> </ul>
発送・回収方法	調査票の郵送回収による回答	
実施時期	平成29(2017)年1月5日～ 平成29(2017)年2月3日	平成29(2017)年1月12日～ 平成29(2017)年2月3日
回収率	回答合計：466/1,500 回収率：31.1%	回答合計：132/500 回収率：26.4%



### 3) 区民アンケートの分析結果

#### 1. 回答者の属性

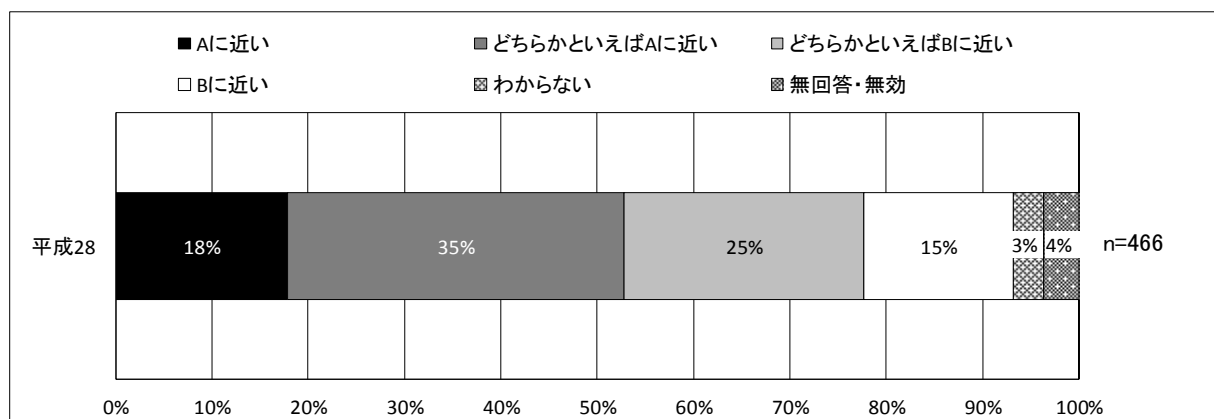
- 【結果】
- ・年代は、10代・20代が約8%と若年層が少なく、その他は30代から70代以上まで、概ね満遍なく回答が得られました。
  - ・居住年数は、10～20年未満が約18%、20年以上が約43%と、居住年数が長い回答者が多くなっています。
  - ・住宅状況は、集合住宅が約68%を占めています。
  - ・世帯あたり人数は、1人世帯および2人世帯がそれぞれ29%を占め、全体の半数以上となっています。

#### 2. 環境保全に関する区民の考え方

- A：経済コストがかかっても、地球環境に負荷（負担）の少ない生活スタイルを選ぶ  
 B：地球環境の大切さはわかるが、便利さ・安さを優先させる

- 【結果】
- ・環境保全と利便性や経済性の優先度については、「Aに近い」「どちらかといえばAに近い」を合わせた『Aに近い』と答えた人が半数を超えました。
  - ・一方、「Bに近い」「どちらかといえばBに近い」を合わせた『Bに近い』と答えた人が4割を占めています。
- 【考察】
- ・環境保全を重んじる区民が多い一方、利便性や経済性を重んじる区民も一定割合存在することから、環境保全の取り組みによる経済的なメリット等の効果を啓発する等、環境の課題や解決のための取り組みに関する区民の理解を促す工夫が必要と考えられます。

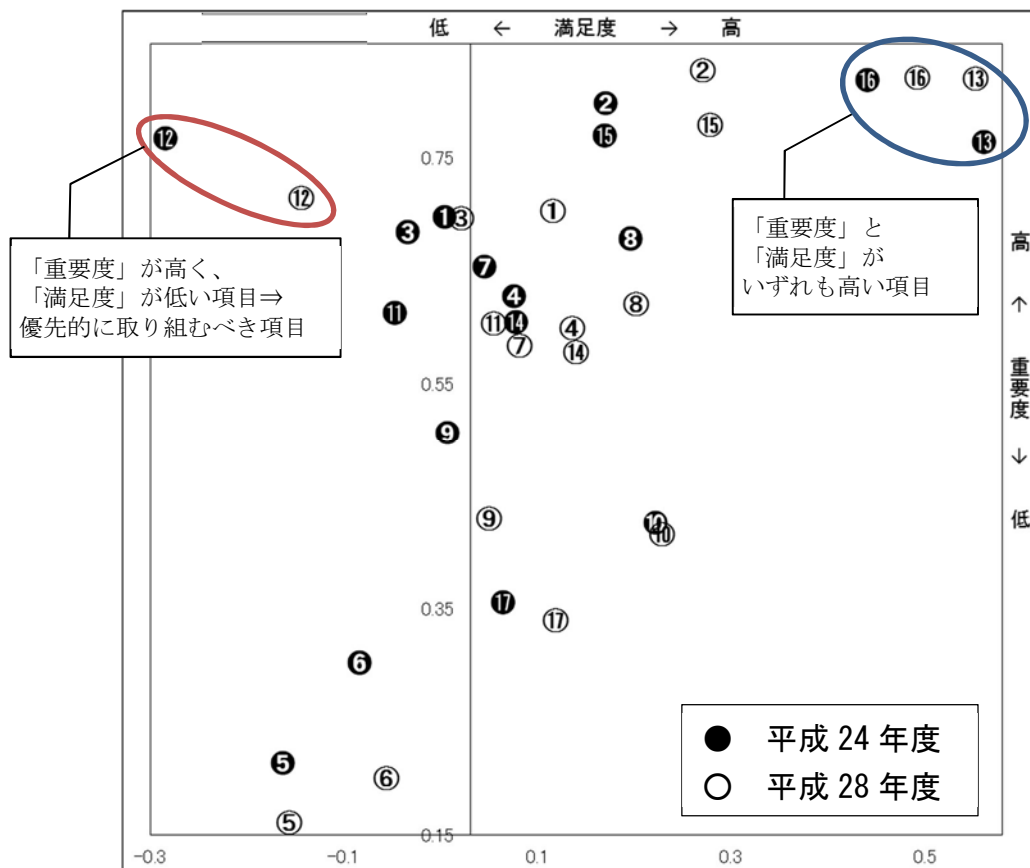
<環境保全に関する区民の考え方>



3. 環境に対する区民の満足度・重要度

- 【結果】**
- ・ 大気・水について（下図の①～③）は、満足度が比較的低く（4割以下）、重要度が高く（8割以上）なっています。
  - ・ まちづくりについて（下図の⑫）は、歩道・自転車道整備状況の重要度が高く（8割以上）なっています。
  - ・ 平成24（2012）年度に実施したアンケート結果と比較して、全体的に満足度が高くなる傾向が見られましたが、項目ごとの重要度・満足度の高低の傾向には目立った変化はありませんでした。
- 【考察】**
- ・ 大気・水については継続して改善に取り組む必要があります。
  - ・ 自転車の活用は環境負荷の低減に寄与しますが、交通対策や放置自転車対策等と連携して取り組む必要があります。

＜各環境項目の重要度と満足度の関係＞

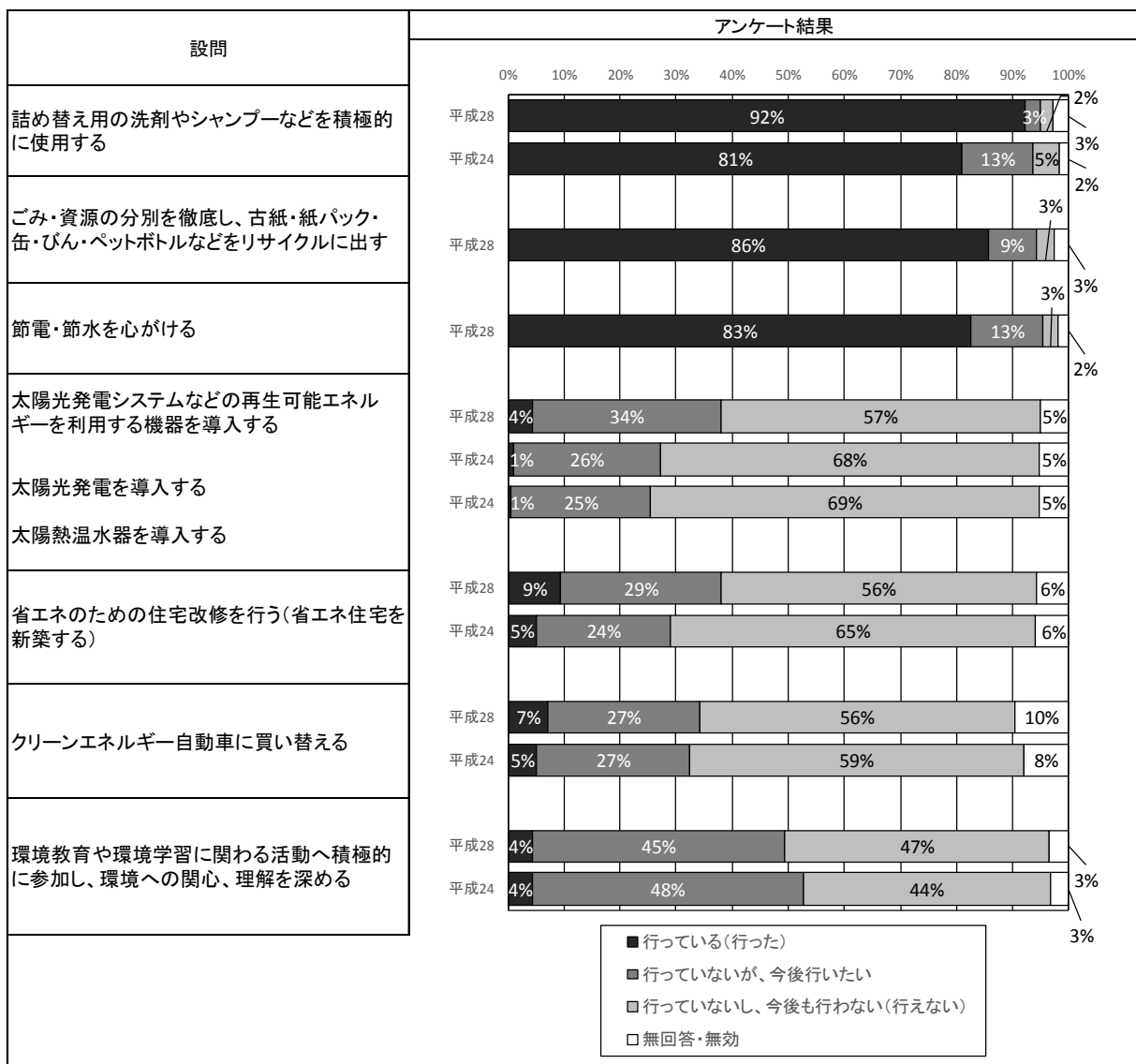


凡例	
① 空気のさわやかさ、きれいさ	⑩ 史跡や遺跡、神社、寺等の文化財の保存状態
② におい（悪臭がしないこと）	⑪ 街並みの美しさ
③ 水と水辺のきれいさ	⑫ 歩道、自転車道の整備状況
④ まわりの静けさ	⑬ 公共交通機関の利用のしやすさ
⑤ 星の見やすさ	⑭ ゆとりのある空間（公園、広場）の多さ
⑥ 生き物の豊かさ	⑮ 地域内の清潔さ
⑦ 自然のみどりの豊かさ	⑯ ごみの収集、処理の状況
⑧ 公園、街路樹、生垣、屋敷林等のみどりの整備状況	⑰ 環境学習の場の整備状況
⑨ 自然との親しみやすさ	

4. 環境保全・創出への取り組み状況について

- 【結果】**
- ・ 詰め替え商品の利用、ごみの分別、節電・節水等、日常生活における身近な省エネルギーや省資源の取り組みは、既に多くの区民が取り組んでいます。(8割以上)
  - ・ 再エネ機器の導入、省エネルギーのための住宅改修、クリーンエネルギー自動車への買換え等は、費用面の負担が大きいこともあり、取り組み率が低くなっています。(1割以下)
- 【考察】**
- ・ 再エネ機器等のハード面において、今後も普及支援策の検討が必要です。
  - ・ 節電に取り組んでいる人の割合は比較的高い状態を維持しており、取り組みは定着していると考えられます。

＜区民による環境保全・創出への取り組み状況＞



### 5. 区民が感じる品川らしさについて

- 【結果】** ・「やすらぎとにぎわいが同居するまち」を選択した区民が最も多い（134人）結果となりました。
- ・「健康で安全な生活環境のまち」（81人）と、「歴史と文化が調和した快適なまち」（77人）が多く見られました。
- 【考察】** ・区民にとって、都市としての発展と住みやすさの両立が重要であることがわかりました。

### 6. 区民が大切と感じる環境

- 【結果】** ・目黒川と回答した区民が最も多くなっています（67人）。
- ・次いで、林試の森公園（46人）、戸越公園（38人）が多くなっています。

#### <後世に残したい環境>

項目	回答者数
目黒川	67人
林試の森公園	46人
戸越公園	38人
旧東海道	28人
しながわ区民公園	14人

### 7. 環境行政に望む取り組み

- 【結果】** ・街並みや道路沿道の緑化の推進（124人）と回答した区民が最も多く、次いで、身近なみどり（公園・樹木）の保全（119人）、公園緑地の整備（82人）も多く見られました。
- ・その他では、地球温暖化への取り組み（73人）、健全な水循環の確保（70人）への取り組みを望む声も多く見られました。
- ・平成24（2012）年度のアンケート結果と比較して、「再生可能エネルギーの導入」が平成24（2012）年度は約15%であったものが、平成28（2016）年度には約9%と減少傾向が見られました。
- 【考察】** ・重要度・満足度の結果と合わせて、都市のみどりに対する関心の高さが表れています。

#### 4) 事業者アンケートの分析結果

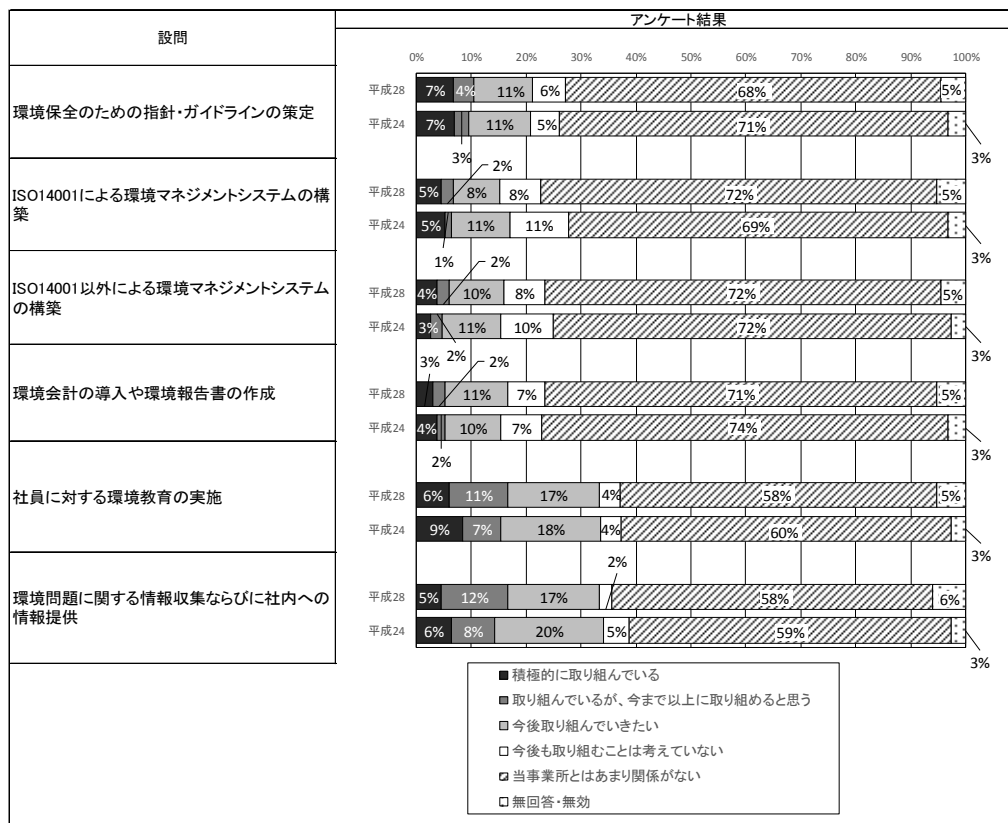
##### 1. 回答者の属性

- 【結果】
- ・業種は、卸・小売業と飲食店（約28%）、サービス業（約26%）が合わせて5割以上を占め、次いで製造業（約11%）が多くなっています。
  - ・事業所の種類は、事務所が約52%、店舗が32%で8割以上を占めています。
  - ・従業員数は、5人以下の事業所が45%と最も多く、次いで、10～49人（約30%）、6～9人（約18%）となっています。

##### 2. 事業者の環境保全活動への取り組み状況

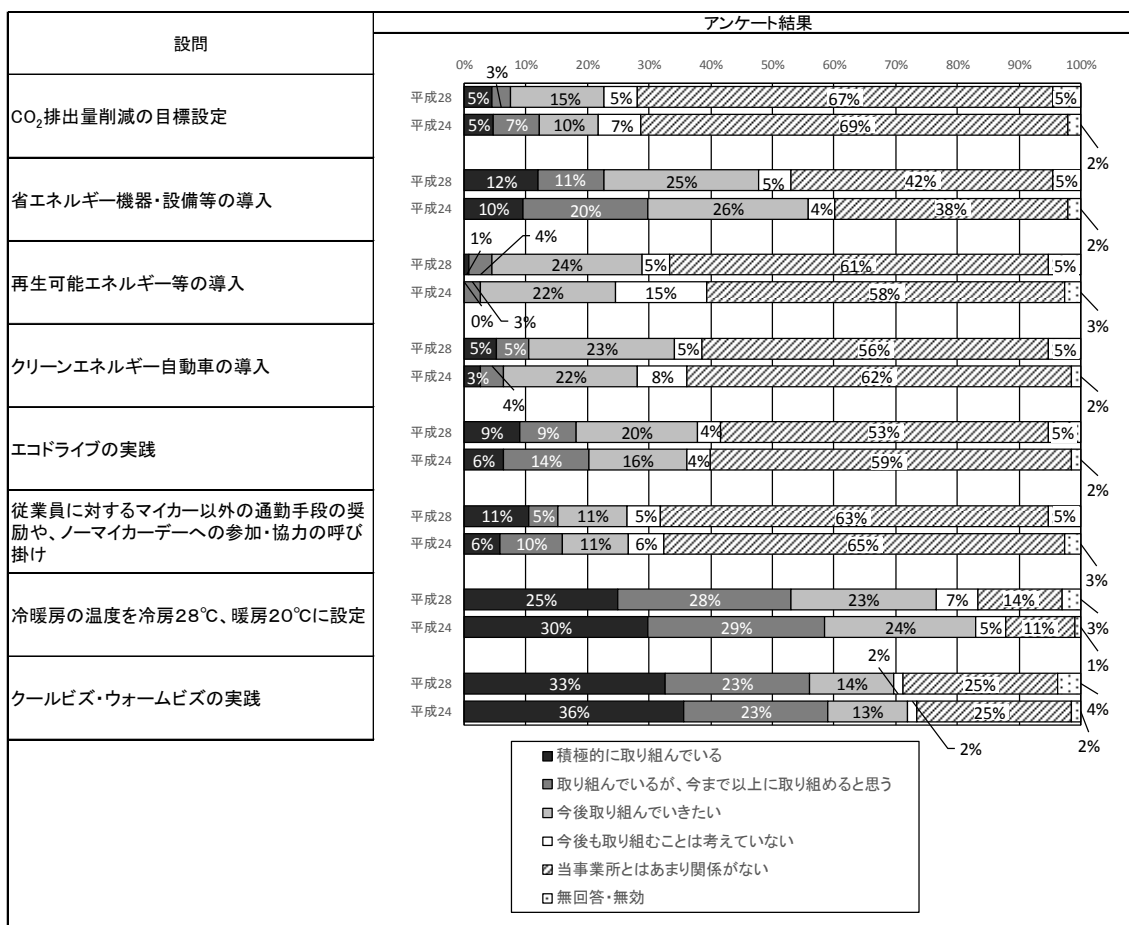
- 【結果】
- ・ISO14001による環境マネジメントシステムの構築、環境保全のための指針・環境ガイドライン策定、環境会計の導入や環境報告書の作成等に取り組んでいる事業所は、いずれも1割程度またはそれ以下となっており、取り組み状況は低いことがわかりました。
  - ・社員への環境教育等を含む環境管理については、積極的に取り組んでいる事業所が少ない（1割以下）ことがわかりました。
- 【考察】
- ・環境保全活動に対する意識向上について取り組む余地が大きいと考えられます。
  - ・環境管理に関しては、事業者のニーズを確認しながら取り組みを拡大する必要があります。

##### <環境管理の実施状況>



- 【結果】**
- ・地球温暖化対策については、「省エネ機器・設備等の導入に取り組んでいる」または「今後取り組んでいきたい」と回答した事業所が半数近くあった一方、当事業所とはあまり関係がないと回答した事業所が約42%ありました。
  - ・平成24（2012）年度のアンケート結果と比較して、冷暖房の温度調節やクールビズ・ウォームビズ等は、取り組み率に若干の減少が見られました。
- 【考察】**
- ・省エネ機器・設備等の導入は、事業の種別を問わず取り組むことが可能な項目であるため、普及促進の余地があると考えられます。

＜地球温暖化対策への取り組み状況＞



3. 事業者が区に望む取り組み

- 【結果】**
- ・最も多い意見が、「環境にやさしい具体的な行動の事例や新技術等環境に関する情報の提供」（57 事業所）、次いで、「資源リサイクルの推進のためのシステムの整備・支援」（55 事業所）となっています。
  - ・その他に、「環境問題へ取り組むための事業者向け指針、ガイドラインの作成」（34 事業所）や、「環境保全のための公的融資や補助金制度の充実」（31 事業所）、「国や東京都による補助金等の獲得支援」（30 事業所）等を求める事業所が多く見られます。

## 5) アンケート結果のまとめ

### ○ 地球温暖化対策

区民が身近な省エネルギーには既に取り組んでいることがわかりましたが、再エネ機器の導入や住宅の省エネ改修等の費用負担が大きい取り組みはあまり進んでいないことが伺えます。家庭や事業所での省エネルギーや温暖化対策の浸透・定着を図るとともに、地球温暖化対策による副次的な効果（光熱費の削減、健康や快適性の維持等）への理解を深め、更なる取り組みを促していくことが必要です。

### ○ ごみの減量やリサイクル（資源循環）

区民がごみの分別やリサイクルに積極的に取り組み、関心や取り組み意欲も高いことが伺えます。区のごみ量は減少傾向で推移しており、今後も人口増加や世帯構成の変化等に適切に対応しながら、更なるごみの減量に取り組むことが必要です。そのためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、より一層ごみの発生抑制や資源の有効利用に取り組んでいくことが重要となります。

### ○ 自然環境の保全

区内の水やみどりは、レクリエーションの場として利用されるとともに、生き物の生息空間としての機能を果たしています。アンケート結果からも、環境行政に対する希望として、緑化や身近なみどりの保全、公園緑地の整備等を重視する声が多くみられました。区内に存在する河川・運河、公園・緑地等の貴重な水とみどりを守り、育み、活かす取り組みを進め、区民が住み続けたい、観光客が訪れたい、水やみどりを活かしたまちをつくる必要があります。

### ○ 大気や水質、騒音等の生活環境の保全

区内の大気・河川環境は、環境基準を達成している測定地点が増え、改善が進んでいますが、環境基準を超過している物質もあります。空気のさわやかさや水のきれいさを重要と感じる区民が多い一方で、満足度は比較的低いことがわかりました。今後も国・東京都等と連携した広域的な対策を継続し、区民にとってすこやかで快適な住環境を実現し、維持していくことが必要です。

### ○ 文化環境の保全

区には、長い歴史の中で継承されてきた旧東海道品川宿の街並み等、歴史・文化・景観資源が多数存在しています。品川の特徴を表す言葉として、「やすらぎとにぎわいの同居」や「歴史と文化の調和」が多くの区民から支持されており、歴史や文化を大切にし、魅力あるまちを形成するため、区の地域特性と個性を活かし、歴史・自然・文化的景観を後世に伝えつつ、まちの魅力を高めていくことが必要です。

### ○ 環境教育・環境コミュニケーション

日常における身近な省エネルギーや省資源に多くの区民が取り組んでいるものの、環境に関わる課題への対応を進めていくためには、自ら行動する主体を育成することが不可欠です。日常的に環境の保全・向上の対策を実践する人を育成するため、環境の課題に関する理解を促進するとともに、環境を通して地域や世代を超えた新たなコミュニケーションを創出させ、環境保全に関する取り組みをより身近なものとして浸透させることが必要です。

### ● 全体総括

多くの区民や事業者の日常に、環境への配慮行動が当たり前のものとして定着しつつあります。しかし、投資を伴う取り組みや生活スタイルの変更が必要な取り組み等については、取り組み意向に改善の余地があります。

区民や事業者の生活に我慢を強いたり押しついたりするような取り組みには限界があることから、一人ひとりの環境保全行動が、生活の豊かさや事業の発展につながることを認識し、前向きに、主体的に取り組むことができる環境づくりの重要性を再度確認しました。



## 第3章 計画の目標

### 1 目指す将来像

本計画では、目指す将来像を以下のように定めます。

## < 将来像 > みんなで創り育てる環境都市

区全体の将来像として、『輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ』を掲げています。また、この将来像を実現するための「5つの都市像」を定めており、環境分野に関連する都市像は「次代につなぐ環境都市」としています。

これを踏まえ、「第二次品川区環境計画」〔計画期間：平成25（2013）年度～平成34（2022年）度〕では「みんなで創る環境都市 しながわ」を環境面の将来像として掲げ、「環境都市」の実現に向けて、区民、事業者と連携を図りながら取り組んできました。その成果として、区民や事業者における環境意識が定着しつつあり、環境都市としての基盤が整いつつあります。

しかし、地球温暖化の影響が年々顕著になる中でその対策の重要性は高まり、国や東京都が新たな環境施策を打ち出す中で、更に環境保全への機運を高め、区民・事業者が実践的な行動に踏み出すことが必要となっています。このような背景を受け、前計画の中間年ではありますが、計画全体を刷新し、新たに「品川区環境基本計画」を策定しました。

本計画では、「住み続けたいまち」を次の世代にしっかりとつなぐため、多くの可能性が芽生え始めた環境都市の基盤に、実践という水や肥料を与え、更に豊かで実り多い環境都市に育てていくことを目指し、『みんなで創り育てる環境都市』を将来像として掲げることとします。

## 2 基本目標・共通目標

### (1) 基本目標

品川区環境基本計画では、将来像を達成するために区民・事業者・区が連携して取り組む基本目標を、以下のように定めました。

#### 基本目標1 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する(地球温暖化対策)

地球温暖化が世界共通の切迫した課題となっていることから、区内で暮らし働く全ての人が「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現するよう基本目標として定めます。

➔ 快適で健康な生活につながる、積極的な地球温暖化対策の定着を目指します。

#### 基本目標2 「持続可能な循環型都市」を実現する(資源循環)

私たちの暮らしには、生活していく上で必要な限りある資源を無駄なく効率的に利用する必要があるため、「持続可能な循環型都市」の実現を基本目標として定めます。

➔ ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいきます。

#### 基本目標3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する(自然環境)

水とみどりの存在は、まちの魅力を高め生活を豊かにすることから、「水とみどりがつなぐまち」の実現を基本目標として定めます。

➔ 水とみどりを守り、育み、活かすことで、魅力あふれるまちを目指します。

#### 基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する(生活環境)

心身を健全に保つ潤いのある暮らしのために、水や空気をきれいにする等、「すこやかで快適な暮らし」の実現を基本目標として定めます。

➔ 大気や騒音、水質等を改善し、全ての人が安心して暮らせるまちを目指します。

#### 基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する(文化環境)

長い歴史と新しいまちづくりが交錯する状況では、歴史を尊重しつつ新しいにぎわいを生み出していくことが重要であることから、「やすらぎとにぎわいの都市景観」の形成を基本目標として定めます。

➔ 歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えとともに、地域の特性と個性を活かし、やすらぎとにぎわいが共存する活気あるまちづくりに取り組みます。

## (2) 全ての基本目標の土台となる共通目標

基本目標1～5の実現は、それを実践する人の存在が不可欠であり、その育成は分野横断的に取り組む必要があります。そこで、全ての基本目標の土台となる共通目標を以下のとおり定めます。

### 共通目標 「日常的に実践する人」を育てる(環境教育・環境コミュニケーション)

環境都市としての機能や役割を充実させるために、区民一人ひとりが「日常的に実践する」ことが必要不可欠であることから、その育成を共通目標として定めます。

- ➔ 区民・事業者・区がそれぞれの役割を理解し、環境保全に関する取り組みをより身近なものとして実践するとともに、地域や世代を超えた新たなコミュニケーションの創出により、実践の輪の拡大を目指します。

# 第4章 取り組みの内容

## 1 施策体系

将来像	基本目標	施策の方向性
みんなで創り育てる環境都市	<b>基本目標1</b> 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する (地球温暖化対策)	①地球温暖化を防ぐ計画を定め、実行する ②エネルギーの使用を削減する ③エネルギーの低炭素化を図る ④気候変動に適應する取り組みを推進する ⑤地球温暖化対策に関する情報を共有する
	<b>基本目標2</b> 「持続可能な循環型都市」を実現する (資源循環)	①ごみの発生抑制を推進する ②資源リサイクルを推進する ③情報提供と区民参加を推進する ④適正処理を推進する
	<b>基本目標3</b> 「水とみどりがつなぐまち」を実現する (自然環境)	①水とみどりを守り育てる ②水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる ③品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす ④みんなで水とみどりを育む
	<b>基本目標4</b> 「すこやかな暮らし」を実現する (生活環境)	①すこやかな暮らしを守る ②建物の環境配慮を推進する ③人にやさしい地域づくりを目指す
	<b>基本目標5</b> 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する (文化環境)	①歴史や文化を大切にし、魅力ある街並みをつくる
	<b>共通目標</b> 「日常的に実践する人」を育てる (環境教育・環境コミュニケーション)	①環境情報を発信する ②環境学習・体験を推進する ③協働により環境活動を推進する

## 施策

- 計画の策定・進行管理・見直し
- 家庭における省エネルギーの推進
- 区施設における省エネルギーの推進
- 家庭への低炭素なエネルギーの導入促進
- 区施設への低炭素なエネルギーの導入促進
- 暑さ対策
- 情報の収集・発信の充実
- 家庭ごみの発生抑制
- 再使用の推進
- 区民の自主的な活動の支援
- 事業系リサイクルの推進
- 子どもを対象とした環境教育
- 環境情報の積極的な発信
- 家庭ごみの適正な排出の推進
- 地域における適正排出の推進
- 水とみどりの骨格形成
- 河川・運河の水質改善
- 自然環境を意識した施設の設定・管理
- 区内の水とみどりのネットワークの充実
- 水辺空間の整備・活用
- 魅力ある公園づくり
- 歴史・文化を伝える資源の保全・活用
- 水とみどりを活かしたにぎわいづくり
- 普及啓発活動の推進
- 水とみどりの人材の育成
- 大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応
- 建築物の建設、解体に関する環境指導の実施
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 安全な歩行者・自転車の空間整備
- 多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用
- 生活に密着した住宅景観の保全と誘導
- 新たなまちの景観の整備と誘導
- 環境に関する情報の整理と効果的な発信
- 区民や事業者等の環境学習・体験の機会づくり
- 環境活動・環境教育を行う団体・事業所や人材との協働
- 環境に配慮した事業活動の支援
- 事業所における省エネルギーの推進
- 事業所への低炭素なエネルギーの導入促進
- 事業系ごみの発生抑制
- 区の資源回収事業の推進
- 区民・事業者を対象とした環境教育
- 区民参加の推進
- 事業系ごみの適正な排出の推進
- 効率的で環境負荷の少ない収集体制
- 健全な水循環の確保
- 生物生息空間の保全・再生
- 継続的な生物生息状況の把握
- 地域緑化の推進
- 小スペースを活かしたみどりづくり
- 特色ある公園づくり
- 水とみどりの活動表彰
- 区民との協働
- 鳥獣等による被害への対策
- 利便性の高い公共交通網の整備
- 歴史あるまちの景観の再生と活用
- 活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出
- 他地域での環境活動の促進

2 指標・目標

基本目標1 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する(地球温暖化対策)				
施策の方向性	指標	重点	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
①地球温暖化を防ぐ計画を定め、実行する	品川区温室効果ガス排出量		2,346千t-CO <sub>2</sub> 〔平成25(2013)年度〕	1,573千t-CO <sub>2</sub>
②エネルギーの使用を削減する	家庭部門1人当たりCO <sub>2</sub> 排出量	○	1.617t-CO <sub>2</sub> /人 〔平成25(2013)年度〕	1.046t-CO <sub>2</sub> /人
	業務部門単位床面積当たりCO <sub>2</sub> 排出量	○	0.135t-CO <sub>2</sub> /㎡ 〔平成25(2013)年度〕	0.082t-CO <sub>2</sub> /㎡
③エネルギーの低炭素化を図る	区施設からの単位床面積当たりCO <sub>2</sub> 排出量		0.0474千t-CO <sub>2</sub> /㎡ 〔平成25(2013)年度〕	0.0327千t-CO <sub>2</sub> /㎡
	区施設への再生可能エネルギー導入量	○	33施設	新築・改築施設に導入
	シェアサイクル配置台数		200台 〔平成29(2017)年度〕	増加を目指す
④気候変動に適応する取り組みを推進する	打ち水大作戦参加者数		4,795名	7,000名
⑤地球温暖化対策に関する情報を共有する	地球温暖化防止に関する環境講座の継続的な開催		年4回	年10回
基本目標2 「持続可能な循環型都市」を実現する(資源循環)				
施策の方向性	指標	重点	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
①ごみの発生抑制を推進する	区民1人1日あたり収集ごみ量		567g	440g <sup>注2)</sup>
②資源リサイクルを推進する	資源化率		26%	31% <sup>注2)</sup>
③情報提供と区民参加を推進する	スケルトン車両を使った環境学習		44箇所	継続
	食品ロス削減の認知度	○	イベント・アンケート等で確認	100%
④適正処理を推進する	世論調査による環境満足度		35%	45%
基本目標3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する(自然環境)				
施策の方向性	指標	重点	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
①水とみどりを守り育てる	健全な水環境の維持・向上 <sup>注3)</sup> 水辺に親しめる空間の整備・開放 <sup>注3)</sup> みどり率増加 <sup>注3)</sup>		環境基準達成 (目黒川・立会川)	環境基準達成継続 (目黒川・立会川)
②水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる		○	4箇所	5箇所 <sup>注2)</sup>
③品川らしい水とみどりを継承しまちづくりを活かす			21.2%	22.6% <sup>注2)</sup>
④みんなので水とみどりを育む				
基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する(生活環境)				
施策の方向性	指標	重点	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
①すこやかな暮らしを守る	大気測定局における環境基準達成状況		2局	全3局達成
②建物の環境配慮を推進する	放置自転車・放置バイク撤去台数		12,166台	削減を継続
③人にやさしい地域づくりを目指す	各地区バリアフリー計画の特定事業計画に基づく整備状況		各特定事業計画	計画どおりの整備実施
基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する(文化環境)				
施策の方向性	指標	重点	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
①歴史や文化を大切に、魅力ある街並みをつくる	景観計画「重点地区」指定数		2地区	9地区
共通目標 「日常的に実践する人」を育てる(環境教育・環境コミュニケーション)				
施策の方向性	指標	重点	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
①環境情報を発信する	しながわECOフェスティバル出展団体数		93団体	120団体
②環境学習・体験を推進する	体験型環境学習の機会提供	○	1回	5回
③協働により環境活動を推進する	エコアクション21認証取得事業所数		35社	70社
	SHINAGAWA“もったいない”推進店舗数	○	48店舗	150店舗 〔平成32(2020)年度〕

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成28(2016)年度〕

注2) 関連計画等で平成34(2022)年度目標を設定

注3) 基本目標3は、4つの施策の方向性と横断的に関連する3つの指標を設定

## 3 施策と取り組み

## 基本目標

## 1

## 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

地球温暖化対策は世界共通の課題であり、エネルギー資源に乏しい日本にとっては、エネルギー対策としての一面も含め、重要度および優先度が高い環境施策です。そのため、国は高い温室効果ガス削減目標を設定し、あらゆる分野での対策を講じており、都も同様に目標と対策の強化を図っています。

この地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和策」と、気候変化により生じる影響を軽減する「適応策」があります。省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等の「緩和策」を今まで以上に充実させるとともに、暑さ対策や浸水対策といった「適応策」についても真剣に取り組む必要があります。

しかし、厳しすぎる省エネルギーや節電の取り組みは定着しづらく、長続きもしません。本計画では、地球温暖化対策による様々な効果にも着目しながら、生活の質の向上にもつながる「低炭素な暮らし・仕事・まち」の実現を目指します。

## (1) 指標・目標値

指標	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
品川区温室効果ガス排出量 <sup>注2)</sup>	2,346 千 t-CO <sub>2</sub> 〔平成 25 (2013) 年度〕	1,573 千 t-CO <sub>2</sub>
家庭部門 1 人当たり CO <sub>2</sub> 排出量	1.617 t-CO <sub>2</sub> /人 〔平成 25 (2013) 年度〕	1.046t-CO <sub>2</sub> /人
業務部門単位床面積当たり CO <sub>2</sub> 排出量	0.135t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 〔平成 25 (2013) 年度〕	0.082t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>
区施設からの単位床面積当たり CO <sub>2</sub> 排出量	0.0474 千 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> 〔平成 25 (2013) 年度〕	0.0327 千 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>
区施設への再生可能エネルギー 導入量	33 施設	新築・改築施設に導入
シェアサイクル配置台数	200 台 〔平成 29 (2017) 年度〕	増加を目指す
打ち水大作戦参加者数	4,795 名	7,000 名
地球温暖化防止に関する 環境講座の継続的な開催	年 4 回	年 10 回

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成 28 (2016) 年度〕。

注2) 区全体の指標は温室効果ガス排出量とし、部門別・区施設は活動の実績を表す CO<sub>2</sub> とする。

## (2) 目指す方向性

『基本目標 1「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する』では、以下に示す5つの目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組めます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

### ① 地球温暖化を防ぐ計画を定め、実行する（p62）

区民の役割	本計画で示された区民の役割を認識し、取り組みを実践します。
事業者の役割	本計画で示された事業者の役割を認識し、取り組みを実践します。
区の役割	地球温暖化に関する計画を確実に運用し、進捗を管理していきます。

### ② エネルギーの使用を削減する（p63～p65）

区民の役割	日常的な省エネ行動や省エネ型の製品やサービスの選択等により、家庭におけるエネルギーの使用を削減します。
事業者の役割	エネルギー効率の良い業務活動や省エネ型の設備・機器の選択等により、事業におけるエネルギーの使用を削減します。
区の役割	区民や事業者の取り組みを支援するとともに、区の事業においても率先して省エネルギーに取り組めます。

### ③ エネルギーの低炭素化を図る（p65～p67）

区民の役割	家庭で使うエネルギーに関心を持ち、再生可能エネルギー等の低炭素なエネルギーを取り入れていきます。
事業者の役割	事業所において、再生可能エネルギー等の導入やエネルギーの調達方法における配慮等により、低炭素なエネルギーを取り入れていきます。
区の役割	区民や事業者の取り組みを支援するとともに、区施設等に率先して再エネ設備の導入を進め、購入するエネルギーも含めた低炭素化に取り組めます。

### ④ 気候変動に適応する取り組みを推進する（p68～p69）

区民の役割	正しい知識に基づき熱中症等の健康被害の予防に努め、イベントへの参加等を通じて、楽しみながら快適で健康な生活を実現します。
事業者の役割	社員や来訪者等の熱中症対策や快適性の確保に努め、過ごしやすい事業環境と地域づくりに取り組めます。
区の役割	街中の暑さを軽減できるインフラ整備等に取り組むとともに、適応策に関する情報発信を行い、区民・事業者の取り組みを支援します。



## 5 地球温暖化対策に関する情報を共有する (p69~p70)

区民の 役割	区等が発信する情報を積極的に収集し、日常生活で実践します。
事業者の 役割	区等が発信する情報を積極的に収集し、事業の中で実践します。
区の 役割	多様な手段により、実践的な対策やその効果等最新情報を発信します。

## (3) 温室効果ガスの削減目標

## 1) 区内から排出される温室効果ガスの現状と将来の動向

平成 26 (2014) 年度の区の温室効果ガス排出量は CO<sub>2</sub> 換算で約 2,232 千 t-CO<sub>2</sub> で、20 年前の平成 7 (1995) 年度と比較すると約 18%増加しています。近年の傾向では、平成 24 (2012) 年度をピークに直近 2 年間で減少傾向にあります。

温室効果ガス排出量の約 9 割を占める CO<sub>2</sub> の部門別割合では、平成 26 (2014) 年度で業務部門が最も大きく約 48%、次いで家庭部門が約 27%を占めています。

このまま対策を実施せずに現状の活動を継続した場合、平成 42 (2030) 年度の温室効果ガス排出量の将来推計は 2,389 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 25 (2013) 年度比で約 2%増と推計されました。

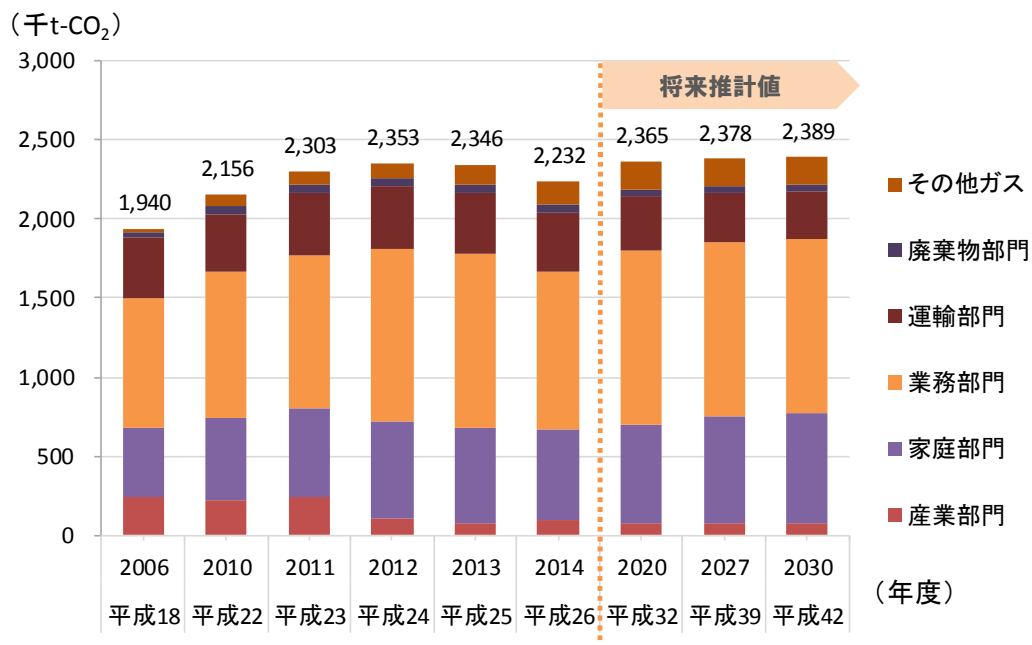


図 4-1 温室効果ガス排出量の将来推計

## 2) 温室効果ガス削減目標

### ① 設定の考え方

本計画においては、国の地球温暖化対策計画との整合を図るため平成25（2013）年度を基準年度としました。また、区の主体的な取り組みと国や都等との積極的な連携により、到達可能と見込まれる削減量を踏まえて目標を設定します。

### ② 目標値

#### ■ 目標

本計画の最終年度平成39（2027）年度に33%削減<sup>注</sup>する。

〔平成42（2030）年度における温室効果ガス排出量を、平成25（2013）年度比で40%削減する。〕

注）都は平成25（2013）年度から平成42（2030）年度までの削減目標を-38%としています。

都市部にある区は積極的に削減を推進することとし、その立地の責務として同期間の削減目標を-40%とし、本計画はその過程であるため、削減目標を-33%と設定します。



図 4-2 温室効果ガス排出削減目標の設定

## (4) 施策と取り組み

### 目指す方向性 ①

### 地球温暖化を防ぐ計画を定め、実行する

区内で暮らし働く全ての人が、地球温暖化対策の意識を持って、着実に自らの役割を果たすことが重要です。

そのため、本計画に定められた目標を区民・事業者・区が共有し、具体的な取り組みを実行することにより、地球温暖化の防止に取り組めます。


### 区の施策

#### □ 計画の策定・進行管理・見直し


区では、本計画の中で、区全体の温室効果ガスの削減目標を定めています。計画を確実に運用し、進捗を管理していきます。

### 主な取り組み


#### ■ 区民

 本計画を通じ、自分の役割とそれに応じた取り組みを理解し、実践します。

#### ■ 事業者

 本計画を通じ、事業者としての役割とそれに応じた取り組みを理解し、実践します。

#### ■ 区

 本計画等、環境に関する計画の策定・進行管理・見直しを実施します。

## 目指す方向性 ②

## エネルギーの使用を削減する

地球温暖化対策の基本は、エネルギー使用の削減により温室効果ガスの排出を抑制することです。

家庭や事業所、区施設において、省エネ行動の更なる定着と省エネ型設備等への積極的な転換に取り組みます。

### 区の施策

#### □ 家庭における省エネルギーの推進

今後しばらくは、人口や世帯が増加すると予測されている中で、CO<sub>2</sub>排出量を削減するためには、区民一人ひとりによる実践が不可欠です。日々の節電をはじめ、移動手段の省エネ化や家庭内でのエネルギーを効率的に無駄なく使う等、日常生活の様々な場面における省エネルギーへの取り組みを促進していきます。

#### □ 事業所における省エネルギーの推進

区内で働く人口が増加し、オフィスビル等の業務部門のエネルギー消費量の増加が見込まれる中で、事業所におけるCO<sub>2</sub>排出量を削減する必要があります。日々の業務における省エネ型の働き方を促すとともに、事業所の設備・機器の更新や施設の改修の際に、省エネ型の設備や建物への転換を支援します。





#### □ 区施設における省エネルギーの推進

区は、区民・事業者の取り組みを牽引する立場として、率先して施設の省エネ化や日常業務における省エネ行動の徹底に取り組みます。



また、その取り組みの内容や効果等を積極的に発信し、区民・事業者の取り組みを促します。

### 主な取り組み




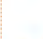

#### ■ 区民

-  こまめな節電等、日常生活における省エネ行動に取り組みます。
-  省エネ住宅・HEMS等の設備・省エネ型家電（空調・照明・給湯等）等を取り入れていきます。
-  公共交通機関を利用し、自家用車の利用抑制に取り組みます。
-  エコドライブ（省エネ運転）を心がけます。

### ■ 事業者

-  サマールック・ウォームビズやエコドライブ等の日常的な行動に取り組みます。
-  BEMS・CEMS の導入や、空調・照明・給湯等の設備を省エネ型に転換する、コージェネレーションシステムを導入する等、エネルギー効率の良い事業所を目指します。

### ■ 区

-  住宅・事業所の省エネ化を支援します。
-  区施設の省エネ化（建屋・空調・照明・車両・OA 機器等）を推進します。
-  サマールック・ウォームビズキャンペーンを実施します。（服装調節で空調使用削減）
-  LED 型街路灯・公園灯等への転換を推進します。
-  BEMS・CEMS 等効率的なエネルギー管理システムの区施設への導入を推進します。

## 一口メモ

#### ▼しながわ家庭エコチャレンジ

環境意識の向上と家庭での環境負荷の軽減を目的に、区内小学生を対象に夏休み期間中家庭で取り組むためのチャレンジシートを配布し、提出すると認定証を交付します。

#### ▼暮らしの中の電力シェイプ作戦

家庭での省エネ意識の向上のため、区がエコワット（簡易型電気量表示器）を貸し出します。家庭の消費電力やCO2削減量が分かります。

#### ▼照明設備のLED化

区施設・区立学校は、照明設備のLED化を進めており、平成34（2022）年度までに完了する予定です。（改築・大規模改修工事の予定がある場合は、その時点で実施します。）

街路灯・公園灯は、水銀灯ランプのLED化を進めており、平成31（2019）年度までに完了する予定です。

#### ▼エコ&バリアフリー住宅改修

区民、マンション管理組合または賃貸住宅個人オーナーの方が既存住宅について区内施工業者を利用して、環境やバリアフリーに配慮したリフォーム工事を行う場合に、工事費用の一部を助成します。

#### ▼事業所用LED照明設置助成

中小企業者等が、区内事業所等に区内施工業者を利用してLED照明を設置する経費の一部を助成します。

## コラム 「省エネルギー住宅」って何だろう？

省エネルギー住宅とは、「快適さ」・「経済性」・「健康的」・「耐久性」の4つを備えた住宅のことです。

日本の家庭では、エネルギー消費量のうち約30%を冷暖房が占めます。省エネルギー住宅では、夏に熱を侵入させない「日射遮蔽」と冬に熱を逃がさない「断熱」の性能が優れているため、エネルギー消費量を抑えて過ごしやすく、光熱水費の節約ができます。

また、結露によるカビやダニの発生の抑制や、構造材の腐食を防ぎ、急激な温度変化から身体を守ることもできる健康的な住宅でもあります。

## 「HEMS」・「BEMS」・「CEMS」って何だろう？

EMSと呼ばれるEnergy Management System（エネルギーマネジメントシステム）に、HはHome（家庭）、BはBuilding（ビル・事業所）、CはCommunity（地域）の頭文字が付いた言葉で、エネルギーを管理するシステムをいいます。

家庭、ビル・事務所において、使用している電力をモニター等で「見える化」するシステムのことです。節電効果が期待できます。国は平成42（2030）年までに全世帯（5,000万世帯）でHEMSを普及させる目標を掲げています。

### 目指す方向性 ③

### エネルギーの低炭素化を図る

私たちの生活では、電気やガス、燃料等のエネルギーは必要不可欠であり、ゼロにすることはできません。しかし、再生可能エネルギー等の環境に与える影響が小さいエネルギーを積極的に活用することにより、よりゼロに近づけていくことが可能です。

家庭や事業所、そして区施設において、再生可能エネルギー等の導入を推進し、地球温暖化の原因であるCO<sub>2</sub>の排出をできるだけ抑えたエネルギーの低炭素化を図ります。

### 区の施策

#### □ 家庭への低炭素なエネルギーの導入促進

住宅に設置される太陽光発電システムや、省エネ設備等の費用を補助し、導入を支援します。

また、日常生活でのシェアサイクルの利用推進等新しい取り組みを推進します。

### □ 事業所への低炭素なエネルギーの導入促進



事業所に設置される太陽光発電システムや、設備を省エネ型に転換する費用を補助し、導入を支援します。また、事業者による再生可能エネルギーを活用した様々な取り組みを促進していきます。

### □ 区施設への低炭素なエネルギーの導入促進



区施設においては、エネルギーの低炭素化に加え、災害時等のエネルギー確保の観点からも、多様なエネルギー源を活用する工夫が必要です。再生可能エネルギー・蓄電池・ごみ焼却による排熱等これまであまり利用されていなかったエネルギーの活用、エネルギーを創り、蓄え、効率的に利用する仕組みづくりや導入の可能性について検討を進めます。

## 主な取り組み








### ■ 区民

-  家庭で使う電気・ガス・燃料・自動車等について情報を収集し低炭素なエネルギーや交通手段を選んでいきます。
-  太陽光発電システム・家庭用燃料電池等を住宅に導入していきます。

### ■ 事業者

-  事業所へ太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入や地域エネルギーを有効活用していきます。
-  電気・ガス・燃料・自動車等を調達する際には、低炭素なエネルギーや交通手段を選択していきます。

### ■ 区

-  区民・事業者に対して、低炭素なエネルギーを選択するために必要な情報発信に取り組みます。
-  太陽光発電システム等の設置費用を助成し、住宅・事業所への導入を促進します。
-  区施設に対して、太陽光発電システム等の積極的な導入を推進します。
-  エネルギーを創りだす創エネルギー・エネルギーを蓄える蓄エネルギーの導入を検討します。
-  他自治体との再エネ開発やカーボンオフセットを検討します。
-  環境配慮型自動車の普及を推進します。
-  シェアサイクル<sup>※1</sup>を実施します。

※1 シェアサイクル（コミュニティサイクル）とは、相互利用可能な複数のサイクルポート（自転車の貸出、返却を行う場所）が設置された、面的な都市交通に供されるシステムのこと。

## コラム

### 「コージェネレーションシステム」

コージェネレーションとは、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等により発電した際に生じた廃熱も同時に回収するシステムのことで、「コージェネ」あるいは「熱電供給」と呼ばれています。

このシステムでは回収した廃熱を、蒸気や温水として、工場の冷暖房・給湯等に無駄なく利用することで、燃料の本来持っているエネルギーを最大限利用することができます。コージェネレーションを導入することで、電源の多重化と防災性の向上を図ることができます。

### 「地域エネルギー・地域冷暖房」

地域冷暖房は、冷水や温水等を一箇所ですべて製造し、複数の建物に供給する地域単位でエネルギーを利用するシステムです。まとめて製造・供給することによって、省エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量の削減等のメリットがあります。清掃工場の排熱・河川水・下水等の水温と大気との差から得られる温度差エネルギー等の未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用手段としても全国で広まりつつあります。

### 「創エネルギー・蓄エネルギー」「グリーン電力証書」

#### エネルギーは創って蓄える時代へ

創エネルギーとは、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用して、エネルギーを創りだすことをいいます。また、蓄エネルギーとは蓄電池等にエネルギーを蓄えることをいいます。どちらも災害時や停電時等にも利用できる自立分散型エネルギーであり、上記の「コージェネレーションシステム」は両方にあてはまります。

#### グリーン電力証書

グリーン電力証書とは、風力や太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ「環境価値」を「証書」化して取引することで、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組みです。

証書を購入する企業・自治体等は、発電設備を持たなくても、再生可能エネルギーの普及に貢献し、グリーン電力を利用したとみなされるため、地球温暖化防止につながる仕組みとして関心が高まっています。

### 「環境配慮型自動車」

環境配慮型自動車とは、低燃費・低公害車やハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池車等、化石燃料の使用を抑え、環境負荷の小さい自動車のことをいいます。

電気自動車や燃料電池車については、国や都の後押しにより、充電スタンドや水素充填スタンド必要なインフラ整備も進められており、より身近で使いやすい存在になりつつあります。



## 目指す方向性 ④

## 気候変動に適応する取り組みを推進する

地球温暖化の影響は、気温上昇による熱中症の発生や台風の大型化等、私たちの生活にも影響を及ぼしつつあります。このような気候変動に適応しながら、健康で快適な暮らしを維持する取り組みを推進します。




## 区の施策

## □ 暑さ対策



気候変動による気温の上昇等によって熱中症等の健康影響が懸念されます。道路等のハード面において温度を下げる工夫を取り入れるとともに、一時的な暑さの回避や涼しさの創出等、暑さをしのぐ取り組みを進めます。

## 主な取り組み





## ■ 区民

-  熱中症予防の意識を持ち、夏場の適切な空調の使用・帽子等の着用、塩分・水分の摂取等により、体調を管理します。
-  区の避暑シェルターを活用し、日中の電力使用を抑制します。
-  「打ち水」（しながわ打ち水大作戦）等に参加します。

## ■ 事業者

-  多くの人が行き交う空間（商店街・再開発地オープンスペース等）は、来訪者が涼しさを感じられる対策（ドライミスト設置・木陰創出等）をしていきます。
-  夏場の現場作業等において、適度な休憩・帽子等の着用・塩分・水分の摂取等により、熱中症予防に取り組みます。

## ■ 区

-  広報誌・区HP・SNS等で、適切な空調使用を呼びかけます。
-  再開発時における気温を下げる工夫（緑化の整備等）の導入を推進します。
-  街中の暑さ対策を検討・実施します。（遮熱性舗装・ドライミスト設置等）
-  区内の団体等に暑さ対策に関わる取り組みへの助成・支援を実施します。

コラム

品川区の暑さ対策

①真夏の気温を2℃下げよう～しながわ打ち水大作戦～

打ち水大作戦は、江戸時代の庶民の知恵である「打ち水」で涼を取り、私たち一人ひとりが節電や低炭素化社会の実現について考えようと、平成18（2006）年から区が主体となり実施しています。

区では区民の自主的な取り組みを支援するため、打ち水を実施する団体には、木製桶・ひしゃく・バケツ・のぼりの貸し出しを行っています。家庭や施設等での打ち水には、お風呂の残り湯等の再利用水を使いましょう。

②避暑シェルターで涼しさひととき

区では、シルバーセンター・児童センター・地域センター・文化センター・保健センター等の施設を「避暑シェルター」として活用しています。「避暑シェルターで涼しさひととき」ののぼり旗が目印です。各施設では冷たい飲みもの等を用意していますので、どうぞご利用ください。



目指す方向性 ⑤

地球温暖化対策に関する情報を共有する

地球温暖化対策には、家庭や職場での節電や省エネルギー等で日常的に無理なく、快適に取り組むことができるものがたくさんあります。いつもの暮らしが地球にやさしい暮らしになるように、事業や制度に関する一方向の情報発信だけでなく、取り組みの工夫や効果等体験に基づく活きた情報の発信・共有を図り、実践につなげます。

区の施策

□ 情報の収集・発信の充実


国や東京都、区が実施する再生可能エネルギーや省エネ設備の導入支援制度等、地球温暖化対策に取り組む際に参考となる情報を発信します。

主な取り組み


■ 区民


区等が発信する環境情報に興味を持ち、各種のツールや助成制度等を活用しながら地球温暖化対策に取り組めます。


### ■ 事業者

 区等が発信する環境情報を把握し、各種の支援事業や助成・融資制度等を活用しながら、地球温暖化対策に取り組みます。

### ■ 区

 省エネ診断・省エネ機器・再エネ機器・エコ住宅等に関する情報発信を実施します。

 補助金制度・固定価格買取制度等の制度情報を発信します。

 広報誌・区 HP・SNS 等による最新の情報発信を実施します。

## コラム

### COOL CHOICE ～未来のために、いま選ぼう～

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、環境省が2030年度の温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択（クールチョイス）」を促す国民運動です。

例えば、低公害車を買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」があります。

みんなが一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、呼びかけを行っています。

区でも電力需用の増加する夏季・冬季期間において、サマールック・ウォームビズで室温を調整し、節電・省エネルギーに取り組んでいます。



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

基本目標

2

「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）

資源を無駄なく有効に利用できる循環型都市の構築は、環境都市の基礎基盤となる重要な取り組みです。区は、国や都とともに、法令に基づく事業者への指導等により、ごみの発生抑制や循環利用を推進していきます。

区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任をあらためて認識し、家庭で、職場で、事業活動で、あらゆる場面でごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組むことにより、更なる循環型都市の実現を目指します。

(1) 指標・目標値

指標	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
区民1人1日あたり収集ごみ量	567g	440g <sup>注2)</sup>
資源化率 (ごみの排出量のうち資源化できた割合)	26%	31% <sup>注2)</sup>
スケルトン車両を使った環境学習	44箇所	継続
食品ロス削減の認知度	イベント・アンケート 等で確認	100%
世論調査による環境満足度	35%	45%

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成28(2016)年度〕。

注2) 関連計画等で2022年度目標を設定。

(2) 目指す方向性

『基本目標2「持続可能な循環型都市」を実現する』では、以下に示す4つの目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組みます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

1 ごみの発生抑制を推進する（p73～p74）

区民の 役割	ごみの減量をはじめ、無駄な買い物はしない、不用品を再使用する等、ごみを出さない暮らしに取り組みます。
事業者の 役割	事業活動において、ごみの発生抑制や生産・販売する製品等の購入者・利用者のごみが少なくなるように配慮します。
区の 役割	区民、事業者の取り組みを支援するとともに、区を代表する事業者として率先してごみの発生抑制に取り組みます。

## 2 資源リサイクルを推進する (p74~p76)

区民の 役割	リサイクルの仕組みや方法を正しく理解し、資源をリサイクルします。
事業者の 役割	自らが排出する事業系ごみのリサイクルや、生産・販売する製品やサービスにおいてリサイクルが可能となる仕組みを検討・運用します。
区の 役割	地域や団体と協力し、家庭におけるリサイクルを促進するとともに、事業系リサイクルシステムの運用等により、事業者のリサイクルを促進します。

## 3 情報提供と区民参加を推進する (p76~p77)

区民の 役割	学習講座や地域活動等に参加し、正しい知識に基づき資源循環型のライフスタイルに取り組みます。
事業者の 役割	ごみ処理に関連する情報を注視するとともに、地域活動等への協力により、区全域の資源循環型社会の実現に貢献します。
区の 役割	子どもや区民、事業者を対象に環境教育の機会を積極的に提供するとともに、イベント等を通じてごみの減量やリサイクルについて啓発します。

## 4 適正処理を推進する (p78~p79)

区民の 役割	正しい分別やごみ出しに取り組みます。
事業者の 役割	事業活動に伴って生じたごみを責任をもって適正区分し処理します。
区の 役割	効率的で環境負荷の小さいごみの収集運搬体制を整えるとともに、区民や事業者にわかりやすく情報を発信し、家庭や事業所での取り組みを支援します。

### (3) 施策と取り組み

#### 目指す方向性 ①

#### ごみの発生抑制を推進する

ごみの発生抑制を推進することは、省資源・省エネルギー・大気等への環境負荷の低減等、その効果は多岐にわたります。区のごみ量は近年減少傾向にあります。引き続きこの傾向を維持するため、更なる発生抑制に取り組みます。

#### 区の施策

##### □ 家庭ごみの発生抑制

ごみの発生源である区民一人ひとりがごみ減量の意識を高め、日常生活で実践することが重要です。ごみの減量をはじめ、無駄のない買い物や使い捨て製品の使用抑制等、ごみを出さない暮らしへの支援や意識啓発を図ります。

##### □ 事業系ごみの発生抑制






事業者は自らが排出するごみを必要以上に発生させないよう努めるとともに、区民のごみの排出を抑制する支援を行う役割を担っています。事業活動から生じるごみの減量に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、事業系生ごみ処理機の費用の一部を補助し、導入を支援します。また、区も一事業者として発生抑制に積極的に取り組んでいきます。

##### □ 再使用の推進

ごみを減量するためには、使い捨て型のライフスタイルを見直し、ものを長く大切にすることが重要です。リサイクルショップやフリーマーケット等の活動を支援し、再使用に関する情報提供や情報交換の促進を図ります。また、修理や部品交換を行い、愛着をもって長く使用するよう普及啓発していきます。

#### 主な取り組み

##### ■ 区民




-  生ごみの水切りに取り組みます。
-  食材の使いきりと必要な分だけ購入します。
-  マイバッグ・マイはし・マイボトルを携行します。
-  詰め替え製品の購入により、容器等のごみを抑制していきます。
-  リサイクルショップ・フリーマーケット・情報誌等を活用し、不用品を再使用していきます。

#### ーロメモ




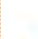
▼リサイクルショップリボン  
NPO法人「エコタウンしながわ」が運営しているリサイクルショップで、『ものを大切に使おう』をテーマに家庭にある不用品を委託預かりし、販売しています。



### ■ 事業者

-  商品の簡易包装を推進します。
-  消費者への買い物袋持参の呼びかけ等により、レジ袋の使用を削減します。
-  生ごみの水切りの徹底や、ごみ処理機の導入等により、発生抑制します。

### ■ 区

-  生ごみ処理機（家庭用・事業所用）の購入費用助成を実施します。
-  製造事業者や販売業者へごみの発生抑制の働きかけを実施します。
-  リサイクルショップ運営・フリーマーケット実施・情報誌発行等で不用品再使用を促進します。
-  区の事務事業により発生するごみを抑制します。

## 目指す方向性 ②

## 資源リサイクルを推進する

資源のリサイクルを行うことは、ごみの減量や環境負荷の低減にも貢献します。区民・事業者・区が一体となって、限りある資源の有効な利用を図り、循環型都市づくりを進めます。

### 区の施策

#### □ 区民の自主的な活動の支援

集団回収を行う団体への支援を行い、集合住宅の集団回収への加入促進を図ります。また、地域の取り組みを積極的に支援し、区民やリサイクル団体との協働作業を通して資源の循環利用を推進していきます。

#### □ 区の資源回収事業の推進

資源回収ステーションでの資源（古紙・飲食用びん・飲食用缶・ペットボトル・乾電池・プラスチック製容器包装・蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計）の回収や拠点での資源（古着・廃食用油・不用園芸土）回収を推進していきます。（p76のコラム参照）また、資源の持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適切に対応を行っていきます。

#### □ 事業系リサイクルの推進

生産者による、インクカートリッジ・携帯電話・オートバイ等の回収・リサイクルシステムについて、区民に情報提供し、事業者の自主回収を促進します。また、独自のリサイクルシステムがない小規模な事業所から排出される資源を回収する事業系リサイクルシステムを推進します。

## 主な取り組み

### ■ 区民

- 区 HP・情報誌からリサイクルの仕組み等を把握します。
- 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等に協力します。

### ■ 事業者

- 事業上で発生したごみについて、適切に分別を行い、リサイクルにつなげていきます。
- 可能な限り、自社でリサイクルシステムを構築していきます。
- 事業系リサイクルシステムを活用していきます。

### ーロメモ

#### ▼事業系リサイクルシステム

区内の事業者が対象です。

事業系有料ごみ処理券を使用してごみを排出するのに比べ、このシステムでは区内の事業所を専門にごみを回収するため、回収経費を抑えることができます。また、各事業所まで直接回収に来るため、資源回収ステーションまでごみを運ぶ必要がありません。

### ■ 区

- 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等により、資源リサイクル品目を充実させていきます。
- 資源持ち去り対策を推進します。

## コラム

### 3R（スリーアール）

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称です。

一つめのR（リデュース）とは、ものを大切に使い、ごみを減らすことです。

例[1]：必要ないものは買わない、もらわない

例[2]：買い物にはマイバッグを持参する

二つめのR（リユース）とは、使えるものは、繰り返し使うことです。

例[1]：詰め替え用の製品を選び、容器を繰り返し使う

例[2]：いらなくなったものを譲り合う

三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再生利用することです。

例[1]：ごみと資源を正しく分別して資源回収に出す

例[2]：資源を再生して作られた製品を利用する



## コラム

## 資源回収

区では、資源の有効活用とごみ減量を図るため、以下のような方法で資源回収を行っています。

**資源回収ステーションでの資源回収**

区内約 10,000 箇所の資源回収ステーションで、古紙・飲食用ビン・ペットボトル等 8 品目 12 種類を資源回収しています。回収頻度は週 1 回です。

**小学校等での拠点回収**

小学校等 31 箇所で、古着・廃食用油・不用園芸土・小型家電を回収しています。回収頻度は、毎月第二・第四土曜日の 2 回です。

**区施設での資源回収**

新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル等を回収しています。回収頻度は月 1 回です。

## 目指す方向性 ③

## 情報提供と区民参加を推進する

循環型都市の形成は、区民一人ひとりの、「ものを大事にする」、「資源を循環利用する」という習慣によって実現するものです。

資源循環型のライフスタイルが自然と身につくよう、学習の機会づくりを進め、適切な情報を随時発信し、区民参加による取り組みを推進します。

## 区の施策

## □ 子どもを対象とした環境教育

循環型社会を実現するためには、子どもの頃からの習慣づけや子どもを通じた家庭への普及啓発が重要です。子どもたちが興味を持って学べるように、体験型や参加型の環境教育の充実を図ります。

## □ 区民・事業者を対象とした環境教育

各種イベントでの啓発や、体験型の環境学習等を実施し、区民や事業者への普及啓発活動に努めます。また、町会・自治会や PTA 等の団体の会合等においてごみの分別等に関する出前講座を実施する等、環境教育の機会を広げていきます。

### □ 環境情報の積極的な発信

区のホームページや各種パンフレット等様々な媒体を通して環境やごみ・リサイクルに関する情報を積極的に発信していきます。その際、具体的なごみ・資源の分け方や出し方の説明等、実践的情報を提供します。

### □ 区民参加の推進

区民が清掃・リサイクル事業に参画し、区と協働した活動を行えるよう、廃棄物減量等推進審議会との協働や、廃棄物減量等推進員制度を推進します。

## 主な取り組み

### ■ 区民

- 小学生ポスター展への参加や、小学生用啓発冊子の活用により、環境に関する知識を習得します。
- 各種イベントに参加します。
- 「ごみ・資源追っかけ隊」に参加します。
- 「ごみ・リサイクルカレンダー」等を活用し、正しいごみ出しを行います。

### ■ 事業者

- 区 HP や情報誌等で、情報を確認します。
- 地域のイベント等に参加し、区民等への啓発に協力していきます。

### ■ 区

- 適切な分別とごみ出しの情報を提供します。
- 施設見学会等の実施により、ごみ処理に関する関心を高める機会をつくれます。
- スケルトン清掃車による環境学習や出前講座を実施します。
- 廃棄物減量等推進審議会の運営を実施します。
- 廃棄物減量等推進員制度を実施します。

## ーロメモ

### ▼スケルトン車による環境教育

区では平成14(2002)年から、区内の保育園・幼稚園・小学校を対象に、清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車」等を活用し、子どものころから環境に対する意識の啓発を行っています。



### ▼廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理等を審議する会議であり、学識経験者・公募の区民等で構成されています。

### ▼廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量と適正処理に関し区の施策への協力、その他必要な活動を行う制度のことで、

熱意と識見を有する方々から、任期2年で約500人を委嘱しています。

推進員は、自ら発生抑制と分別の徹底を実践するほか、地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談に応じる等の活動を行っています。

## 目指す方向性 ④

## 適正処理を推進する

循環資源を有効に利用し、ごみ処理を効率的に行うためには、分別や収集運搬体制等を構築し、適正に排出することが必要です。また、ごみの適正処理はまちの清潔感の向上につながり、まちを訪れる人も住む人も気持ちの良い時間を過ごすことができ、ひいては観光客や居住者の増加にもつながります。

そこで、ごみと資源の分別に関する知識を深め、排出マナーの向上や分別を守った適正な排出に取り組むとともに、より効率的な収集運搬体制の構築を推進していきます。

## 区の施策

## □ 家庭ごみの適正な排出の推進

区民に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、各戸収集・早朝収集や高齢者ふれあい収集等、適正な排出を促す取り組みを進めます。

## □ 事業系ごみの適正な排出の推進

事業者に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の大規模建築物については、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行います。

## □ 地域における適正排出の推進

ごみの散乱や不法投棄等を防止し、まちの衛生や美観を保全することが必要です。廃棄物減量等推進員や町会・自治会・事業者等と連携し、ごみの適正排出、資源回収ステーションの維持管理や、カラス対策等の取り組みを進めます。

## □ 効率的で環境負荷の少ない収集体制

生活環境を保全するため、ごみ量やごみの性質等を踏まえた効率的な収集運搬体制の構築に努めます。また、ごみ収集時や走行時の環境負荷が少ない車両を使用します。

## 主な取り組み

## ■ 区民



ごみ出しルールを守って適正に分別するとともに、カラス対策等近隣に迷惑のかわらない適切なごみ出しを行います。

### ■ 事業者

- 適切な廃棄物処理業者に委託します。
- 量が少ない場合は、区の分別や資源リサイクルシステムのルールに従います。
- 事業用大規模建築物に係る規制を守ります。

### ■ 区

- 区HP・情報誌等で、区民・事業者に分かりやすく情報を提供します。
- 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査を実施します。
- 効率的な収集運搬体制の構築を推進します。
- 環境負荷の少ない車両の使用を推進します。

### 一口メモ

#### ▼事業用大規模建築物に係る規制

事業用大規模建築物（延床面積 3,000 平方メートル以上）の所有者は、廃棄物管理責任者の選任届や廃棄物減量のための計画書等を区に提出する必要があります。

## 基本目標

## 3

## 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）

水とみどりは、私たち人間の豊かな生活と多様な生き物の暮らしにとって欠かすことのできない大切な存在です。

また、水とみどりが織りなす景観や風情は、まちの魅力と価値を更に高めるとともに、舟運の復活による新たな魅力創出や、夏の暑さを和らげてくれる効果も期待でき、歩きたくなるまちとして、健康増進にも期待ができます。国・都と連携して、多様な担い手が携わりながら、次代につながる「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指します。

## (1) 指標・目標値

指標	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
健全な水環境の維持・向上	環境基準達成 (目黒川・立会川)	環境基準達成継続 (目黒川・立会川)
水辺に親しめる空間の整備・開放	4箇所	5箇所 <sup>注2)</sup>
みどり率増加	21.2%	22.6% <sup>注2)</sup>

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成28(2016)年度〕。

注2) 関連計画等で平成34(2022)年度目標を設定。

## (2) 目指す方向性

『基本目標3「水とみどりがつなぐまち」を実現する』では、以下に示す4つの目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組めます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

## ① 水とみどりを守り育てる（p82～p84）

区民の  
役割

家庭から出る排水による環境負荷の低減や、家庭において木や草花を育てる等、自然環境の保全に取り組めます。

事業者の  
役割

事業活動に伴う排水による環境負荷を低減するとともに、自然環境の保全に取り組めます。

区の  
役割

水環境（河川水質、水循環等）の健全な状態を維持するとともに、公園等のみどりの保全に取り組めます。

2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる (p84~p85)

区民の  
役割

身近なみどりを守り育てる活動に取り組みます。

事業者の  
役割

地域と連携しながら緑化等に取り組みます。

区の  
役割

区民・事業者を支援しながら、身近な水辺やみどりの整備に取り組みます。

3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす (p86~p87)

区民の  
役割

イベント等に積極的に参加し、水とみどりのまちづくりを盛り上げます。

事業者の  
役割

水辺をイベントに活用する等により、水とみどりのまちづくりを盛り上げます。

区の  
役割

みどりや水辺の保全に取り組むとともに、水辺の拠点整備や活用を通じて、まちのにぎわいづくりに取り組みます。

4 みんなで水とみどりを育む (p88~p89)

区民の  
役割

各種講座の活用や地域活動への参加等により、区内の水とみどりを育むことに貢献します。

事業者の  
役割

地域の一員として美化運動等に参加し、水とみどりを育むことに貢献します。

区の  
役割

情報発信や体験・学習機会の提供、顕彰制度の運用等を通じ、人材の育成や取り組み意欲の向上に取り組みます。

### (3) 施策と取り組み

#### 目指す方向性 ①

#### 水とみどりを守り育てる

水とみどりは、生き物とふれあう場の提供等、私たちの生活に潤いを与えるだけでなく、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和といった都市の環境負荷を軽減する効果があります。

川・運河・海といった豊かな水と、昔ながらのまとまりのあるみどりに恵まれた区では、その恩恵を引き続き享受し、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や事業所、区施設等あらゆる空間を活用しながら、水とみどりの保全と創出、生き物が健全に生息できる環境の確保に努めます。

#### 区の施策

##### □ 水とみどりの骨格形成

河川や運河の護岸の緑化や街路樹の整備を進めるとともに、斜面にあるみどり等を、まとまりのあるみどりとして保全を進めます。

##### □ 健全な水循環の確保

多くの土地はアスファルト等で覆われており、地面に降った雨水のほとんどが河川や下水等に直接流れ込み、増水や浸水等都市特有の水害につながる恐れもあることから、地下への雨水浸透を促進する取り組みを進めます。

##### □ 河川・運河の水質改善

区民が安全に水とふれあえる環境づくりを目指し、河川や運河の水質改善を進めます。

##### □ 生物生息空間の保全・再生

公園等のまとまりのあるみどりは、生き物の貴重な生息空間として区内の公園・緑地等の保全・再生を進め、生物多様性の保全に取り組みます。(詳細は p84 のコラム参照)

##### □ 自然環境を意識した施設の設置・管理



区施設は、多くの人を訪れ利用する拠点施設です。区施設の設置や運営管理においては、身近な生き物とのふれあいの場やエコロジカルネットワーク(生き物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク)を区内に広げていくために、区民や事業者とも連携しながら、多様な生き物の生息できる緑地等の空間づくりを進めます。

## □ 継続的な生物生息状況の把握



生物生息空間の保全・再生に役立つ基礎情報を得るとともに、身近な水やみどりの環境について知る場を提供することを目的として、生き物調査を継続的に実施します。

### 主な取り組み




#### ■ 区民

-  食器洗浄時には、汚れをふき取り適量の洗剤を使用することにより、生活排水を減量させ水質の改善に取り組みます。
-  庭・プランター等、家庭での緑化を積極的に推進します。

#### ■ 事業者

-  事業所からの排水は水質基準を厳守し、水質の改善に協力します。
-  事業所の外構や屋上等でみどりを育む際は、様々な生き物が訪れ、住むことができるように配慮します。

#### ■ 区

-  緑化事業（河川護岸・区施設屋上・壁面等）を推進します。
-  川・運河の水質改善を推進します。
-  生物生息空間としてのみどりの保全を推進し、潤いのある生活や生物多様性保全の取り組みを推進します。

### コラム

#### 区での水質浄化の取り組み

##### 地下トンネルの湧水を立会川へ

区では JR 東日本と協力し、平成 14（2002）年から JR 東京駅の地下トンネルでの湧水を立会川へ送水することにより、水質が改善されました。

##### 勝島運河の水質改善工事

勝島運河では、大雨時に雨水が下水道から直接放流されているため、運河内の水質悪化が問題となっていました。

区では、雨水を貯留する施設を下水道管とともに建設することにより、水質浄化の取り組みを行っています。



## コラム

私たちの暮らしを支える  
生物多様性

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上には3,000万種ともいわれる多様な生き物が存在しており、水や空気はもちろん、食べものや着るものの材料・木材・薬の原料等、いろいろな生き物がつながりあって私たちは生きています。

生物多様性の恵みをこれからも受け続けられるように、まずは暮らしの中で、生き物とのつながりを感じ、行動に移すことが重要です。

平成23(2011)年から平成32(2020)年までの10年間は、国連の定めた「国連生物多様性の10年」となっており、日本では、一人ひとりが以下に示す5つの行動から、自ら取り組む行動を選択し、MY行動宣言として取り組みを推進しています。

- ① 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。
- ② 自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園等を訪ね、自然や生き物にふれます。
- ③ 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章等で伝えます。
- ④ 生き物や自然、人と文化の「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。
- ⑤ エコラベル等が付いた環境に優しい商品を選んで買います。

## 目指す方向性 ②

## 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

川のせせらぎや生い茂る木々、美しい草花といった自然の存在は、私たちの疲れた体と心を癒してくれる大切な存在です。

そのため、水辺やみどりと親しめる空間が、日常生活の身近なところに存在することは、豊かな気持ちで生活するために重要です。区民・事業者・区の連携により、身近な水やみどりの整備を進めるとともに、有効な活用を図っていきます。

## 区の施策

## □ 区内の水とみどりのネットワークの充実

区内に張り巡らされた幹線道路のみどりや緑道、水辺の散歩道の整備を通して、沿道の景観向上や、快適な歩行空間の形成、避難路の確保や安全性の向上等、「みどりのみち」としての機能強化を図るとともに、「水のみち」との間で連続性の確保や連携強化を推進し、区内の水とみどりのネットワークの充実を進めます。

### □ 地域緑化の推進

区全域を緑化重点地区に指定するとともに、建築に伴い事業者に緑化を義務付ける等、公有地・民有地問わず、街中の様々なスペースを利用し、地域をあげて緑化推進に取り組みます。また、道路や河川等の沿線のみどりを組み合わせ、水とみどりがまちをつなぐ都市空間ネットワークの形成を進めます。

### □ 水辺空間の整備・活用

区内に存在する河川等の水際を活かし、区民が暮らしの中で豊かな水辺を実感できるよう、水や生き物とのふれあいの場・カヌーやボート等の活動拠点・防災拠点等、多様な視点から水辺空間の整備・活用を進めます。

### □ 小スペースを活かしたみどりづくり



住宅密集地等緑化するための空間の余りが少ない地域においては、遊休地や路地裏、街角の花壇等の限られたスペースを活用したみどりづくりを推進します。

### □ 魅力ある公園づくり

子どもからお年寄りまで、地域の人に愛され、利用される魅力ある公園づくりを進めるため、地域住民のライフスタイルに応じた公園の機能の充実を進めます。また、子どもを含めた住民のニーズを公園づくりに的確に反映していくため、区民参加による公園づくりに取り組みます。

## 主な取り組み


### ■ 区民

-  生垣設置・屋上緑化等、住宅の周りにみどりを増やしていきます。
-  マイガーデンの利用・街角花壇の維持管理への参加等により、地域のみどりづくりへ協力します。





### ーロメモ

▼マイガーデン  
マイガーデンとは区民農園のことで、区が整備した農地を区民に有料で貸し出す制度です。南大井にあり、毎年秋には収穫祭が行われています。

### ■ 事業者

-  地域と連携しながら、屋上緑化・壁面緑化・外構植栽等、事業所内の緑化に取り組みます。

### ■ 区

-  沿道の街路樹の整備・管理を実施します。
-  みどり豊かな街並みづくり助成・屋上緑化等助成事業を実施します。
-  再開発時における地域緑化への配慮を推進します。
-  水辺を活かした街並み形成を推進します。

## 目指す方向性 ③

## 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

区内には、残された森や、寺社の境内にある大木、御殿山・島津山・池田山等に残された大名屋敷に由来する住宅地のみどり等、区の歴史を伝えるみどりが存在します。また、河川や運河、公園等もまちを特徴づける重要な要素です。

これらの保存・活用そして魅力向上に取り組み、歴史・文化とにぎわいが調和したまちづくりに取り組みます。

## 区の施策

## □ 歴史・文化を伝える資源の保全・活用

保存樹木の指定や、緑化指導時における既存樹木の保全等により、区が所有者の理解と協力を得ながら、寺社等が所有する区内に残された歴史あるみどりの保全を進めます。

## □ 特色ある公園づくり

公園は多くの人が集い利用する場所であり、地域のシンボルとしての役割を果たすこともある等、まちの印象を特徴づける存在でもあります。公園の立地や周辺環境、地域が求めている目的に応じた、特色ある公園づくりに取り組みます。

## □ 水とみどりを活かしたにぎわいづくり

歴史にゆかりのある名所旧跡や公園緑地、水辺の空間等魅力的な資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンス（地域が主体となって取り組む水域利用やその周辺のまちづくり）等と連携した水辺活用の取り組みを推進することで、まちなぎわいづくりを進めます。

## 主な取り組み

## ■ 区民

- 🌱 家族や友人とともに、散歩やレクリエーション等により日常的に水辺やみどりに親しみます。
- 🌱 水辺で開催されるイベント等に積極的に参加し、まちなぎわいづくりに協力します。

## 一口メモ

## ▼五反田ふれあい水辺広場の活用

区では、河川を拠点としたにぎわいの創出を目指して、目黒川沿いにある五反田ふれあい水辺広場での、地域活性化や交流につながる事業を支援しています。

### ■ 事業者

- 区内の水辺やみどりを活かした社内行事や福利厚生等を企画し、事業所ぐるみで水辺やみどりに親しみます。
- 棧橋のイベント活用等により、まちのにぎわいづくりに協力します。

### ■ 区

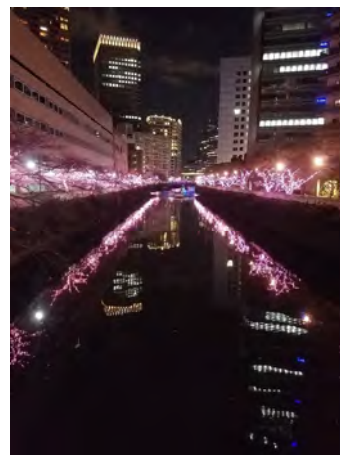
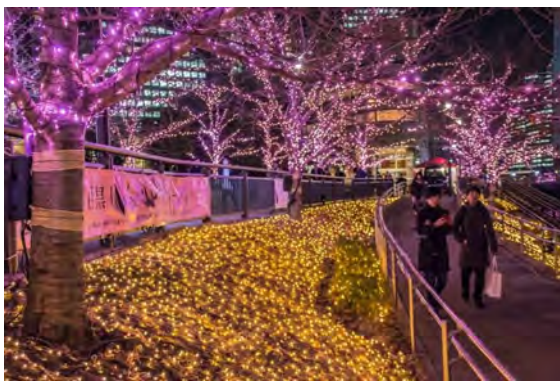
- 保存樹木の指定を実施します。
- 水辺の拠点を整備します。
- 水やみどりのイベントを開催します。

## コラム

### 目黒川のイルミネーション

五反田ふれあい水辺広場を中心に、「みんなのイルミネーション」を実施しています。

このイルミネーションでは、地域関係者がまちのにぎわい創出を目的に、目黒川沿いの桜並木を「冬の桜®」として桜色のLED照明で装飾しています。照明の電力は、近隣から廃食油を集めてリサイクルしたバイオディーゼル燃料で自家発電しています。



写真提供：しながわ WEB 写真館（品川区）

## 目指す方向性 ④

## みんなで水とみどりを育む

区内の水やみどりをより魅力的なものに育てていくためには、多くの担い手と継続的な取り組みが欠かせません。

区民・事業者・区がみんなで取り組む様々な活動や体験を通じて、水やみどりの大切さを共有し、これらを守り育てていく機運を高めていきます。

## 区の施策

## □ 普及啓発活動の推進

区民が水やみどりに関わる活動に参加するきっかけづくりの第一歩として、身近な水とみどりについて知り、興味や関心を持ち、理解を深めるため、水やみどりに関する情報発信や活動の紹介、園芸講座の実施等の普及啓発活動を進めます。

## □ 水とみどりの活動表彰

水やみどりに関する区民や事業者の活動意欲を更に高め、主体的な取り組みの輪を広げるために、優れた活動や緑化に対し、表彰を行うとともに、優れた事例として広く区民に周知していきます。

## □ 水とみどりの人材の育成


水とみどりの保全や創出・活動には、正しい知識や技術を有することで活動の幅が大きく広がることから、学習講座の開催等により率先して取り組む人材を育成します。

## □ 区民との協働

水やみどりの活動に関わる区民ボランティアや活動団体、企業等との協働体制を強化するとともに、区民同士の連携促進や、活動拠点の充実を進めます。また、協働の体制として、区民のアイデアを実践活動につなげる仕組みを検討します。


## 主な取り組み

## ■ 区民

 各種講座・美化運動等への参加を通して、家族や地域の人たち等と一緒に地域の水とみどりを守り育てていきます。

 みどりと花のボランティアに参加します。

## ■ 事業者

 水とみどりに関する研修を実施し、美化運動等に参加します。

■ 区

- 🌱 各種講座を実施し、学習機会を提供します。
- 🌱 区HP・情報誌等による情報発信を実施します。
- 🌱 みどりの顕彰制度等を推進します。
- 🌱 みどりと花のボランティア等、区民・事業者との協働を推進します。

コラム

川の日の美化運動に参加しよう！

**立会川・勝島運河環境美化運動**

平成7(1995)年から毎年7月7日の「川の日」に合わせて、立会川・勝島運河で環境美化運動を行っています。平成29(2017)年には、地元の町会や商店会、NPO法人や子どもたち等地元関係者が約300人集まり、環境美化の呼びかけを行いながら沿道の清掃をしました。



## 基本目標

## 4

## 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）

清らかな水や空気、そして穏やかな住環境は、「すこやかで快適な暮らし」を実現するうえで欠かせません。

生活環境の維持・向上のため、国道や都道、河川や港湾等を管理している国および都との連携を図りながら、大気汚染や悪臭、騒音等の環境汚染を防止する、地域・近隣への日常的な配慮に取り組み、全ての人々が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組みます。

## (1) 指標・目標値

指標	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
大気測定局における環境基準達成状況	2局	全3局達成
放置自転車・放置バイク撤去台数	12,166台	削減を継続
各地区バリアフリー計画の特定事業計画に基づく整備状況	各特定事業計画 <sup>注2)</sup>	計画どおりの整備実施

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成28(2016)年度〕。

注2) 各地区の具体的な事業の実施計画を定めたもの。

## (2) 目指す方向性

『基本目標4「すこやかで快適な暮らし」を実現する』では、以下に示す3つの目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組みます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

## ① すこやかな暮らしを守る（p92）

区民の 役割	日常生活において、近隣に対する騒音等の配慮や、エコドライブ等による大気汚染の防止に取り組みます。
事業者の 役割	各種法令等を守り、環境への負荷の小さい事業活動に取り組みます。
区の 役割	環境基準の達成のため、事業者等に対する法令を守るよう指導します。また、外来生物等に適切に対処し、生活の安全を守ります。

2 建物の環境配慮を推進する (p93~94)

区民の 役割	新たな住宅の建築や改修・解体等において、近隣への環境影響に配慮します。
事業者の 役割	新たな建築物の建設や解体等において、周辺環境への影響低減に取り組みます。
区の 役割	建築物の建設・解体・省エネ等に関して指導を行い、適切な環境配慮を促します。

3 人にやさしい地域づくりを目指す (p95~p96)

区民の 役割	自転車・自動車を利用の際には交通ルールを守ります。
事業者の 役割	事業所等にユニバーサルデザインを導入します。また、自転車・自動車の交通ルールを守るとともに、来訪者等のマナーを呼びかけます。
区の 役割	区施設や公共交通機関の拠点においてユニバーサルデザインを導入するとともに、安全な歩行者・自転車の空間整備に取り組みます。



### (3) 施策と取り組み

#### 目指す方向性 ①

#### すこやかな暮らしを守る

区の大気環境は、改善傾向にあるものの、一部では環境基準を超過しています。また、近年では外来種による生物多様性への影響のほか、健康や建物への被害も懸念され、対策が必要となっています。

これら大気環境や外来種をはじめ、水質・土壌・騒音・振動等を含む生活環境の保全には、広域的かつ継続的な取り組みが必要なため、特に民間事業者・国・都・近隣区との継続的な連携により、生活環境の保全に取り組みます。



#### 区の施策

##### □ 大気・水質・土壌等の保全および騒音・振動等への対応



環境保全対策全般に関して、継続的に取り組みを進め、良好な生活環境を維持することが必要です。大気や水質、騒音等の環境基準の達成に努め、公害等を防止するとともに、有害物質の適正管理等に関する指導や情報提供を行います。また、カラスや外来種等による被害への対策を行います。

#### 主な取り組み



##### ■ 区民

-  楽器や家電製品を使用する時間帯を考慮する等、日常生活における騒音等について、近隣への配慮を心がけます。
-  低公害車の利用やエコドライブの実施により自動車排出ガスを低減していきます。

##### ■ 事業者

-  各種の法令等に基づく環境への負荷抑制に取り組み、地域のすこやかな暮らしや従業員の健康確保に取り組みます。
-  運送車両等の低公害車への転換や、エコドライブの徹底により自動車排出ガスの低減に取り組みます。

##### ■ 区

-  有害物質等の使用管理・土壌汚染に関する、法令等に基づく指導・監督・情報提供を実施します。
-  カラス対策・外来種対策を実施します。

## 目指す方向性 ②

### 建物の環境配慮を推進する

建築物の省エネ性能の向上や、周辺環境や景観への配慮は、地球温暖化対策や地域の住環境の快適性の確保につながります。

市街地の再開発、建築物の建設や解体等において、適切な環境配慮を実施します。


#### 区の施策

##### □ 建築物の建設・解体に関する環境指導の実施


建築物の建設・解体は周辺環境への影響に十分な配慮が必要であり、建築等に関する法令に基づく適切な開発・管理を行っていくことが必要です。建築物の建設・解体、省エネ等に関する各種指導を行います。

#### 主な取り組み


##### ■ 区民

 住宅の新築・改修・解体時に、近隣への音や振動・ほこり等による環境影響の低減に取り組みます。

##### ■ 事業者

 各種の法令等に準拠し、地域への環境負荷の低減や、建物の省エネ化等に取り組みます。

##### ■ 区

 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく指導を実施します。

## コラム

### 建築等に関する法規制

区では、建物の建築・解体に際し、以下のような法規制で指導を行っています。

#### 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）は、建築物におけるエネルギーの消費量について、一定の基準と規制を設け、日本のエネルギー消費量の削減を図るための法律です。該当する建築物は、エネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画を所管行政庁に提出する必要があります。

#### 品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

中高層建築物の建築に伴って、日照障害、風害、電波障害、プライバシーの侵害、建築工事の騒音・振動等周辺環境への影響がもたらされ、近隣住民と建築主との間に建築紛争が生じることがあります。この条例の対象となる建築物を建築しようとする場合には、計画概要を標識により事前に公開し、更に近隣住民に対し、建築計画の概要の説明を行うことを定めています。

#### 品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

ワンルーム形式等集合建築物の計画および管理に関し、必要な事項を定め、建築主等の協力を求める要綱です。集合建築物の建築に伴う近隣関係住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境および地域社会の形成に資することを目的としています。

#### 品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱

床面積が80平方メートル以上の解体工事を行う際に、近隣に事前周知するための標識の設置と近隣住民（周辺10メートルまたは解体を行う建築物の高さの範囲）への説明を求める要綱です。

#### 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱

葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求める要綱です。葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的としています。

## 目指す方向性 ③

## 人にやさしい地域づくりを目指す

様々な人々が暮らす区において、全ての人が暮らしやすい、安心・安全な地域づくりがより一層必要とされています。

年齢・性別・国籍や障害の有無等に関わらずたくさんの人が使いやすいユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実や、歩行者・自転車に配慮した地域づくりを進めます。

### 区の施策

#### □ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

全ての人が、年齢・性別・個人の能力に関わらず、快適に移動できる環境整備が必要となっています。公共交通施設や歩道へのスロープの設置等のバリアフリー化、駅・バス施設へのユニバーサルデザインの導入を進めます。

#### □ 利便性の高い公共交通網の整備

鉄道網が発達した区内において、バス等で鉄道網を補完しながら、鉄道を中心とした交通の利便性を向上していくことが必要です。利用者ニーズに応じた交通網の整備を事業者に求めていきます。

#### □ 安全な歩行者・自転車の空間整備

歩行者・自転車が安全で快適に通行できる環境づくりが必要となっています。歩行者・自転車空間の整備、放置自転車対策等の取り組みを進めます。

### 主な取り組み

#### ■ 区民



自転車・自動車の利用に際して、交通ルールを守り安全運転を心がけ、定められた場所に駐車します。

#### ■ 事業者






再開発や建物の新築・改修に際しては、スロープの勾配の改善、だれでもトイレの整備、多様な利用者に配慮した案内表示の設置等を導入していきます。



店舗・事業所への来訪者による自転車駐輪・自動車駐車が、他の交通の妨げにならないよう定められた場所に駐車します。

## ■ 区

-  区施設のユニバーサルデザインの導入を促進します。
-  安心して通行できる歩行者・自転車空間の整備を推進します。
-  自転車等の放置禁止対策を実施します。

## コラム

### 「ユニバーサルデザイン」

#### ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、「年齢・性別・人種・個人の能力にかかわらず、はじめから全ての人ができる限り利用可能なように製品・建物・環境をデザインする」という利用者本位の考え方に基づくデザインのことです。

エレベーターや多目的トイレ等、ハード面での施設の整備から、視覚や聴覚の障害があっても必要な情報がすぐに理解できること等、ソフト面での対策も含む概念です。

### 品川区に広がる 「人にやさしい地域づくり」

区では、高齢者や障害者を含む全ての人に優しい地域づくりを進めています。ここでは、取り組みの一部を紹介します。

#### 区内鉄道駅での可動式ホーム柵設置等の整備を支援しています

区内鉄道駅で、だれでも乗り換えが円滑に行えるよう、区と鉄道事業者が協力し転落事故防止のための可動式ホーム柵やエレベーター・点字ブロック等の整備を進めています。

#### 大井町駅・旗の台駅周辺地区でバリアフリー計画を進めています

活発な都市活動を担う拠点として、大井町駅・旗の台駅でバリアフリー化を進めています。

#### だれでもトイレを整備中です

高齢者や車いす利用者、子ども連れ等できるだけ多くの人ができるよう設計された「だれでもトイレ」を平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて整備中です。

基本目標

5

「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）

区では、歴史や文化が醸し出すやすらぎと、変化・発展し続けるまちと人が生み出すにぎわいが同居する都市景観が形成されています。

この魅力的で特徴的な景観に着目し、今に息づく文化環境を大切にしつつ、新しい価値を生み出す「やすらぎとにぎわいの都市景観」の形成に取り組めます。

また、国や都と連携を図りながら、景観行政団体として区の特徴を打ち出し、国内外への魅力発信に取り組めます。

(1) 指標・目標値

指標	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39（2027）年度
景観計画「重点地区」指定数	2地区	9地区

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成28（2016）年度〕。

(2) 目指す方向性

『基本目標5「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する』では、以下の目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組めます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

① 歴史や文化を大切にし、魅力ある街並みをつくる（p98～p99）

区民の 役割	まちの魅力について考え、まちづくりに参加・協力します。
事業者の 役割	事業所や店舗、屋外広告物等の周辺景観との調和や、舟運ルートの開拓等により、魅力ある街並みづくりに貢献します。
区の 役割	まちづくりに必要なルールの整備・運用に取り組むとともに、地域の景観資源の活用や重点地区の設定等により、魅力ある街並みづくりを推進します。

### (3) 施策と取り組み

#### 目指す方向性 ①

#### 歴史や文化を大切にし、魅力ある街並みをつくる

地域の文化や歴史と調和した街並みの保全・創出は、住民にとっても来訪者にとっても魅力あるまちづくりにつながります。

区の歴史的な位置付けや受け継がれてきた伝統への理解を深め、区民が「大切」と思うことができる魅力ある街並みの保全と創出に取り組みます。

#### 区の施策

##### □ 多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用

歴史のある街並み、新しく洗練された街並み、そしてそれをつなぐみどりや川、これらの個性を活かしつつ、調和のとれた景観づくりが必要となっています。デザインに配慮した屋外広告物の配置や集約化、舟運ルートの開拓・運用を進めます。

##### □ 歴史あるまちの景観の再生と活用

地域で蓄積してきた地域固有の歴史・伝統・文化を景観まちづくりに反映していくため、旧街道等歴史を伝える街並みの形成が重要です。街並み修景や、区の歴史を伝える寺社や武家屋敷跡地の緑化、協調性のある建築物等のデザインや伝統色の採用等、歴史的な雰囲気伝える街並みづくりを進めます。

##### □ 生活に密着した住宅景観の保全と誘導

住宅地においては、地域固有の資源や個性を活かし、みどりの保全や創出により、親しみのある街並みや潤いのある景観を形成する必要があります。良好な住宅地景観の保全と育成、景観「重点地区」の指定、住宅地の緑化等を進めます。

##### □ 活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出

多様な人々が暮らし、働き、活動する区においては、地域それぞれの特性に合った景観の創出が必要となっています。商業・業務・文化・行政等の施設が集積する商業地や、日常生活に必要な買い物の場としての商店街では、にぎわいと個性のある街並みを形成していきます。暮らしや活動する場には、寺社・公園・樹木・建造物等の地区の個性を創り出す景観資源を活かした景観形成を進めます。

##### □ 新たなまちの景観の整備と誘導

区内には、規模の大きな開発によるまちづくりが進められている地区と、日常生活における商店街等が中心となる地区があり、それぞれの特性を活かした景観形成が必要となっています。

## 主な取り組み

### ■ 区民

地域特性に応じたルールづくりによる住環境の保全・創出に協力します。

### ■ 事業者

建築物デザイン・広告掲示・緑化等において、まちの美観やにぎわい創出等に協力します。

五反田～天王洲等の新たな舟運ルートを開拓し、利用者へ定着させていきます。

### ■ 区

歴史・文化を伝える街並み整備を促進します。

景観「重点地区」の追加・拡大を推進します。

### 一口メモ

#### ▼「重点地区」

品川区景観計画では、地域固有の資源や個性を活かして良好な景観形成を図るべき地区「重点地区」として位置づけられています。重点地区で建築工事等を計画する際は、品川区景観アドバイザーが事前相談を行います。

## コラム

### 歴史あるまち 旧東海道品川宿地区

旧東海道品川宿地区は、明治に入るまで東海道第一番目の宿場として栄えた地区で、品川区景観計画では、地域固有の資源や個性を活かして良好な景観形成を図るべき地区「重点地区」として位置づけられています。

このような街並み景観の保全・創出のために、昭和63（1988）年、品川宿周辺の町会、商店街、商店会が協力し「旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会」が設立されました。協議会ではこれまで20年以上にわたって地域の歴史や文化を現代に伝える活動を行ってきました。

また、地域が主体となった景観づくりにも積極的に取り組んでおり、平成23（2011）年5月31日より、品川区景観アドバイザーとして、当該区域の建築予定者に景観まちづくりのアドバイスを行っています。





## 共通 目標

### 「日常的に実践する人」を育てる

#### (環境教育・環境コミュニケーション)

環境保全の全ての取り組みは、一人ひとりの実践から始まります。

国を挙げて省エネ型・低炭素型ライフスタイルへの転換に取り組む「クールチョイス」を始め、国・都が実施する各種の普及啓発事業等と連携を図りながら、自らのできること・すべきことを理解し、主体的に取り組むことができる「日常的に実践する人」を目指し、学び・体験・実践、そして活動の輪を広げることに取り組みます。

#### (1) 指標・目標値

指標	基準 <sup>注1)</sup>	目標 平成39(2027)年度
しながわECO フェスティバル出展団体数	93 団体	120 団体
体験型環境学習の機会提供	1 回	5 回
エコアクション 21 認証取得事業所数	35 社	70 社
SHINAGAWA “もったいない” 推進店数	48 店舗	150 店舗 [平成32(2020)年度]

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ [平成28(2016)年度]。

#### (2) 目指す方向性

『共通目標「日常的に実践する人」を育てる』では、以下の目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組めます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

#### ① 環境情報を発信する (p102~p103)

区民の 役割	区等が発信する環境情報を収集し、周囲に伝え活用します。
事業者の 役割	区等が発信する環境情報を収集し、社内等で共有・活用します。
区の 役割	わかりやすく役立つ環境情報を発信していきます。また、区内における環境の現状や取り組み状況を区民や事業者と共有します。

## 2 環境学習・体験を推進する (p103~p104)

区民の 役割	学習講座やイベント等に積極的に参加し、得られた知識や経験を日常生活における実践に活かします。
事業者の 役割	区が実施する研修やイベント等について、地域の一員としての参加や運営の支援に取り組みます。
区の 役割	区民や事業者に対して環境学習・体験の機会を提供し、実践を促すとともに、区職員の一人ひとりが環境配慮行動を実践し、区民や事業者の行動を促します。

## 3 協働により環境活動を推進する (p105~p106)

区民の 役割	知識や経験を積み重ねながら、地域で率先して活動する人材を目指すとともに、区や事業者の環境活動に興味を持ち、その活動を応援します。
事業者の 役割	事業活動による環境影響の低減に取り組むとともに、環境負荷の小さいサービスや製品を提供する等、区民や区と協働して環境活動に取り組みます。
区の 役割	区民・事業者・区の協働の機会を増やし、積極的に取り組む区民や事業者との相互連携を深めるとともに、他自治体との連携等により、環境活動の輪を広げていきます。

### (3) 施策と取り組み

#### 目指す方向性 ①

#### 環境情報を発信する

今後、一人世帯や高齢人口の増加等が見込まれる中、環境に関する情報をよりきめ細やかに提供し、それを受け取った区民・事業者が主体的な実践に移行することが望まれます。

区のホームページ等を含め、各種媒体を通じて情報を効果的に発信し、年齢や国籍、使用言語の違いに合わせた啓発を行っていきます。また、会議や環境活動顕彰の場等を通じて、区民・事業者・区が情報を共有し、取り組みへの意欲向上を図ります。



#### 区の施策

##### □ 環境に関する情報の整理と効果的な発信



環境に関する様々な情報をわかりやすく提供することは、区民の意識向上や取り組みの実践につながります。区のホームページやパンフレット等を通じて、区民が環境を身近に感じ、興味・関心を持つきっかけをつくり、行動を促すような情報を発信します。

#### 主な取り組み





##### ■ 区民

-  区が発信する様々な環境情報を、HP等で入手し、活用していきます。
-  環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

##### ■ 事業者

-  区が発信する環境情報を区HP等で収集し、研修等で活用していきます。
-  環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

## ■ 区

-  区のHP・各種パンフレット・手引き等で情報を発信し、区民・事業者への有効活用を促進します。
-  環境情報活動センターの運営を実施します。
-  環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）を主催します。
-  環境活動顕彰（優れた環境活動を実施している個人や団体を顕彰）を実施する。

## ーロメモ

### ▼品川区環境情報活動センター

品川区環境情報活動センターでは、環境学習講座の開催、環境情報の収集・発信、環境活動の場の提供を行っています。

所在地 品川区八潮5-9-11（こみゆにていぶらぎ八潮2階）  
開館時間 午前9時30分～午後5時  
休館日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（講座実施日を除く）

## 目指す方向性 ②

## 環境学習・体験を推進する

地域の貴重な環境を保全し、継続して維持・活用していくためには、環境に関する学びや理解を促進し、自ら行動する人材の育成が必要です。

区民・事業者・区の連携により、学校におけるイベントや、環境教育等の体験学習の場の充実を図ります。

## 区の施策

### □ 区民や事業者等の環境学習・体験の機会づくり


良好な環境を維持・保全していくためには、環境について学ぶだけでなく、実際に環境保全活動に参加することや、日常において環境保全行動を実践することが必要です。環境に関するイベントや体験型学習講座、学校と連携した環境学習の実施等、区民や事業者の取り組み意欲の向上につながる機会を提供します。

### □ 区役所職員の環境学習・行動の推進


区役所が率先して業務から生じる環境負荷を減らし、職員一人ひとりが環境配慮行動を実践することにより、区民や事業者の行動を牽引する必要があります。公共事業等における環境保全を推進するとともに、区の職員が日常業務の中で環境保全行動を実践できるよう、各種研修等を実施します。

## 主な取り組み




### ■ 区民

 しながわ ECO フェスティバルをはじめ、各種のイベントや学習講座に参加し、知識の取得と活動を実践します。

### ■ 事業者

 しながわ ECO フェスティバルをはじめ、各種のイベントや学習講座に参加・支援し、経験や技術等を活用した社会貢献活動に取り組みます。

### ■ 区

-  しながわ ECO フェスティバルを開催します。
-  環境学習講座を開催します。
-  環境意識を高める機会を持ち、事業全般で環境負荷の低減を意識します。

## コラム

### しながわECOフェスティバル

「しながわECOフェスティバル」は毎年3万人近くが来場する、区内でも最大規模のイベントです。楽しみながら環境問題に対する関心を高め、学び、行動につなげる契機とすることを目的に、学識経験者・区民・事業者等で構成する「環境活動推進会議」が主体となり企画・運営されています。



目指す方向性 ③

協働により環境活動を推進する

区民・事業者・団体等、環境活動を行う様々な主体が連携することで、取り組みの更なる拡大や発展につなげることができます。

環境活動を行う事業者・団体等への支援や情報の共有を図るとともに、周辺自治体・交流提携自治体等との連携を推進し、協働による取り組みを進めます。

区の施策

□ 環境活動・環境教育を行う団体・事業所や人材との協働

多岐にわたる環境の課題に対応し、良好な環境を維持・保全していくためには、区民・団体・事業者等、様々な主体と協働し、行動の輪を広げていくことが必要です。企業による環境活動や、環境学習講座を運営するボランティアの登録・活用促進を行います。

□ 環境に配慮した事業活動の支援



事業活動において、様々な側面で環境への配慮を実施することにより、環境への負荷を低減していくことが必要です。事業者による食品ロス削減等、環境に配慮した事業活動を支援します。

□ 他地域での環境活動の促進



環境の課題は区内のみにとどまらず、周辺地域との関連性が深い場合が多いため、地域での取り組みが不可欠です。周辺自治体との連携を促進するとともに、交流提携自治体等における環境活動を推進します。

## 主な取り組み



### ■ 区民

-  環境学習やイベントの運営支援を行う等、地域で率先して行動します。
-  食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用します。

### ■ 事業者

-  区等が実施するセミナーや支援制度を活用し、環境に配慮した経営を行います。
-  SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等に協力します。

### ■ 区

-  SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等を推進します。
-  他自治体における環境活動（産品利用・森林整備等）を推進します。

## コラム

### 「エコアクション21」

エコアクション21は、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）です。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めています。

国際標準化機構のISO14001 規格を参考としていますが、中小事業者にとっても取り組みやすいようにするため、ISO14001 より容易なものとなっています。

この環境経営システムを構築、運用、維持することにより、環境への取り組みの推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営面でも効果があります。

## 第5章 区の重点取り組み内容

区の地域特性や環境の課題等を踏まえ設定した品川区環境基本計画の5つの基本目標と一つの共通目標を達成する上で、重点的かつ計画的な展開を図っていく必要のある主要なテーマを『重点プロジェクト』に位置付け、推進します。

### 1 重点プロジェクトの選び方

重点プロジェクトは、以下の方針に則り選定しました。

＜重点プロジェクトの選定方針＞

- ①基本目標と共通目標を強力に牽引するものであること。
- ②区民・事業者が参加可能であり効果が実感できること。
- ③普及啓発・教育等の主体的な行動を促すものであること。

前述の方針に則り、計五つの重点プロジェクトを選定しました。

プロジェクト名称	
<b>重点プロジェクト 1</b>	快適と省エネルギーを両立する暮らし・仕事の実現
<b>重点プロジェクト 2</b>	低炭素なエネルギーの活用
<b>重点プロジェクト 3</b>	食品ロスの削減
<b>重点プロジェクト 4</b>	身近な水辺の利活用
<b>重点プロジェクト 5</b>	学びと体験の機会の充実

＜重点プロジェクトのロードマップの目安＞

各重点プロジェクトには、取り組みの手順と工程を3段階で整理し、ロードマップとして示しています。

各段階の取り組み目安は、以下に示すとおりです。

- 【第一段階】 概ね2年程度
- 【第二段階】 概ね3年程度
- 【第三段階】 概ね5年程度



## 2 重点プロジェクト

### 重点プロジェクト1 快適と省エネルギーを両立する暮らし・仕事の実現

#### 目的

地球温暖化対策を強力に推進するためには、温室効果ガスの排出要因の大部分を占める、エネルギーの使用を削減することが必須となります。区のエネルギー使用量の約7割は家庭や事業所が占めていますが、当面は人口や世帯数、業務系施設の延床面積の増加により、エネルギー使用量が減りにくい状況が続くことが想定されます。そのため、特に家庭や事業所の省エネルギーに重点的に取り組む必要があります。

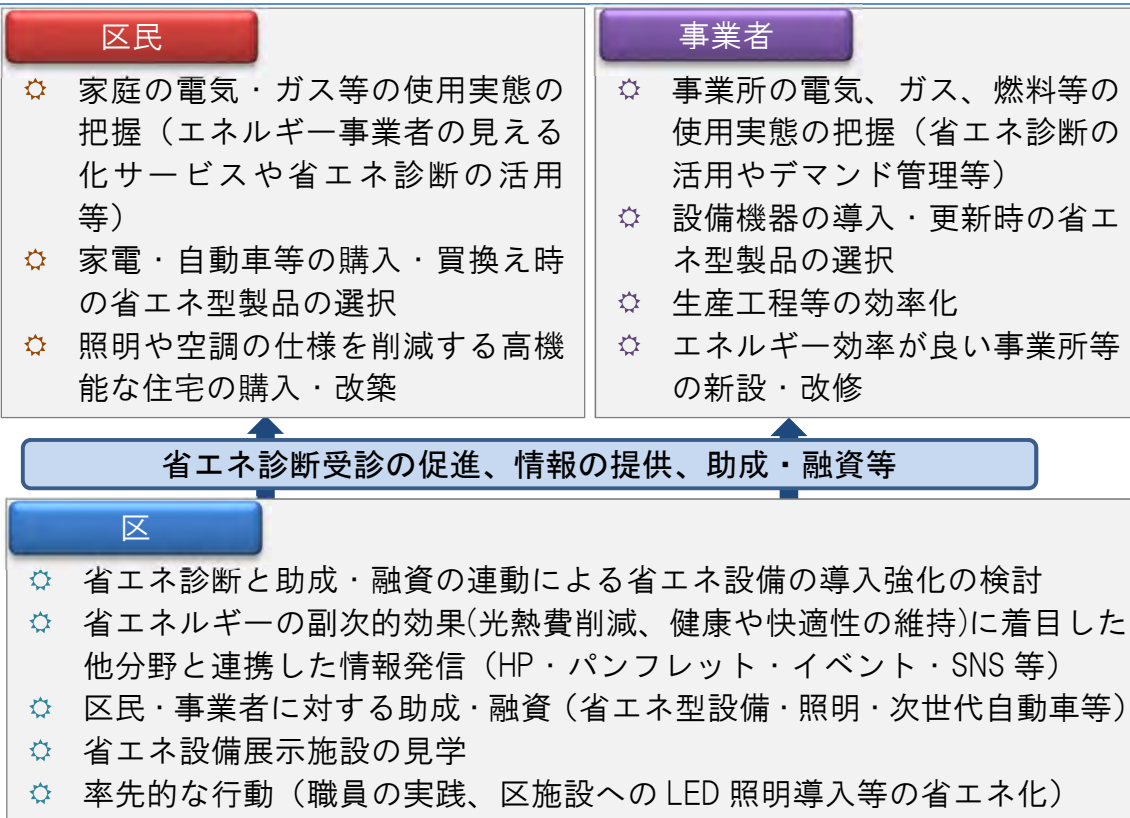
中でも、家電や設備機器等の省エネ型機器への転換は、長期的な光熱費の削減につながるだけでなく、これまでどおり使用した場合でも十分な省エネ効果が得られるため、快適な空間の維持、ひいては健康維持にもつながります。

以上を踏まえ『快適と省エネを両立する暮らし・仕事の実現』に取り組めます。

#### 内容

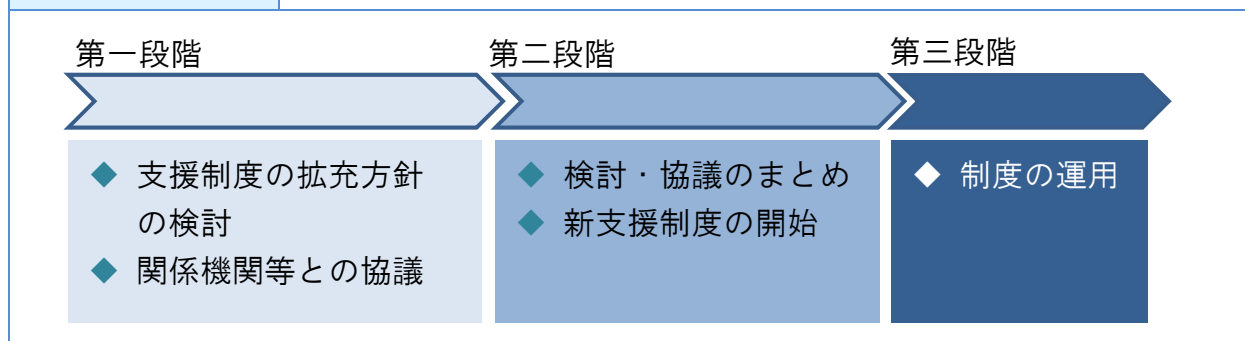
家庭・事業所・区施設等において、省エネ型の設備等への更新（古い家電製品や自動車、産業用の各種設備等の省エネ化・白熱電球や蛍光灯等のLED照明への交換・建物の高断熱化や自然光・自然風の活用等）を推進します。

実施にあたっては、省エネ診断や区等が発信する情報、各種助成・融資等を適切に活用するとともに、省エネルギーによる生活の質向上や健康維持といった副次的効果にも目を向け、前向きに率先して取り組みます。



エネルギー消費量の削減

### ロードマップ



### 関連施策

基本目標 1 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

施策の方向性① エネルギーの使用を削減する

施策 家庭における省エネルギーの推進

施策 事業所における省エネルギーの推進

施策 区施設における省エネルギーの推進

## 重点プロジェクト2 低炭素なエネルギーの活用

### 目的

地球温暖化対策を推進するためには、重点プロジェクト1で示したエネルギー使用量の削減に加え、普段使用しているエネルギーを低炭素なものに転換していくことも重要です。しかし、高度に都市化された現状では、大規模な発電施設はもちろんのこと、住宅や事業所等への再生可能エネルギー等の設備導入（自家消費型の太陽光発電システム等）も、設置空間やコスト面に制約があり、導入量を増やしていくことに限界があります。

そのため、再開発等の機会を適切に捉えたまちづくりと一体となった取り組みや、区外に目を向けた事業展開等、これまでにない新たなアプローチが必要です。また、区民や事業者が、自らが使用しているエネルギーに興味を持ち、エネルギー選択の着眼点として、低炭素なものにも目を向けることも重要です。

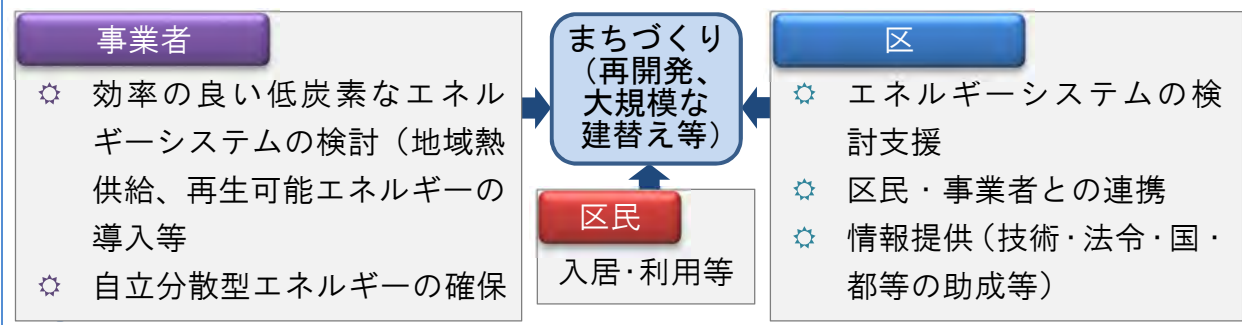
従来の再生可能エネルギー等の導入推進・促進を着実に継続するとともに、更に大きな効果が見込まれる新たな事業について、民間事業者や他自治体との連携も視野に入れた多様な角度から検討し、取り組んでいきます。

### 内容

具体的に検討を進める事業については、今後の詳細な調査等により抽出・選定していきます。検討内容の例を以下に示します。

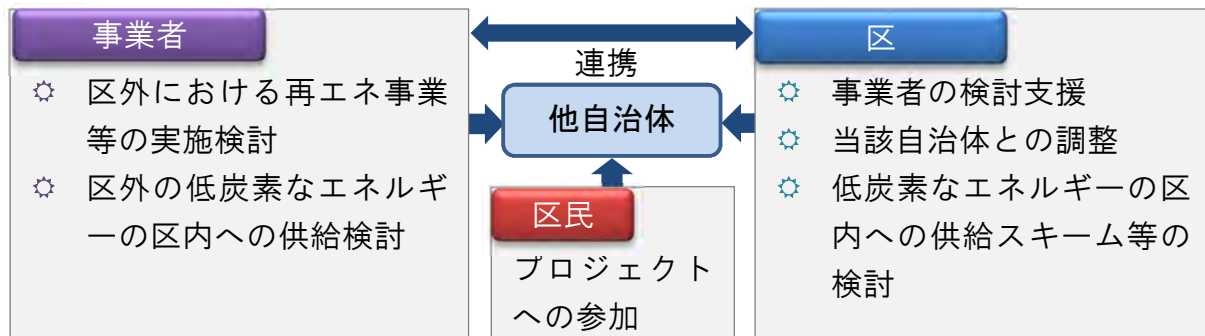
#### （例1）新たなまちづくりと連動した多様なエネルギー導入

- 区内における再開発や建物の建て替え等の機会を捉え、開発事業者・エネルギー供給事業者・区・都等の連携のもと、効率的なエネルギー需給システムの構築（面的なエネルギー利用、地域全体のエネルギー需給の統合管理）や、再生可能エネルギー等（太陽光発電・地中熱・下水熱・水素エネルギー等）の積極的な導入に取り組めます。
- 緊急時の自立分散型エネルギーの確保や、エネルギーの管理も含めた新たなタウンマネジメント手法（まちの管理の中に、エネルギー供給や需給管理等も含めたマネジメント手法）等にも着目します。
- 事業の主体は開発を担う民間事業者となりますが、区が果たすべき役割（検討支援・情報提供等）のあり方も含め検討します。



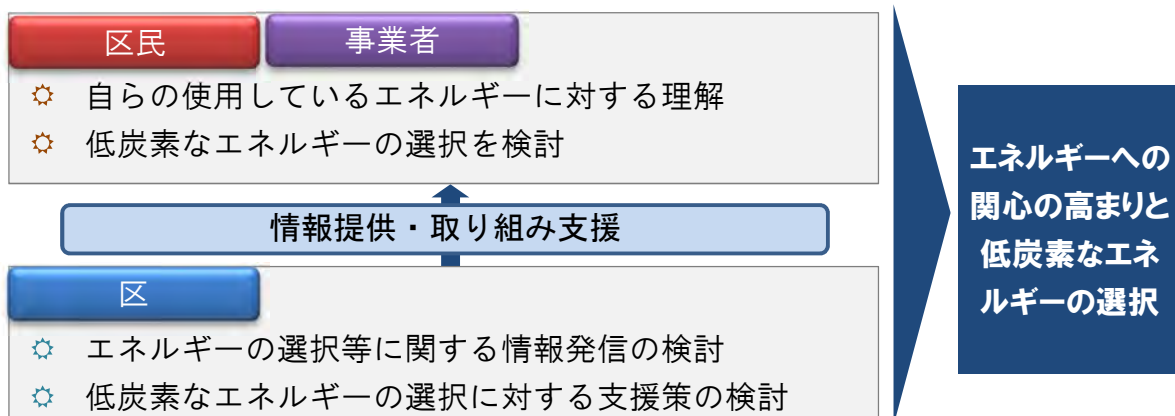
(例2) 自治体や民間との連携による温室効果ガス排出削減

- 区外における再生可能エネルギー等による発電事業（太陽光発電事業等）の実施について、関連自治体や民間事業者等と連携して事業実施の可能性について検討します。
- 区にとっては低炭素なエネルギーを調達可能となるとともに、事業の立地自治体にとっては雇用創出や土地の有効活用につながる等、双方に好影響があるような事業を検討していきます。また、このプロジェクトをきっかけとして、当該自治体と区の新たな人の往来が生まれることも期待されます。

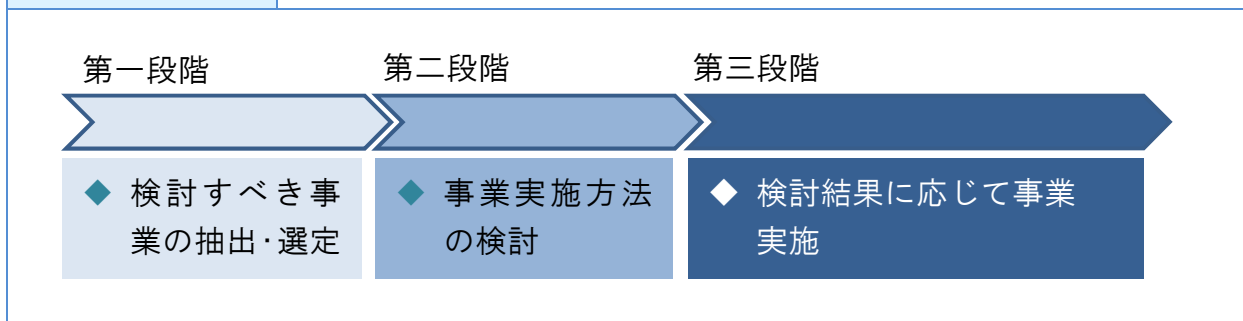


(例3) 区民・事業者のエネルギーへの関心・行動を一步深める

- エネルギーの自由化に伴い、区民・事業者が自らの生活スタイルや価値観に合わせて、自由に電気やガスを選択することが可能となっています。これに伴い、価格だけでなく、省エネルギーにつながるサービスの提供（エネルギー使用量の見える化サービス等）や環境性能の高い商品展開（再生可能エネルギー等に由来する電力の販売等）等により、選択の幅も広がっています。
- 区民・事業者が自らの使っているエネルギーに対して、より一層の関心と正しい知識を持ち、地球温暖化対策への貢献も視野に入れたエネルギーの選択を推進します。区は、その選択を支援するための情報発信等の支援の在り方について、検討を行います。



### ロードマップ



### 関連施策

基本目標1「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

施策の方向性② エネルギーの低炭素化を図る

施策 家庭への低炭素なエネルギーの導入促進

施策 事業所への低炭素なエネルギーの導入促進

施策 区施設への低炭素なエネルギーの導入推進

## 重点プロジェクト3 食品ロスの削減

### 目的

食品ロスは、全国で年間600万トン以上〔1人あたりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分（約136g）のご飯の量に相当〕にのぼります。多くの食品を海外に依存する日本の重要な食料問題であるとともに、捨てられた食品は「ごみ」として処理する必要があるため、身近な地域の問題でもあります。

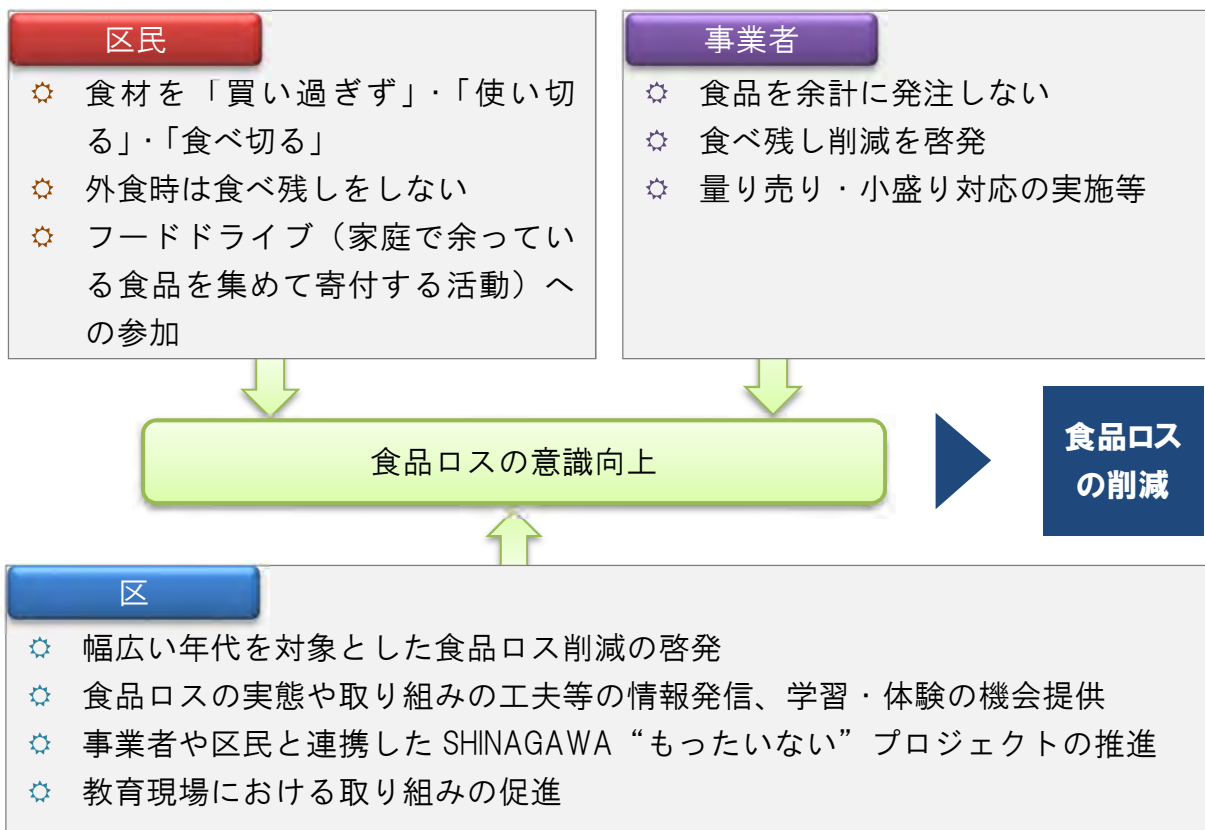
食品ロスの約半分は家庭から発生しており、残りの半分はメーカーや小売店、飲食店で発生していることから、区民・事業者が食品ロスの問題を十分に理解して、連携して解決に取り組むべき課題です。

この課題は、一人ひとりの意識が変わることで、大きな効果が期待できることから、まだ食べられる食料が捨てられている現状を正しく認識し、区民・事業者・区が一体となって食品ロスの削減に取り組めます。

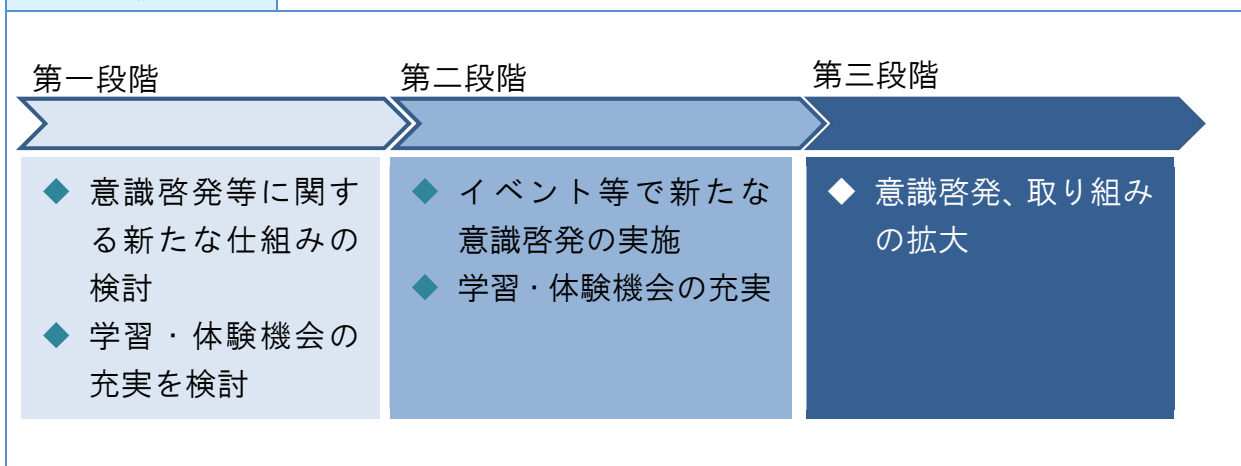
### 内容

『SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト』の一環として、家庭・飲食店・小売店等の様々な場面で発生している食品ロスについて、区民・事業者による主体的な実践と、それを支える区による情報発信や学習・体験の機会提供により削減に取り組めます。

また、生産における環境負荷の発生抑制にも目を向けて、ごみの発生抑制と連携した取り組みを進めます。



## ロードマップ



## 関連施策

基本目標2「持続可能な循環型都市」を実現する

施策の方向性① ごみの発生抑制を推進する

施策 家庭ごみの発生抑制

施策 事業系ごみの発生抑制

共通目標「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）

施策の方向性② 環境学習・体験を推進する

施策 区民や事業者等の環境学習・体験の機会づくり

## コラム

### フードドライブ

フードドライブとは各家庭で眠っている消費しきれない食品を持ち寄ってもらい、それを必要とする人々にフードバンク等を通じて寄付する活動です。

環境課では、このフードドライブの目的を「資源を無駄なく循環させ、持続可能な循環型社会を実現し、また製造段階や輸送段階、処分段階における温室効果ガス削減にむけて、食品ロスを削減すること」としています。

平成30（2018）年2月24日、環境課の事業の一つである「環境表彰式・環境講演会」の会場にてフードドライブを実施しました。

食品持込み者69人から223件、合計72kgのお米や乾麺、缶詰、お菓子、調味料等の食品類が集まり、品川区社会福祉協議会とNPO団体に寄付をし、区内の子ども食堂の運営等に役立ててもらいました。



## 重点プロジェクト4 身近な水辺の利活用

### 目的

区的环境を構成する重要な要素の一つに「水辺」があります。これまで、都等と連携した事業を進め、水質の改善等一定の成果が得られてきました。

また、並行して五反田ふれあい水辺広場等、水辺のふれあいスポットにも取り組むとともに、区民や事業者による水辺のイベント利用や舟運の復活に取り組んでいます。これにより、水辺の魅力や重要性が再認識されつつありますが、区内外に更に浸透・定着を図る必要があります。

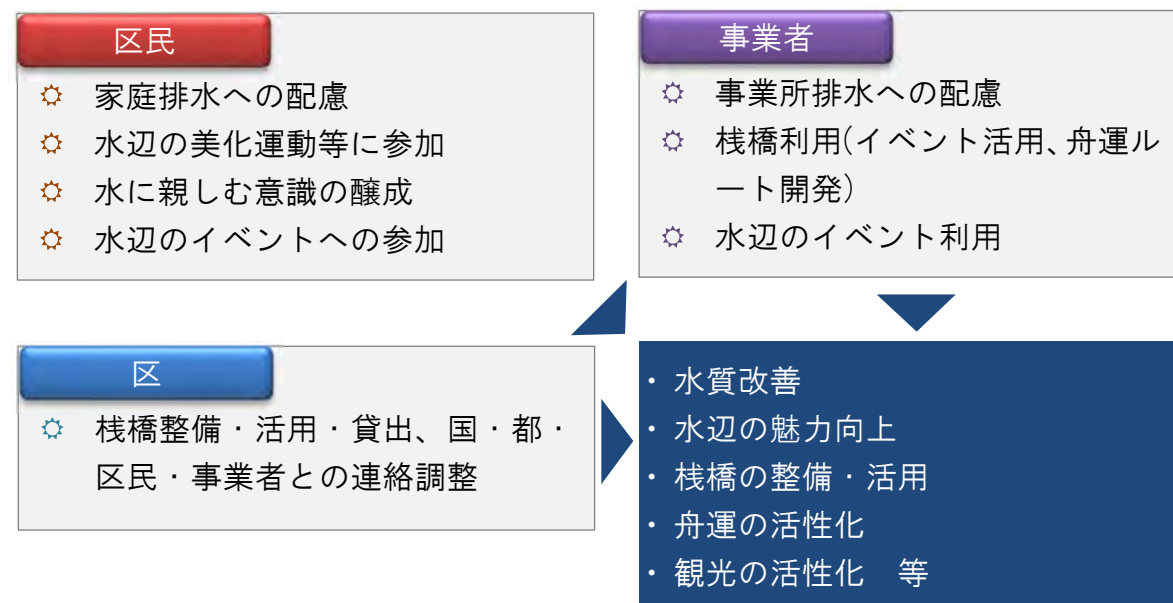
本プロジェクトは、これまでの基盤整備の成果と機運の高まりを受け、今後も積極的に水辺の利活用を進め、区的环境を発信し、まちの新たな魅力として定着させることを目的とします。

### 内容

前計画の重点プロジェクトにおいて、勝島運河雨水貯留施設の建設等を行い、勝島運河の水質改善に取り組んできました。本プロジェクトでは、引き続き水辺（目黒川・立会川・勝島運河等）における水質改善に取り組み、水辺の魅力向上に寄与していきます。

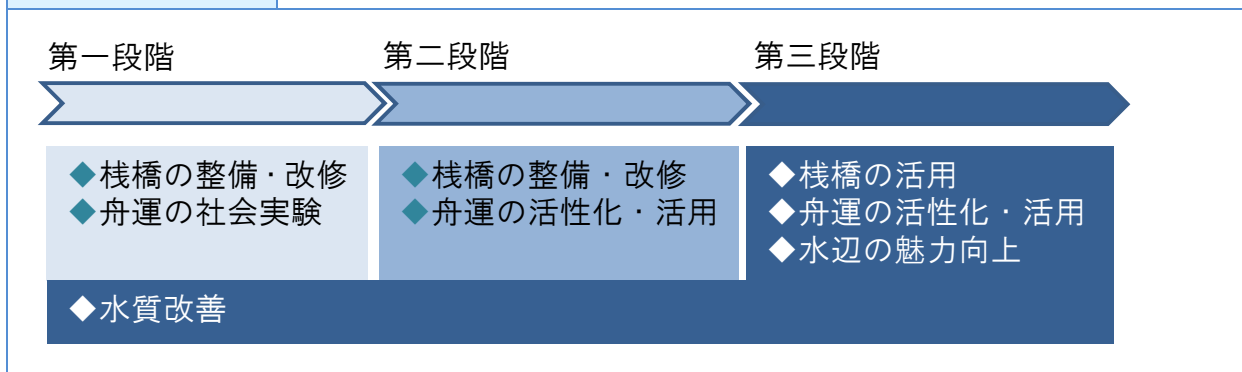
また、民間事業者等と連携しながら「水辺の魅力向上」や「水辺のにぎわい創出」に取り組むとともに、水辺の利活用のための、棧橋の整備・活用、舟運の活性化に取り組んでいきます。

本プロジェクトの実施は、まち全体の魅力向上にもつながることから、定住するまちとして、観光に訪れるまちとしての更なる魅力向上が期待されます。





## ロードマップ



## 関連施策

基本目標3「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）

施策の方向性① 水とみどりを守り育てる

施策 河川・運河の水質改善

施策の方向性③ 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

施策 水とみどりを活かしたにぎわいづくり

（関連計画） 品川区都市型観光プラン

## コラム

### 水を汚さないための工夫

川や海の水をきれいに保つためには、日常生活や事業活動においてできるだけ汚れた水を流さないことが重要です。

水を汚さないためのちょっとした工夫に普段から取り組んでいきましょう。

家庭では・・・

- 食器の油汚れは、紙で油分をふき取ってから洗う
- 食器洗いや洗濯の洗剤、シャンプー等を使いすぎない
- 排水口には水切りネットをつけて野菜のくず等を流さない
- 食べ残し、飲み残しを減らす

事業所では・・・

- 事業者定められた排水基準を順守する
- 発生する汚水量の減少に努める

区では・・・

- 区民や事業者へ生活排水をできるだけ汚さず流す取り組みを呼びかける

## 重点プロジェクト5 学びと体験の機会の充実

### 目的

地球温暖化対策の取り組みをこれまで以上に強化していくためには、生活スタイルの変化を強いる我慢型の取り組みだけでは限界があります。区民・事業者の主体的な実践行動につなげるためには、区も含めた連携の推進と、取り組みの輪を広げるとともに、環境保全の必要性を「実感」することでより効果が高まります。

また、環境保全の取り組みが特に若い世代への広がりには課題があることから、年代や立場を問わず、これまで環境保全に積極的ではなかった区民・事業者も含め、気軽に参加できる環境を整えることが、取り組みの裾野を広げるために必要です。

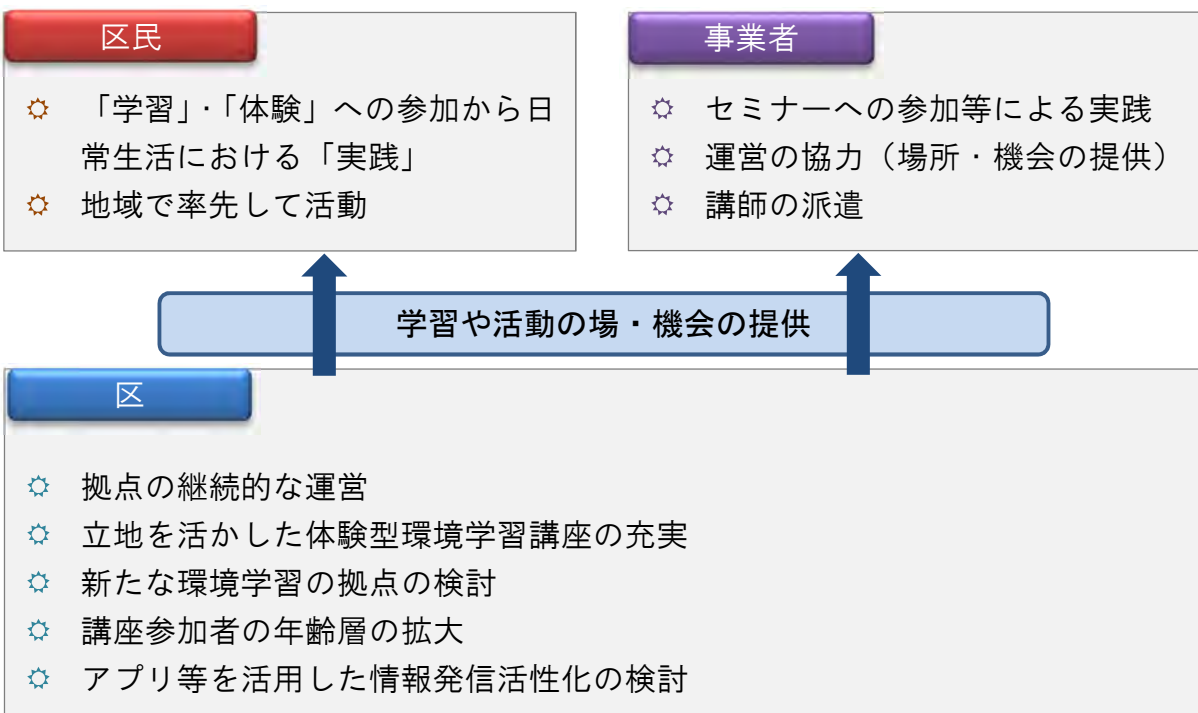
以上を踏まえ、体験型の学習機会の充実に取り組みます。

### 内容

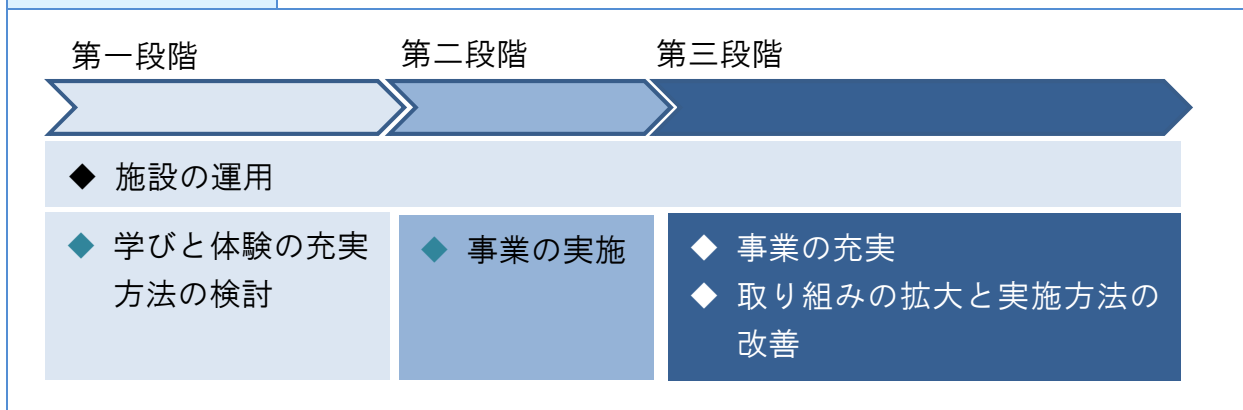
環境情報活動センターで開催される魅力的な環境学習講座やセミナー等を引き続き実施します。また、地球規模の温暖化を背景に、環境に対して学びへの需要が高まっていることから、現在のセンター機能を包括した新たな環境学習施設の設置について検討を進めていきます。

この施設は「未来をつくる担い手である子どもたち」や「子どもを支える人たち」をターゲットとし、体験学習機能を軸に、情報発信機能、交流・連携機能の3つの機能で構成し、分かりやすく楽しみながら学ぶ施設としていく予定です。

更に、アプリの活用等情報発信の多様化・活性化を検討し区全体の環境意識の向上に取り組みます。



ロードマップ



関連施策

共通目標「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）

施策の方向性① 環境情報を発信する

施策 環境に関する情報の整理と効果的な発信

施策の方向性② 環境学習・体験を推進する

施策 区民や事業者等の環境学習・体験の機会づくり

## 第6章 環境保全行動指針

### 1 区民の行動

#### 日常生活における環境保全行動

区民の皆さんの日頃の心がけ次第で、環境へ与える影響を軽減し、より暮らしやすい生活環境の確保に貢献することができます。ここに示す例に加えて、皆さんが生活の中で気づいたことにも積極的に取り組んでみましょう。



#### 自宅でできること

##### 省エネに配慮した行動を心がける

###### 照明・空調・家電

- ⊙ 家電製品を使用しないときは、主電源を切るか、コンセントを抜く。
- ⊙ 自然の風や光を取り入れ、空調や照明の使用を抑える。
- ⊙ カーテン・ひさし等を活用し、冷暖房の効果を高める。
- ⊙ 季節・天候に合わせてエアコンの設定温度を調整する。
- ⊙ エアコンや換気口のフィルターを定期的に清掃する。
- ⊙ 照明をLEDに交換する。

###### キッチン・洗面・お風呂・トイレ

- ⊙ 冷蔵庫を開けている時間を短くする。
- ⊙ 季節に合わせて冷蔵庫の設定温度を調整する
- ⊙ キッチン、洗面所、トイレ等で使うお湯の温度を低めに設定する。
- ⊙ お風呂のふたを閉める。
- ⊙ 電気便座の設定温度を低くする。

###### その他の省エネルギー

- ⊙ 家庭の電気・ガス等の使用量を把握し、省エネルギー・節電に努める。
- ⊙ 電力会社を選ぶときは、CO2 排出係数等環境の観点にも考慮する。
- ⊙ 太陽光発電設備や太陽熱温水器等を設置する。

### 地球温暖化への適応を進める

- ☀ 打ち水等を行い、暑さを和らげる。
- ☀ よしずやすだれ等、涼しく過ごす工夫をする。
- ☀ 熱中症を予防するため、適切に空調を使用する。

### ごみを減らす工夫を心がける

- ☀ 食べきれる量を調理し、食べ残しをなくす。
- ☀ 生ごみの水切りをする。
- ☀ 生ごみを堆肥化する。
- ☀ エネルギー使用量を考慮しながら、家電・家具等は修理する等し、できるだけ長く使う。
- ☀ 排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する。
- ☀ 小型家電等の資源回収に協力する。

### 水やみどりを大切にする

- ☀ 風呂の残り湯を洗濯に利用する。
- ☀ 蛇口はこまめに閉め、流しっぱなしにしない。
- ☀ 節水型のシャワーヘッドや水栓を利用する。
- ☀ 雨水利用タンクを設置する等し、雨水の利用を進める。
- ☀ 生垣・みどりのカーテン・庭木・花壇等、身近なみどりを育てる。

### 近隣の住環境に配慮した生活をする

- ☀ 食器等に付着した油汚れは拭き取ってから洗う。
- ☀ 殺虫剤や農薬等は、適切使用し、有害化学物質の放出・漏出を防ぐ。
- ☀ 騒音・悪臭・振動等による近隣への影響を発生させないようにする。
- ☀ 自宅周辺の美化に取り組む。
- ☀ たばこの吸い殻やごみをポイ捨てしない。

### 【区の支援策等】

#### 地球温暖化対策を進める

- ⊗ 簡易型電力量表示器の貸し出しを行う。（暮らしの中の電力シェイプ作戦）
- ⊗ 「しながわ家庭エコチャレンジ」等、学校における省エネルギーの普及啓発を行う。
- ⊗ 打ち水・避暑シェルター等、街中の暑さ対策を実施する。
- ⊗ 省エネ診断・省エネ機器・再エネ機器・エコ住宅等に関する情報を発信する。

#### 循環型の都市づくりをすすめる

- ⊗ 小型家電・古着・廃食用油・不要園芸土の拠点回収を行う。
- ⊗ 小学生ポスター展・スケルトン清掃車の環境学習等、子どもへの環境教育を行う。
- ⊗ 「ごみ・リサイクルカレンダー」・「ごみ・リサイクル通信」等の配布をし、情報発信を行う。
- ⊗ 分別に関する指導を行い、家庭ごみの適切な排出を促す。



### 買い物等消費するときに見えること

#### 買うものを選んで省エネルギーにつなげる

- ⊗ 家電製品等は、省エネ性能の高いものを選択する。
- ⊗ なるべく近くで生産された食品を購入する。

#### 消費に伴うごみを減らす

- ⊗ 買い物の際はマイバッグを持参し、過剰な包装を断る。
- ⊗ 詰め替え可能な商品や長持ちする商品を優先的に選択する。
- ⊗ 食材を無駄にしないよう、食料品の買い方を工夫する。
- ⊗ 環境負荷のより少ない商品を選ぶ。
- ⊗ 再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。
- ⊗ フリーマーケットやリサイクル店等を活用する。

## 【区の支援策等】

- ⊗ 省エネ機器に関する情報発信を行う。
- ⊗ マイバッグ・マイはし・マイボトル、詰め替え製品の利用等の啓発を行う。
- ⊗ 「リサイクルショップリボン」の運営を行う。
- ⊗ フリーマーケットの実施・支援を行う。
- ⊗ 不要な衣類・玩具等の交換を支援・実施する。
- ⊗ 本のリサイクル市を実施する。
- ⊗ 食品ロス削減の啓発を実施する。



## 外出するときに行えること

- ⊗ 徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する。
- ⊗ アイドリングストップ等、エコドライブに努める。
- ⊗ 電気自動車やハイブリッド自動車等、低公害車を利用する。

## 【区の支援策等】

- ⊗ 公共交通機関の利用や低公害車、エコドライブに関する啓発を行う。



## 住宅を建築・改築・購入するときに行えること

### 住宅の省エネ化を進める

- ☼ 太陽光発電システムや太陽熱温水器等、環境にやさしいエネルギーを取り入れる。
- ☼ 省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調・熱源機器・照明器具等を導入する。
- ☼ HEMS(家でのエネルギーを管理するシステム)・家庭用燃料電池・蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的に創り、蓄え、使う工夫を取り入れる。

### 水やみどりを活かす

- ☼ 雨水を地中に浸透させるための施設(「雨水浸透ます」・「雨水浸透管」)を設置する。
- ☼ 屋上緑化や壁面緑化を取り入れる。
- ☼ 生垣を設け、維持する。
- ☼ 住宅の新築や改築の際は、みどりを取り入れる等、自然環境に配慮する。

### 【区の支援策等】

- ☼ 太陽光発電システム・家庭用電気式生ごみ処理機・雨水利用タンク・宅地内雨水浸透施設等の設置を助成する。
- ☼ エコ&バリアフリー住宅改修・屋上緑化・生垣造成等への助成を行う。





## 余暇を楽しむときにできること

- ⊗ 自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくり、自然保護についての知識を得る。
- ⊗ 野外や旅行先で、川・海・山等の自然を汚さないように親しむ。

### 【区の支援策等】

- ⊗ 環境学習と体験の機会を提供する。
- ⊗ 交流自治体で自然に触れる機会を補助する。



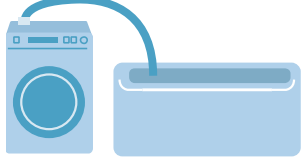
## その他日常の中でできること

- ⊗ 環境に関する記事や本等を読む。
- ⊗ 学校や地域の美化活動や自然環境の保全活動等に積極的に参加・協力する。
- ⊗ 地域の環境イベント等に積極的に参加する。
- ⊗ その場所の生態系を乱す外来生物を持ち込まないようにする。
- ⊗ ペットは責任を持って飼う。
- ⊗ 街路樹や公園のみどりを大切にする。
- ⊗ 民間企業が行っているカーボンオフセットの取り組みに参加する。

### 【区の支援策等】

- ⊗ しながわ ECO フェスティバル等のイベントや講演会を開催する。
- ⊗ 環境情報活動センターを運営し、情報発信と活動の場の提供を行う。
- ⊗ HP 等において、環境情報を発信する。

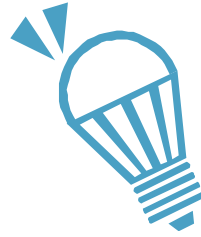
## 行動による取り組み効果

省エネポイント	年間の節約額	CO <sub>2</sub> 削減量
<p>⚙️ エアコンの使用時間を1日1時間減らす</p> 	490 円	9.2kg
<p>⚙️ テレビをつけている時間を1日1時間減らす</p> 	440 円	8.2kg
<p>⚙️ 冷蔵庫は無駄な開閉をしない</p> <p>※扉を12分ごとに25回、10秒間開放した場合とその2倍の回数を行った場合との比較</p> 	270 円	5.1kg
<p>⚙️ 冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する</p> <p>※周囲温度22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合</p> 	1,600 円	30.2kg
<p>⚙️ 食器を洗うときは低温に設定する</p> <p>※65Lの水道水(水温20℃)を使い、給湯機の設定温度を40℃から38℃にし手洗いした場合(使用回数1日1回)</p> 	940 円	18.9kg
<p>⚙️ お風呂は間隔をあけずに続けて入る</p> <p>※外気温25℃、200Lの浴槽の水を40℃に沸かし、2時間後に1.5℃下がったお湯を追い炊きしない場合</p> 	1,430 円	28.6kg
<p>⚙️ お風呂のふたを閉める</p> <p>※外気温25℃、200Lの浴槽の水を40℃に沸かし、4時間後に40℃まで追い炊きした場合、4時間後の温度低下は蓋有り3℃、蓋無し5℃。</p> 	1,910 円	38.2kg
<p>⚙️ お風呂の残り湯で洗濯する</p> <p>※お風呂の残り湯90Lを洗濯に使う場合</p> 	7,900 円	22.7kg
<p>⚙️ 電気便座の設定温度を低くする</p> <p>※便座の温度設定を中から弱にした場合(貯湯式)</p> 	690 円	12.9kg

## 買換えで省エネルギー

### LED

#### 照明器具への交換も簡単



白熱電球に比べて省エネ+長寿命となり、消費電力が1/4～1/6、寿命が40倍(4万時間)になります。

※白熱電球(54W)が4個ついた照明器具を、LED電球(9W)に交換し、1日8時間使用した場合

年間消費  
電力量

526

kWh  
省エネ

年間  
電気代

13,600

円  
おトク

### 冷蔵庫

#### 24時間365日冷蔵庫、買換えで大きな省エネルギー



断熱性能の向上やインバーター制御により省エネ性能が大きく向上しています。

※10年前の平均的な性能の機種から買換える場合

年間消費  
電力量

300  
~370

kWh  
省エネ

年間  
電気代

7,800  
~9,600

円  
おトク

### テレビ

#### 部屋にあったサイズを選ぼう



最近の液晶テレビは、LEDバックライトを使う等して消費電力を削減しています。

※10年前の平均的な性能の機種から買換える場合

年間消費  
電力量

128

kWh  
省エネ

年間  
電気代

3,300

円  
おトク

### エアコン

#### APFの値をチェックしよう



エアコンの省エネ性能は、APF(通年エネルギー消費効率)で示されています。APFの値が大きいほど省エネルギーです。

※10年前の平均的な性能の機種から買換える場合

年間消費  
電力量

238

kWh  
省エネ

年間  
電気代

6,200

円  
おトク

出典：東京都地球温暖化防止活動推進センター 「家庭の省エネハンドブック 2017」「家庭の省エネスタートガイド」

## 環境保全行動チェックリスト（区民版）

日常生活における環境保全行動のうち、家庭や外出時に一人ひとりが簡単に取り組みやすい行動をチェックリストにまとめました。

いつもできている項目には○、たまにできているものは△、できていないものは×を記入して、自分がどのくらい環境保全行動に取り組めているのかチェックしてみましょう。

チェック項目	
1	家電製品を使用しないときは、主電源を切るか、コンセントを抜く
2	カーテン・ひさし等を活用し、冷暖房の効果を高める
3	エアコンや換気口のフィルターを定期的に清掃する
4	季節・天候に合わせてエアコン・冷蔵庫の設定温度を調整する
5	冷蔵庫を開けている時間を短くする
6	季節に合わせて冷蔵庫の設定温度を調整する
7	キッチン、洗面所、トイレ等で使うお湯の温度を低めに設定する
8	電気便座の設定温度を低くする
9	生ごみの水切りをする
10	排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する
11	買い物の際はマイバッグを持参し、過剰な包装を断る
12	食材を無駄にしないよう、食料品の買い方を工夫する
13	徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
14	アイドリングストップ等、エコドライブに努める
15	学校や地域の美化活動や自然環境の保全活動等に積極的に参加・協力する
16	蛇口はこまめに閉め、流しっぱなしにしない。

LED 照明への交換や省エネ機器の買換えにもチャレンジ！

照明をLEDに交換する	はい・いいえ
家電製品等は、省エネ性能の高いものを選択する	はい・いいえ

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

## 2 事業者の行動

### 事業活動における環境保全行動

日常業務の心がけ次第で、環境への負荷を軽減することができます。ここに示す例に加えて、業務を行う中で気づいたことにも積極的に取り組んでみましょう。



### 事業活動の中でエネルギーを使うときにできること

#### 省エネルギーに配慮した行動を心がける

- ⊙ 冷暖房の温度を適正に設定し、サマールック・ウォームビズを実施する。
- ⊙ 適切な換気を行い、冷暖房負荷を低減する。
- ⊙ エレベーターの使用を控え、階段を積極的に利用する。
- ⊙ 事業所内のエネルギー使用量を把握し、省エネルギー、節電に努める。
- ⊙ グリーン電力証書やカーボンオフセット等の制度を活用し、温室効果ガス排出量を削減する。

#### 設備・機器の省エネ化を行い、適切に利用する

- ⊙ オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する。
- ⊙ OA 機器を省エネモードに設定する。
- ⊙ 照明の間引きを行い、照明が不要な時間・場所では消灯する。
- ⊙ LED 照明を導入し、利用する。
- ⊙ 空調機器のフィルターを定期的に清掃する。
- ⊙ 設備機器を適切に維持管理する。

#### 地球温暖化への適応を進める

- ⊙ 打ち水等、身近な暑さ対策を行う。
- ⊙ 防災機能向上に役立つ再生可能エネルギーや蓄電池、自立分散型エネルギーを導入する。

#### 【区の支援策等】

- ⊙ 中小事業所における LED 照明設置への助成を行う。
- ⊙ サマールック・ウォームビズキャンペーンを実施する。
- ⊙ 省エネオフィスに関する啓発を行う。



## 事業所の設置、増改築を行うときにできること

### 事業所施設・設備の省エネ化を進める

- ☼ 太陽光発電システム、太陽熱利用機器等、再生可能エネルギーや自立分散型エネルギーを導入する。
- ☼ 建築材や空調・熱源機器・照明器具等は、省エネ性能の高いものや、環境負荷の少ないものを導入する。
- ☼ BEMSを導入し、エネルギーの適切な管理を行う。

### 地域住民や周辺環境への配慮を進める

- ☼ 周辺地域のみどりの状況を考慮し、様々な生き物が生息できる環境に配慮したみどりの保全・創出に努める。
- ☼ 屋上・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める。
- ☼ 騒音・振動・悪臭を発生させない構造、配置等を採用する。
- ☼ ネオンや照明等は、近隣地域や居住者に配慮して使用する。
- ☼ 建設工事における廃棄物の発生を抑制する。

### 【区の支援策等】

- ☼ 太陽光発電システム設置・屋上緑化・生垣造成への助成を行う。
- ☼ BEMS・CEMS等効率的なエネルギー管理システムの導入を促進する。



## 事業活動に必要な物品を購入するときができること

- ☼ 長持ちする、部品交換や詰め替えが可能、リサイクルしやすい、環境負荷の少ない製品を購入する。
- ☼ 梱包材、容器包装等の減量化に努める。
- ☼ 環境に配慮した事業活動を行っている事業者から購入する。

### 【区の支援策等】

- ☼ ごみの減量について事業者への啓発を行う。



## 商品・サービスを製造、販売・提供するときにとできること

### ごみを減らし資源を有効活用する

- ⊙ ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える。
- ⊙ 調達・調理を工夫し、食品ロスの削減に努める。
- ⊙ 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする。
- ⊙ 買い物客のマイバッグ持参を支援する。
- ⊙ 必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める。
- ⊙ 製品、容器等の再利用の方法について情報提供し、再利用を促進する。

### 大気・水・土壌等環境の保全に努める

- ⊙ 節水機器の導入や、水の使い方の工夫等を行い、事業所内での節水に努める。
- ⊙ 雨水利用タンクを設置する等し、雨水の利用を進める。
- ⊙ 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない材料等を利用し、大気汚染の発生を抑制する。
- ⊙ 化学物質を適正に管理し、排出削減を図る。
- ⊙ 環境負荷の少ない燃料使用、熱源システムへの転換を進める。
- ⊙ 環境マネジメントシステムの取得および適切な運用に努める。

### 【区の支援策等】

- ⊙ 雨水利用タンクの設置を助成する。
- ⊙ 「エコアクション 21」認証取得を支援する。
- ⊙ ごみの発生抑制のための啓発を行う。
- ⊙ 環境保全に関する各種法令等に基づく指導や情報提供を行う。





## 移動するときに見えること

- ⊗ 徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する。
- ⊗ アイドリングストップ等、エコドライブに努める。
- ⊗ 効率の良い配送や運送に努める。
- ⊗ バイオ燃料等を活用し、石油燃料の使用を低減する。
- ⊗ 社有車の買換えの際は、環境負荷の少ない自動車を選択する。

### 【区の支援策等】

- ⊗ 低公害車への買換えに対する支援を行う。
- ⊗ エコドライブの普及啓発を行う。



## 廃棄物を処理するときに行えること

- ⊗ 廃棄物の保管場所を設置し、適正に管理する。
- ⊗ 分別を徹底し、3Rを実践する。
- ⊗ 産業廃棄物の適正処理を遂行する。
- ⊗ 事業から発生する生ごみを堆肥化する。

### 【区の支援策等】

- ⊗ 事業系生ごみ処理機の導入を助成する。
- ⊗ ごみの減量について事業者への啓発を行う。
- ⊗ 適正な排出に関する指導を行う。



### その他事業活動の中でできること

- ⊗ 事業活動に伴う環境負荷の状況や、環境保全活動等の実施状況等について、積極的に情報公開する。
- ⊗ 従業員への環境教育を進める。
- ⊗ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。
- ⊗ 地域の環境保全活動や環境イベント等に積極的に参加する。
- ⊗ 地域の環境学習・環境教育の活動を支援する。

#### 【区の支援策等】

- ⊗ 事業者向けの環境セミナー等を開催する。
- ⊗ しながわ ECO フェスティバル等のイベントや講演会を開催する。
- ⊗ 環境情報活動センターを運営し、情報発信と活動の場の提供を行う。
- ⊗ HP 等において、環境情報を発信する。

## 環境保全行動チェックリスト（事業者版）

事業活動における環境保全行動のうち、会社や従業員が個人でも簡単に取り組みやすい行動をチェックリストにまとめました。

いつもできている項目には○、たまにできているものは△、できていないものは×を記入して、自分がどのくらい環境保全行動に取り組めているのかチェックしてみましょう。

チェック項目	
1	冷暖房の温度を適正に設定し、サマールック・ウォームピズを実施する
2	エレベーターの使用を控え、階段を積極的に利用する
3	OA 機器を省エネモードに設定する
4	照明の間引きを行い、照明が不要な時間・場所では消灯する
5	空調機器のフィルターを定期的に清掃する
6	打ち水等、身近な暑さ対策を行う
7	長持ちする、部品交換や詰め替えが可能、リサイクルしやすい、環境負荷の少ない製品を購入する
8	梱包材、容器包装等の減量化に努める
9	調達・調理を工夫し、食品ロスの削減に努める
10	買い物客のマイバッグ持参を支援する
11	徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
12	アイドリングストップ等、エコドライブに努める
13	分別を徹底し、3R を実施する

少し難易度が高い行動にもチャレンジ！

オフィス機器は、省エネタイプを導入する	はい・いいえ
LED 照明を導入し、利用する	はい・いいえ
屋上・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める	はい・いいえ
エコアクション 21 等の環境認証を取得する	はい・いいえ

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

継続して「実践」するためのポイント

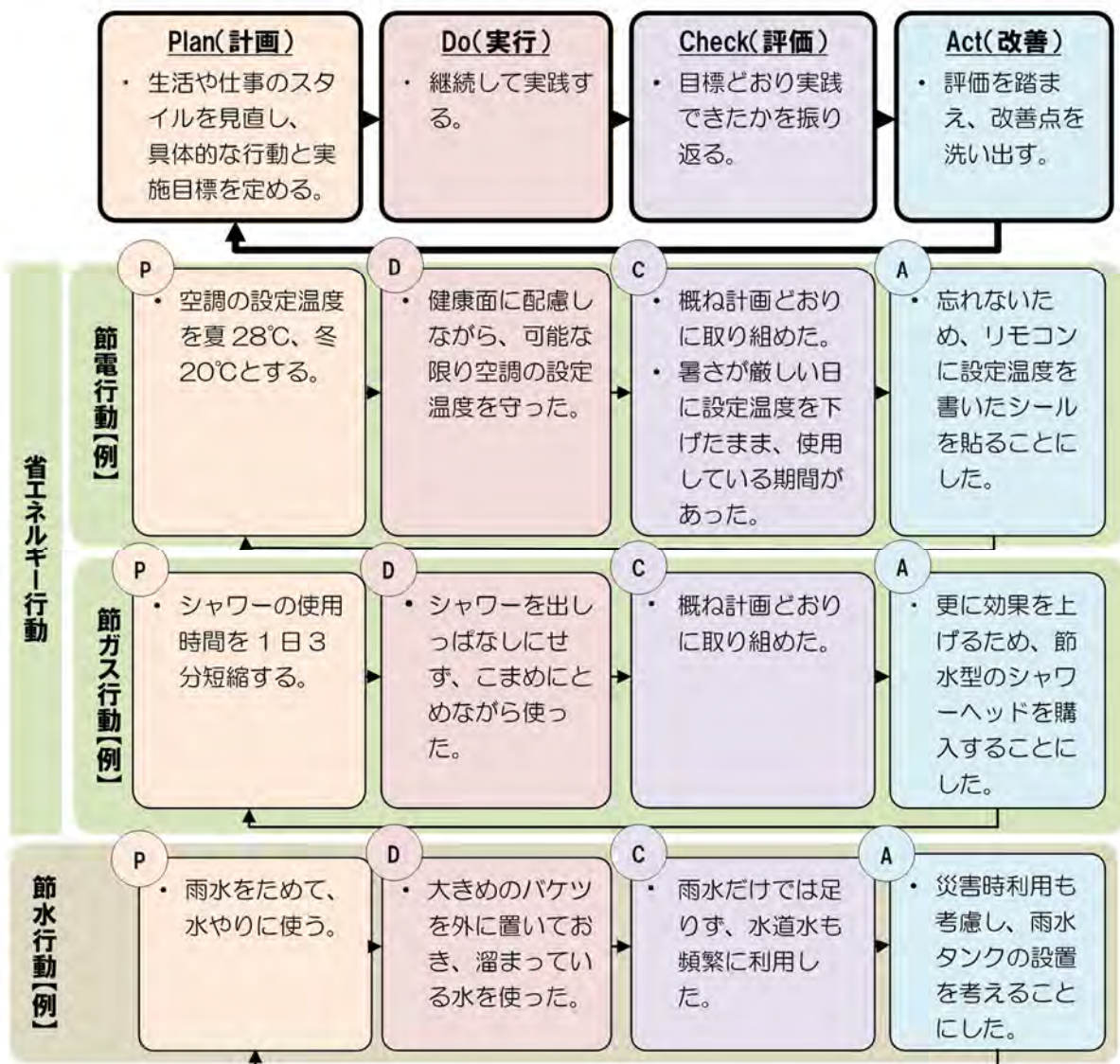
「PDCA」を意識して行動しましょう！！

環境に配慮した行動を継続して実践するためには、ご自分の生活スタイルや自社の業種や経営スタイルに合わせて、効果が実感できる行動を計画的に、無理なく実践することがポイントです。

合言葉は「PDCA」です。

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の頭文字をとったもので、この一連の行動を連続して実施することをPDCAサイクルといいます。

個人で、ご家庭で、職場で、環境配慮行動を実践に移す前に、下記の図を参考に自分なりのPDCAサイクルを回してみてもいいでしょうか。



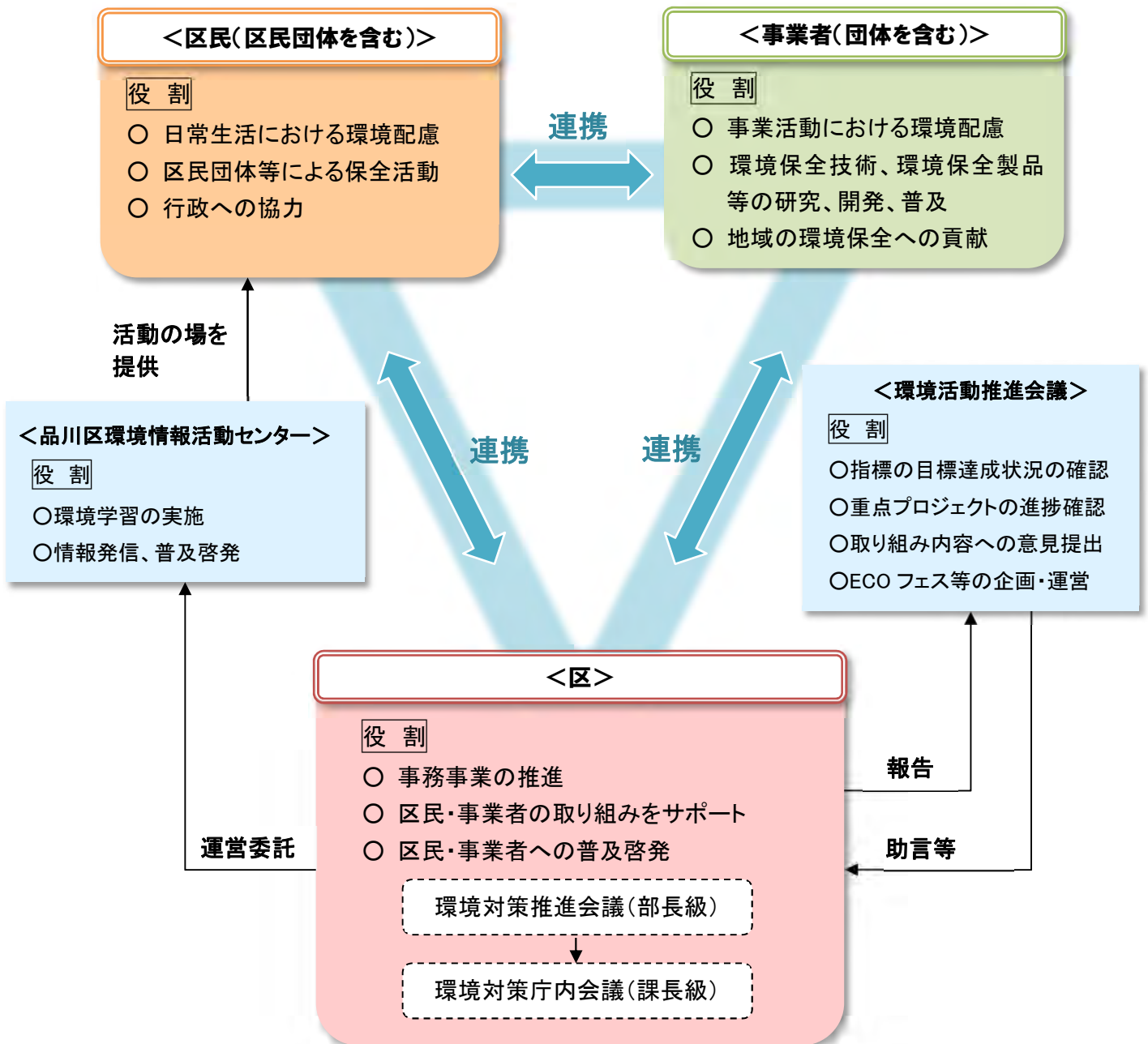
※ 本格的にPDCAサイクルに取り組みたい事業者の方は、ISOやエコアクション等の認証取得に取り組んでみてください。

# 第7章 計画の推進体制・進行管理

## 1 推進体制

区では、品川区環境基本計画を推進していくために、庁内組織である「環境対策推進会議」・「環境対策庁内会議」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取り組みを進めます。

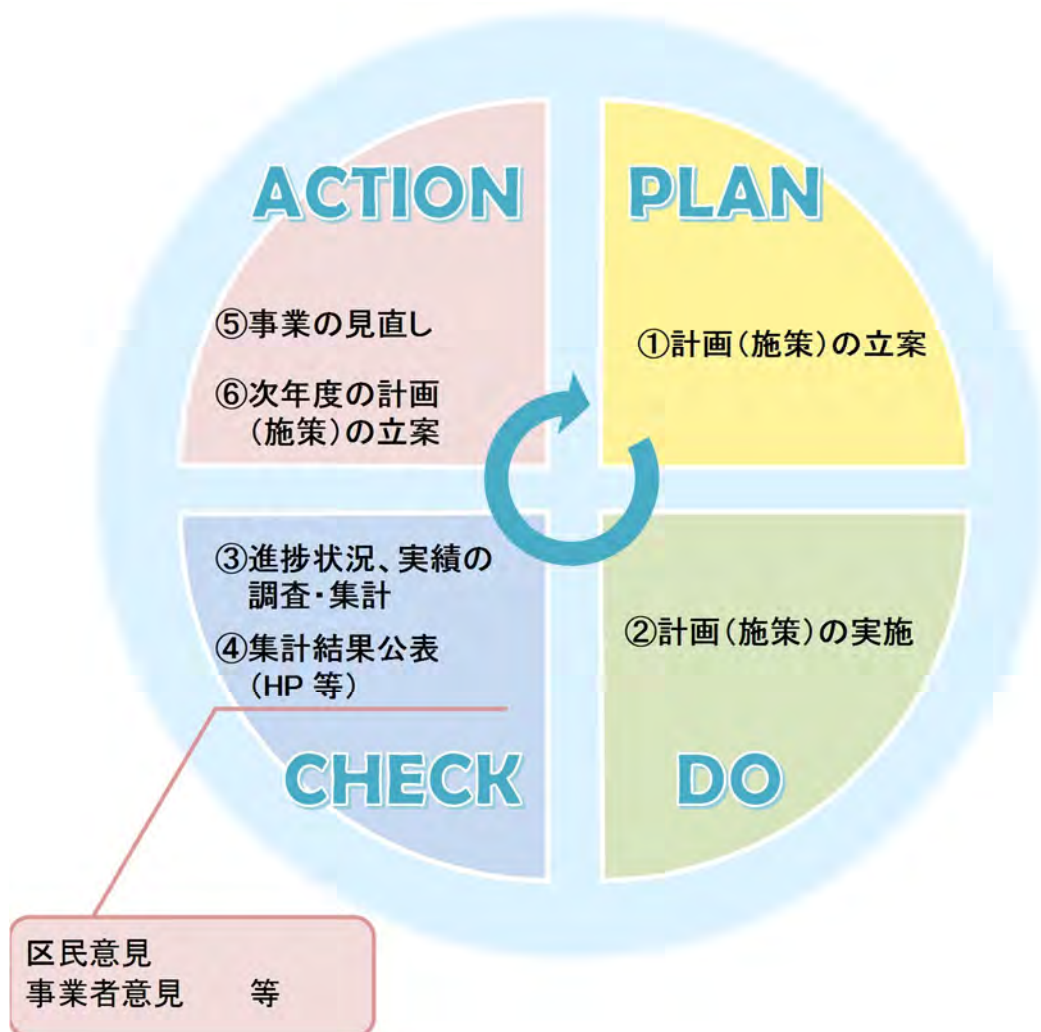
また、有識者や区民・事業者・団体の代表で構成される「環境活動推進会議」は、区民の立場および専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、区に対して助言・提言を行います。



## 2 進行管理

区は、行政評価等により、環境関連施策の取り組み状況の把握、評価および次年度の取り組みへの反映を行っています。

これまで行っている計画の進行管理に加え、多くの区民が参加できるように、計画の進捗状況をホームページ等で公開します。





## 資料編

資料1 品川区環境計画等改訂協議会の開催概要

資料2 主な環境関連法律・条例、計画

資料3 地区別の環境データ

## 資料1 品川区環境計画等改訂協議会の開催概要

## (1)品川区環境計画等改訂協議会 委員名簿

氏名（敬称略、順不同）		区分	所属
会長	後藤 真太郎	学識経験者	立正大学大学院教授
副会長	山本 達也		清泉女子大学准教授
委員	千葉 雅雄	区内関係団体	品川区町会連合会
委員	土屋 智英子		品川区消費者の会
委員	伊東 堅		東京商工会議所品川支部
委員	榎田 陽子		品川区商店街連合会
委員	城 健人		品川区環境活動推進会議
委員	篠木 孝夫		区内事業所
委員	内田 秀勝	株式会社学研ホールディングス	
委員	菊本 哲雄	東京急行電鉄株式会社	
委員	大前 淳次	株式会社ローソン	
委員	小野 文義	東京サラヤ株式会社	
委員	糸井 康博	東京電力パワーグリッド株式会社	
委員	小畑 俊満	東京ガス株式会社	
委員	岩城 英規	区民	
委員	河野 公彦		公募区民
委員	切石 義和		公募区民
委員	藤田 修一	区職員	都市環境部 部長

## (2) 策定の経緯

	環境計画等 改訂協議会	環境対策推進会議 環境対策庁内会議	区民参加
平成 29 年 1 月			区民・事業者 アンケート (区民 1/5～2/3、 事業者 1/12～2/3)
2 月			
3 月			
4 月	第 1 回改訂協議会	第 1 回環境対策庁内会議	
5 月		第 2 回環境対策庁内会議 第 1 回環境対策推進会議	
6 月	第 2 回改訂協議会		
7 月		第 3 回環境対策庁内会議	
8 月	第 3 回改訂協議会		
9 月			
10 月			
11 月		第 4 回環境対策庁内会議	
12 月		第 5 回環境対策庁内会議	
平成 30 年 1 月	第 4 回改訂協議会		パブリックコメント (2/1～3/2)
2 月			
3 月	第 5 回改訂協議会	第 6 回環境対策庁内会議 第 2 回環境対策推進会議	

## 資料2 主な環境関連法律・条例、計画

## (1) 主な環境関連法律・条例

分類	法令	公布日及び最終改正
環境全般	環境基本法	平成5年11月19日公布
		平成26年5月30日最終改正
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成25年6月21日公布
		平成29年4月14日最終改正
公害	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和46年6月10日公布
		平成27年6月19日最終改正
大気環境	大気汚染防止法	昭和43年6月10日公布
		平成29年6月2日最終改正
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）	平成4年6月3日公布
		平成23年8月30日最終改正
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月16日公布
		平成26年6月18日最終改正
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成17年5月25日公布
	平成29年5月31日最終改正	
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	昭和64年1月4日公布	
	平成26年6月13日最終改正	
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	平成13年6月22日公布
	平成25年6月12日最終改正	
水環境	水質汚濁防止法	昭和45年12月25日公布
		平成29年6月2日最終改正
	河川法	昭和39年7月10日公布
		平成29年6月2日最終改正
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成21年7月15日公布
		平成23年6月15日最終改正
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	昭和45年12月25日	
	平成29年6月2日最終改正	
化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	昭和48年10月16日

分類	法令	公布日及び最終改正
		平成 29 年 6 月 7 日最終改正
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、PRTR 法）	平成 11 年 7 月 13 日公布
		平成 14 年 12 月 13 日最終改正
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）	平成 13 年 6 月 22 日公布
平成 28 年 5 月 2 日最終改正		
騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日公布
		平成 26 年 6 月 18 日最終改正
振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日公布
		平成 26 年 6 月 18 日最終改正
地盤沈下	工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日公布
		平成 26 年 6 月 13 日最終改正
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和 37 年 5 月 1 日公布
		平成 12 年 5 月 31 日最終改正
悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日公布
		平成 23 年 8 月 30 日最終改正
エネルギー	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）	昭和 54 年 6 月 22 日公布
		平成 27 年 9 月 9 日最終改正
	エネルギー政策基本法	平成 14 年 6 月 14 日公布
	バイオマス活用推進基本法	平成 21 年 6 月 12 日公布
	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	平成 21 年 7 月 8 日公布
		平成 26 年 6 月 18 日最終改正
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日公布	
	平成 28 年 6 月 3 日最終改正	
廃棄物・リサイクル	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日公布
		平成 24 年 6 月 27 日最終改正
	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	昭和 45 年 12 月 25 日公布
		平成 29 年 6 月 16 日最終改正
	容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）	平成 7 年 6 月 16 日公布
		平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	平成 10 年 6 月 5 日公布
		平成 29 年 6 月 16 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
廃棄物・リサイクル	建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	平成 12 年 5 月 31 日公布
		平成 26 年 6 月 4 日最終改正
	食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）	平成 12 年 6 月 7 日公布
		平成 25 年 12 月 13 日最終改正
	自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）	平成 14 年 7 月 12 日公布
		平成 29 年 6 月 16 日最終改正
小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）	平成 24 年 8 月 10 日公布	
東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 18 日公布	
	平成 26 年 4 月 18 日最終改正	
資源の有効利用	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	平成 12 年 5 月 31 日公布
		平成 27 年 9 月 11 日最終改正
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年 4 月 26 日公布 平成 26 年 6 月 13 日最終改正
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	平成 20 年 5 月 28 日公布	
	平成 25 年 11 月 22 日最終改正	
温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日公布
		平成 28 年 5 月 27 日最終改正
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成 19 年 5 月 23 日公布
		平成 28 年 5 月 27 日最終改正
都市の低炭素化の促進に関する法律	平成 24 年 12 月 4 日公布	
	平成 29 年 5 月 12 日最終改正	
環境アセスメント	環境アセスメント法（環境影響評価法）	平成 9 年 6 月 13 日公布
		平成 26 年 6 月 4 日最終改正
自然環境	自然環境保全法	昭和 47 年 6 月 22 日公布
		平成 26 年 6 月 13 日最終改正
	自然公園法	昭和 32 年 6 月 1 日公布
		平成 26 年 6 月 13 日最終改正
	都市緑地法	昭和 48 年 9 月 1 日公布
		平成 29 年 5 月 12 日最終改正
首都圏近郊緑地保全法	昭和 41 年 6 月 30 日公布	
	平成 29 年 5 月 12 日最終改正	

分類	法令	公布日及び最終改正
自然環境	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成4年6月5日公布
		平成29年6月2日最終改正
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成14年7月12日公布
		平成27年3月31日最終改正
	自然再生推進法	平成14年12月11日公布
	森林法	昭和26年6月26日公布
		平成29年6月2日最終改正
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	平成15年6月18日公布
		平成29年5月31日最終改正
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	平成20年5月16日公布	
	平成28年5月20日最終改正	
生物多様性基本法	平成20年6月6日公布	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成16年6月2日公布	
	平成26年6月13日最終改正	
土壌環境	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和45年12月25日公布
		平成23年8月30日最終改正
	土壌汚染対策法	平成14年5月29日公布
平成29年6月2日最終改正		
環境教育	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	平成15年7月25日公布
		平成23年6月15日最終改正
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	平成16年6月2日公布
		平成17年7月26日最終改正
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成15年7月25日公布
平成23年6月15日最終改正		
工場立地	工場立地法	昭和34年3月20日公布
		平成28年5月20日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
条例 (東京都)	東京都環境確保条例 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	平成 12 年 12 月 22 日公布 平成 29 年 4 月 1 日最終改正
	東京都環境基本条例	平成 6 年 7 月 20 日公布
条例 (品川区)	品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例	平成 15 年 3 月 31 日公布
	品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例	平成 11 年 12 月 10 日公布
		平成 28 年 12 月 8 日最終改正
	品川区みどりの条例	平成 6 年 3 月 30 日公布
		平成 14 年 3 月 29 日最終改正
	品川区景観条例	平成 22 年 7 月 8 日公布
平成 24 年 3 月 26 日最終改正		
品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例	平成 24 年 12 月 10 日公布	
	平成 29 年 3 月 29 日最終改正	

## (2) 主な環境関連計画

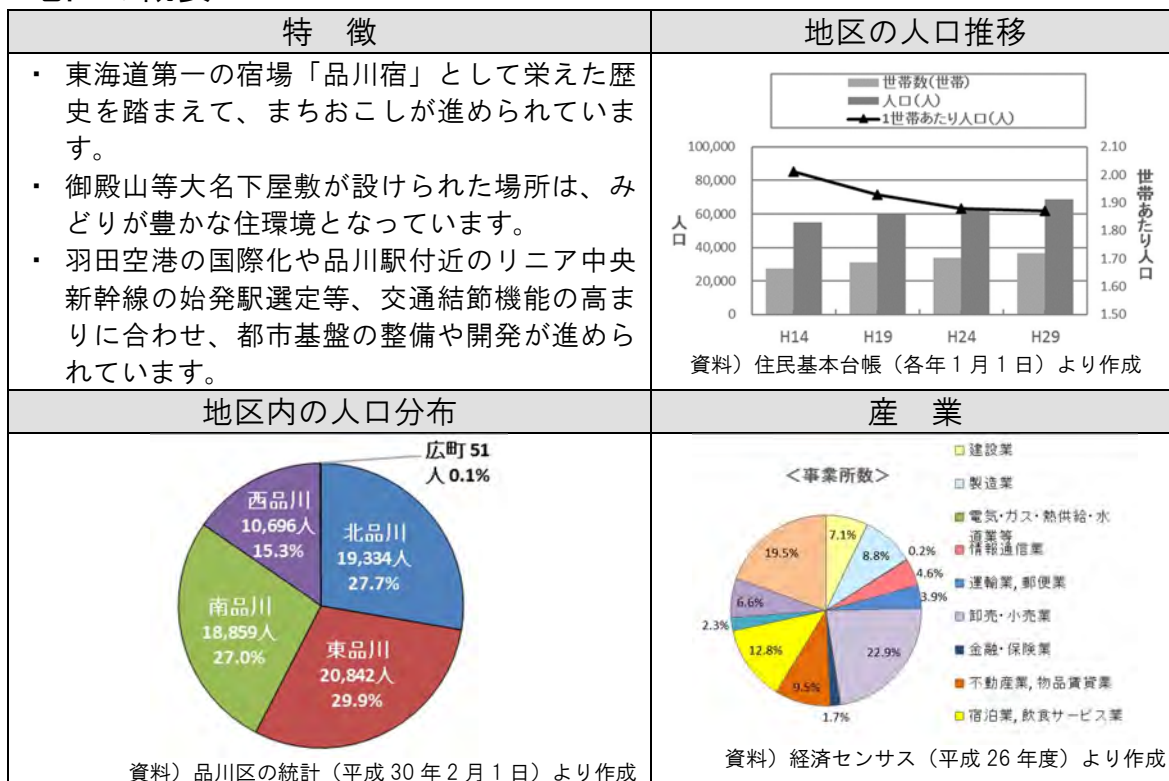
分類	計画名	策定年度
国	第四次環境基本計画	平成 24 年 4 月
東京都	東京都環境基本計画 2016	平成 28 年 3 月
品川区	品川区景観計画	平成 23 年 1 月
	品川区一般廃棄物処理基本計画 (第三次)	平成 25 年 3 月
	品川区地域防災計画	平成 28 年度一部修正
	水とみどりの基本計画・行動計画	平成 29 年 6 月行動計画一部改訂
	すべての人にやさしいまちづくり推進計画	平成 20 年 3 月



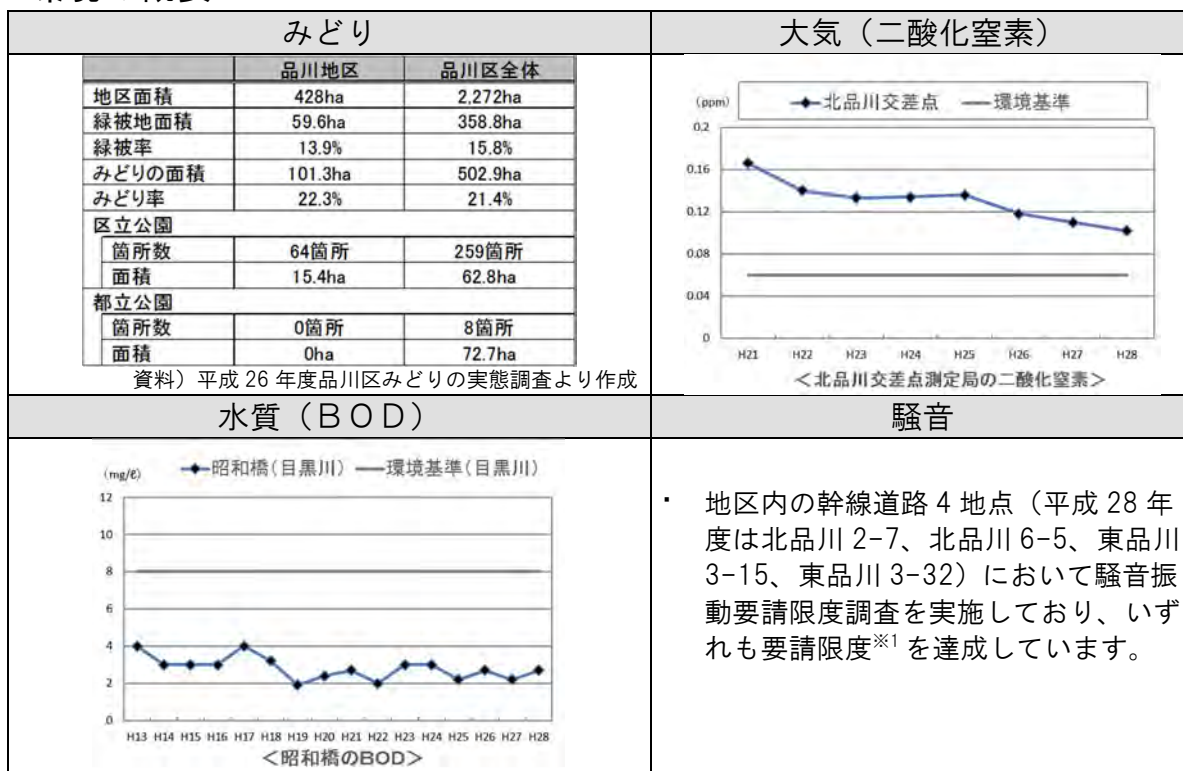
## 資料3 地区別の環境データ

## (1) 品川地区

## ■ 地区の概要



## ■ 環境の概要

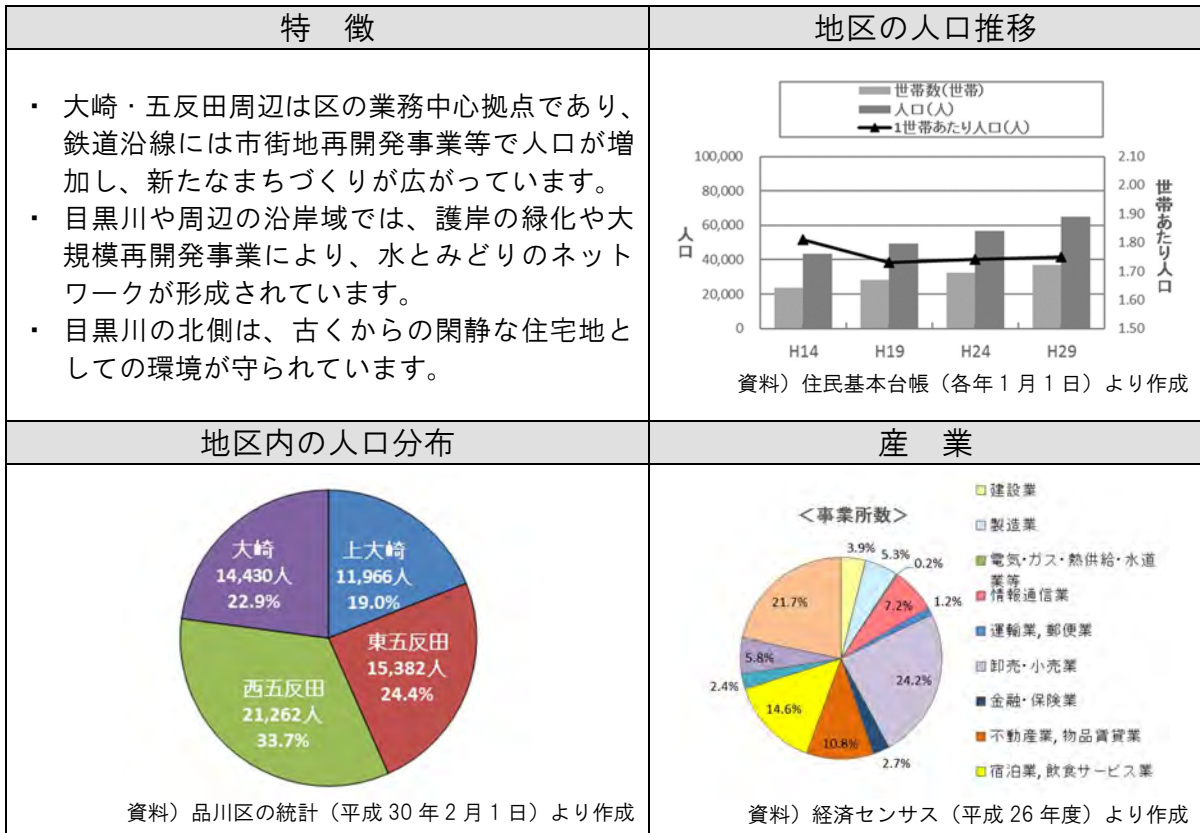


※1

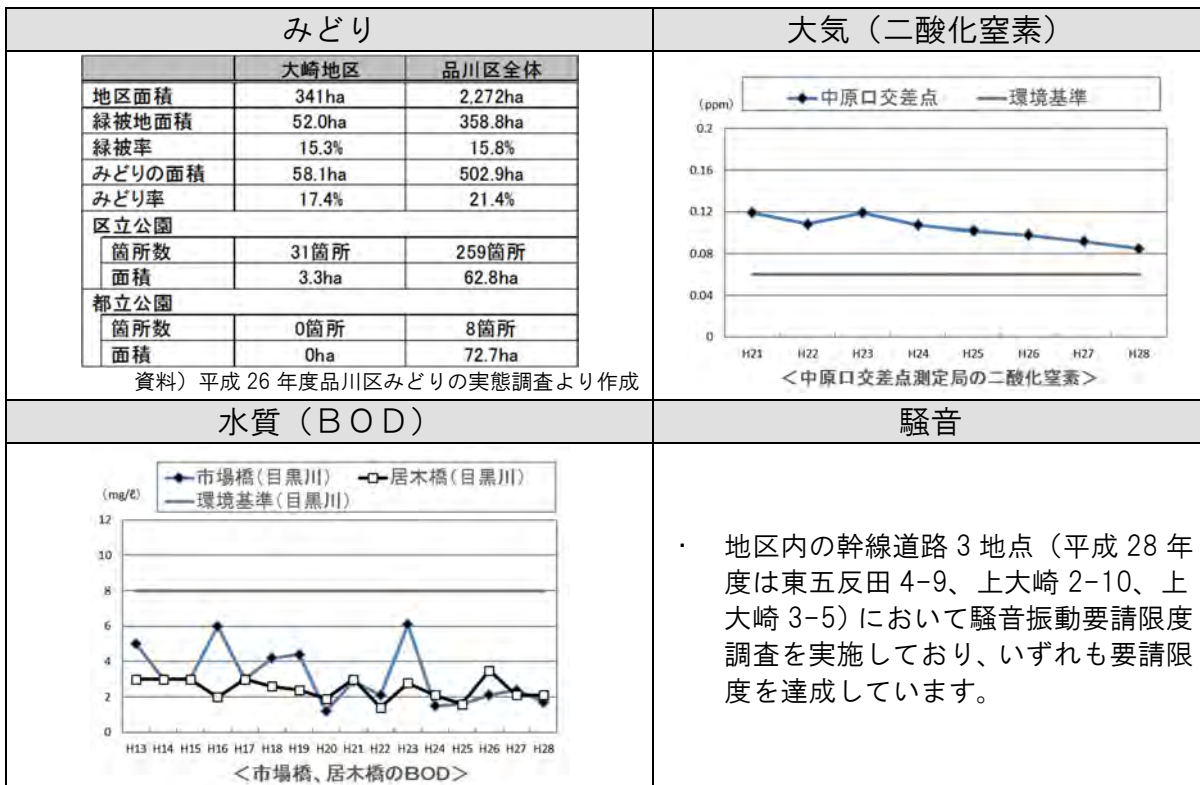
区内における自動車騒音または道路交通振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められたときに、公安委員会に対して対策を要請し、道路管理者に意見を述べるができる限度のこと。

## (2)大崎地区

### ■地区の概要

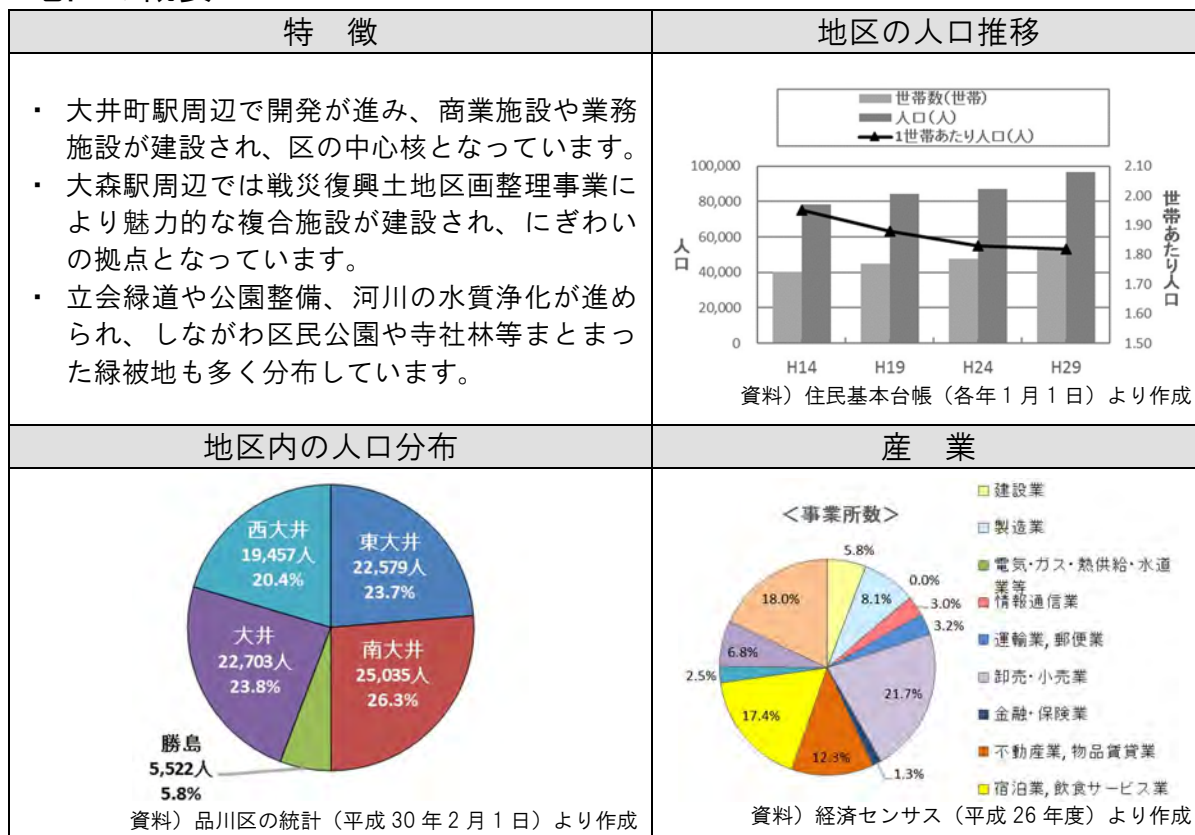


### ■環境の概要

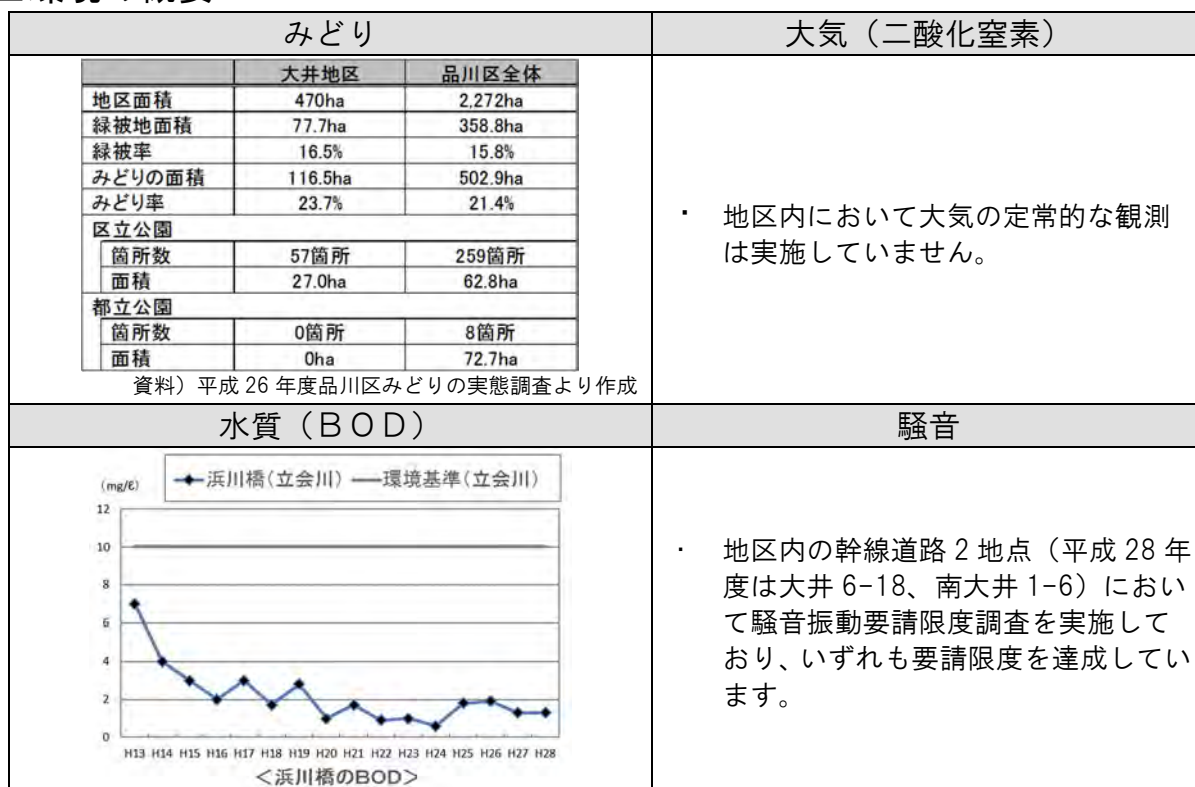


## (3)大井地区

## ■地区の概要



## ■環境の概要



## (4) 荏原地区

### ■ 地区の概要

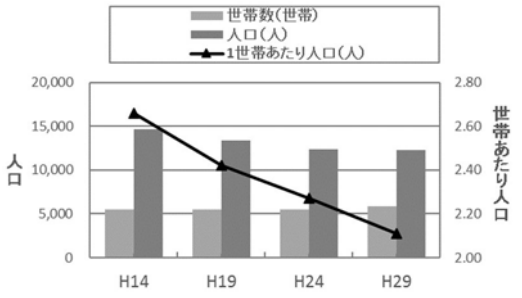

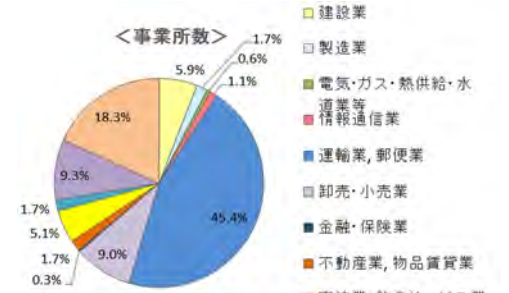
特 徴	地区の人口推移
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明治ごろまで地区内のほとんどが農地や雑木林として利用され、大正から昭和にかけて人口流入や工業が発展しました。現在では区内で最も人口が多い地区となっています。</li> <li>・ 目黒線の地下化や駅前広場の整理が進み、災害時の安全性の向上等、良好な街並みの形成が進んでいます。</li> <li>・ 武蔵小山駅や戸越銀座駅等を中心とした商店街により、地区活性拠点としてまちづくりが進められています。</li> </ul>	<p>資料) 住民基本台帳 (各年 1 月 1 日) より作成</p>
地区内の人口分布	産 業
<p>資料) 品川区の統計 (平成 30 年 2 月 1 日) より作成</p>	<p>資料) 経済センサス (平成 26 年度) より作成</p>

### ■ 環境の概要

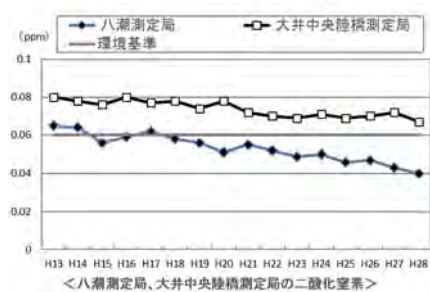
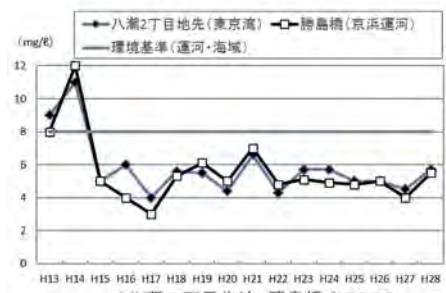
みどり	大気 (二酸化窒素)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>荏原地区</th> <th>品川区全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区面積</td> <td>578ha</td> <td>2,272ha</td> </tr> <tr> <td>緑被地面積</td> <td>67.8ha</td> <td>358.8ha</td> </tr> <tr> <td>緑被率</td> <td>11.7%</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>みどりの面積</td> <td>74.4ha</td> <td>502.9ha</td> </tr> <tr> <td>みどり率</td> <td>13.3%</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区立公園</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>104箇所</td> <td>259箇所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>11.3ha</td> <td>62.8ha</td> </tr> <tr> <td colspan="3">都立公園</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>1箇所</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>6.4ha</td> <td>72.7ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) 平成 26 年度品川区みどりの実態調査より作成</p>		荏原地区	品川区全体	地区面積	578ha	2,272ha	緑被地面積	67.8ha	358.8ha	緑被率	11.7%	15.8%	みどりの面積	74.4ha	502.9ha	みどり率	13.3%	21.4%	区立公園			箇所数	104箇所	259箇所	面積	11.3ha	62.8ha	都立公園			箇所数	1箇所	8箇所	面積	6.4ha	72.7ha	<p>資料) 平塚橋交差点測定局の二酸化窒素</p>
	荏原地区	品川区全体																																			
地区面積	578ha	2,272ha																																			
緑被地面積	67.8ha	358.8ha																																			
緑被率	11.7%	15.8%																																			
みどりの面積	74.4ha	502.9ha																																			
みどり率	13.3%	21.4%																																			
区立公園																																					
箇所数	104箇所	259箇所																																			
面積	11.3ha	62.8ha																																			
都立公園																																					
箇所数	1箇所	8箇所																																			
面積	6.4ha	72.7ha																																			
水質 (BOD)	騒音																																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内において河川等の水質の定常的な観測は実施していません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の幹線道路 1 地点 (平成 28 年度は東中延 2-5)において騒音振動要請限度調査を実施しており、いずれも要請限度を達成しています。</li> </ul>																																				

## (5)八潮地区

### ■地区の概要

特 徴	地区の人口推移
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の大半を占める地域が埋立地であり、大井ふ頭を中心に国際物流機能が集積しています。</li> <li>・ 住宅団地に加え、教育施設や高齢者福祉施設等が建設され、良好な住環境の形成と地域のニーズを反映した機能更新が進んでいます。</li> <li>・ 首都高速等広域的な道路インフラが整備され、資源化センターを設置し、リサイクル活動の拠点とされています。</li> </ul>	 <p>資料) 住民基本台帳 (各年 1 月 1 日) より作成</p>
地区内の人口分布	産 業
 <p>資料) 品川区の統計 (平成 30 年 2 月 1 日) より作成</p>	 <p>資料) 経済センサス (平成 26 年度) より作成</p>

### ■環境の概要

みどり	大気(二酸化窒素)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>八潮地区</th> <th>品川区全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区面積</td> <td>455ha</td> <td>2,272ha</td> </tr> <tr> <td>緑被地面積</td> <td>101.7ha</td> <td>358.8ha</td> </tr> <tr> <td>緑被率</td> <td>22.3%</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>みどりの面積</td> <td>152.6ha</td> <td>502.9ha</td> </tr> <tr> <td>みどり率</td> <td>30.3%</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区立公園</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>3箇所</td> <td>259箇所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>5.7ha</td> <td>62.8ha</td> </tr> <tr> <td colspan="3">都立公園</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>7箇所</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>66.3ha</td> <td>72.7ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) 平成 26 年度品川区みどりの実態調査より作成</p>		八潮地区	品川区全体	地区面積	455ha	2,272ha	緑被地面積	101.7ha	358.8ha	緑被率	22.3%	15.8%	みどりの面積	152.6ha	502.9ha	みどり率	30.3%	21.4%	区立公園			箇所数	3箇所	259箇所	面積	5.7ha	62.8ha	都立公園			箇所数	7箇所	8箇所	面積	66.3ha	72.7ha	 <p>資料) 八潮測定局、大井中央陸橋測定局の二酸化窒素&gt;</p>
	八潮地区	品川区全体																																			
地区面積	455ha	2,272ha																																			
緑被地面積	101.7ha	358.8ha																																			
緑被率	22.3%	15.8%																																			
みどりの面積	152.6ha	502.9ha																																			
みどり率	30.3%	21.4%																																			
区立公園																																					
箇所数	3箇所	259箇所																																			
面積	5.7ha	62.8ha																																			
都立公園																																					
箇所数	7箇所	8箇所																																			
面積	66.3ha	72.7ha																																			
水質(BOD)	騒音																																				
 <p>資料) 八潮二丁目先地、勝島橋のCOD&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の幹線道路 1 地点 (平成 28 年度は八潮 4-2) において騒音振動要請限度調査を実施しており、いずれも要請限度を達成しています。</li> </ul>																																				



[ 発行元 ] 品川区 都市環境部 環境課  
〒140-8715 品川区広町 2-1-36 TEL 03(5742)6749



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用